

愛知地方最低賃金審議会
第2回愛知県最低賃金専門部会

日 時 令和7年8月7日(木)
午後2時00分～
場 所 桜華会館本館2階
梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

3 閉 会

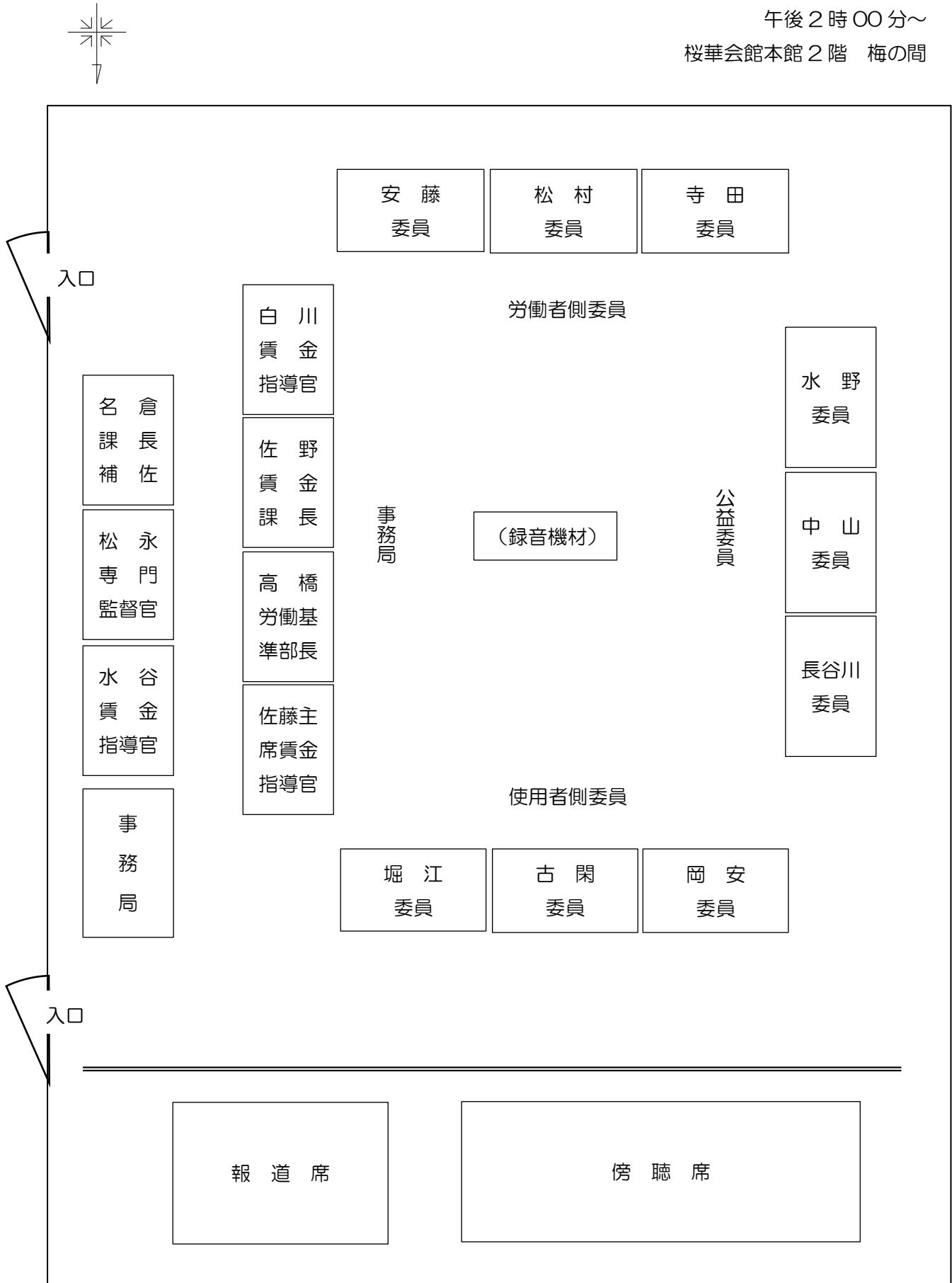
次回(第3回)
令和7年8月19日(火)
午前10時00分～
桜華会館本館2階
梅の間

愛知地方最低賃金審議会
第2回 愛知県最低賃金専門部会 配席図

令和7年8月7日(木)

午後2時00分～

桜華会館本館2階 梅の間



資料　　料　　目　　次

資料No.

1. 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員名簿	…	P 1
2. 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）	…	P 2
(1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解		
(2) 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（写）		
3. 令和7年 最低賃金に関する基礎調査について（確定値）	…	P 57
(1) 総括表1（産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別表）		
(2) 総括表2（産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別表）		
4. 未満率・影響率の推移（平成27年度～令和6年度版）	…	P 69
5. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和6年度版	…	P 70

【別途資料】中央最低賃金審議会資料（追加）

愛知地方最低賃金審議会委員 愛知県最低賃金専門部会 名簿

(令和7年7月29日現在)

公益代表委員

	氏名	現職等
○部会長代理	中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
	長谷川 ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
	水野 有香	愛知大学経済学部 教授

労働者代表委員

	氏名	現職等
	安藤 知子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	寺田 昭	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	松村 実	日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

	氏名	現職等
	岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 担当部長
	古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
	堀江 公仁子	株式会社フェアウインド 代表取締役

(敬称略、五十音順)

令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しをなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウエイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウェイト 1,215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4% から低下したもの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5% となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5% と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウェイト 2,626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5% に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウェイト 5,121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9% に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均6.7%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウエイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回(最終)集計結果で、全体で5.25%（昨年5.10%）で、平成3年(5.66%)以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%（昨年4.45%）で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については5.81%（昨年5.74%、一昨年5.01%）となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.38%（昨年5.58%）でこちらも2年連続で5%を超えており、また中小企業でも4.35%（昨年4.01%）で2年連続で4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%（昨年3.62%）、20人以下の企業で3.54%（昨年3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%（昨年3.43%）で、いずれも昨年から約0.2～0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%（昨年3.88%）で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参考指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかつた」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかつた」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかつた」「マイナスとなつた」割合が減少（前回20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかつた企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかつた割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したもの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施すること」、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参考指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」とされても踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要なことから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するよう検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月まで平均 3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果について全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

こうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差のは正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことから、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円 (5.6%)、B ランク 63 円 (6.3%)、C ランク 64 円 (6.7%) とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8% から 82.8% となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しをなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考え方もある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、經

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参考した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年は一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだが、地域の自主性がこれまで以上に發揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げ

に伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることからも、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めるとして主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの的確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方について変わりはないと言った。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、これまで以上に三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り広げ

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめんべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性について労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経

済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種

を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウエイトとは、基準年(令和2年)における家計の消費支出金額全体に対する割合(1万分比)を指す)。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を

含む支出項目である、年間購入頻度階級別指標で見た「頻繁に購入」する品目（ウェイト 1,215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4% から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因について、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5% となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5% と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウェイト 2,626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5% に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウェイト 5,121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9% に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1,136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7% で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年

6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回(最終)集計結果で、全体で5.25%(昨年5.10%)で、平成3年(5.66%)以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%(昨年4.45%)で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給)の加重平均の引上げ率の概算については5.81%(昨年5.74%、一昨年5.01%)となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果(第1回集計)では、大手企業で5.38%(昨年5.58%)でこちらも2年連続で5%を超えており、また中小企業でも4.35%(昨年4.01%)で2年連続で4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%(昨年3.62%)、20人以下の企業で3.54%(昨年3.34%)、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%(昨年3.43%)で、いずれも昨年から約0.2~0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%(昨年3.88%)で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率(ランク計)は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果(2.3%)を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率(ランク計)は3.2%となっており、これも昨年の結果(2.8%)を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分

に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参考指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2024 年の数値は 46.8% であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.1% 等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024 年時点（2024 年度最低賃金全国加重平均額 1,055 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 59.1%、平均値の 50.9%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 48.4%、平均値の 40.9% という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU 指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 5 年度は資本金 1,000 万円以上で 11.3%、1,000 万円未満で 28.8% の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 6 年は 6 ~ 10% 程度で推移、令和 7 年の第 1 四半期は 7.0% となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 3 年度は 4.9% 増加、令和 4 年度は 2.2% 増加、令和 5 年度は全体で 4.7% 増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 5 年度について、資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2% 増加、非製造業で 4.8% 増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 3 年度で 2.6 ポイント低下、令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下し、令和 5 年度は 65.1% となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 5 年

度は資本金 1,000 万円以上で 62.8%、資本金 1,000 万円未満で 80.0%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても足下では令和 4 年度から 4.6 ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和 5 年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差だったのに対し、令和 6 年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和 7 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和 6 年 9 月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約 3 ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約 3 ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかつた」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約 1 割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち 7 割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかつた」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約 3 ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかつた」「マイナスとなつた」割合が減少（前回 20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3 割しか価格転嫁できなかつた企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁できなかつた割合は 15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約 4 %ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約 6 ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和 2 年から令和 4 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したもの、令和 4 年から 3 年連続で増加し、直近の令和 6 年では 10,006 件となっている。一方、令和 7 年 1～6 月の物価高（インフレ）倒産については、449 件（前年同期 484 件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少している。

なお、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春

季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施すること」、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参考指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」とされても踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要なことから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するよう検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月まで平均 3.9% となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月

平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果について全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

こうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額

の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことから、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク63円(5.6%)、Bランク63円(6.3%)、Cランク64円(6.7%)とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は81.8%から82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については劳使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給

し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しをなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心とした業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るために、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等

により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

力 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考え方もある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経

當に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参考した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1か月に1回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したもの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。

注4 平均上昇率は、「同期の指標の単純平均」の「前年同期の指標の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数组合を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ボリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

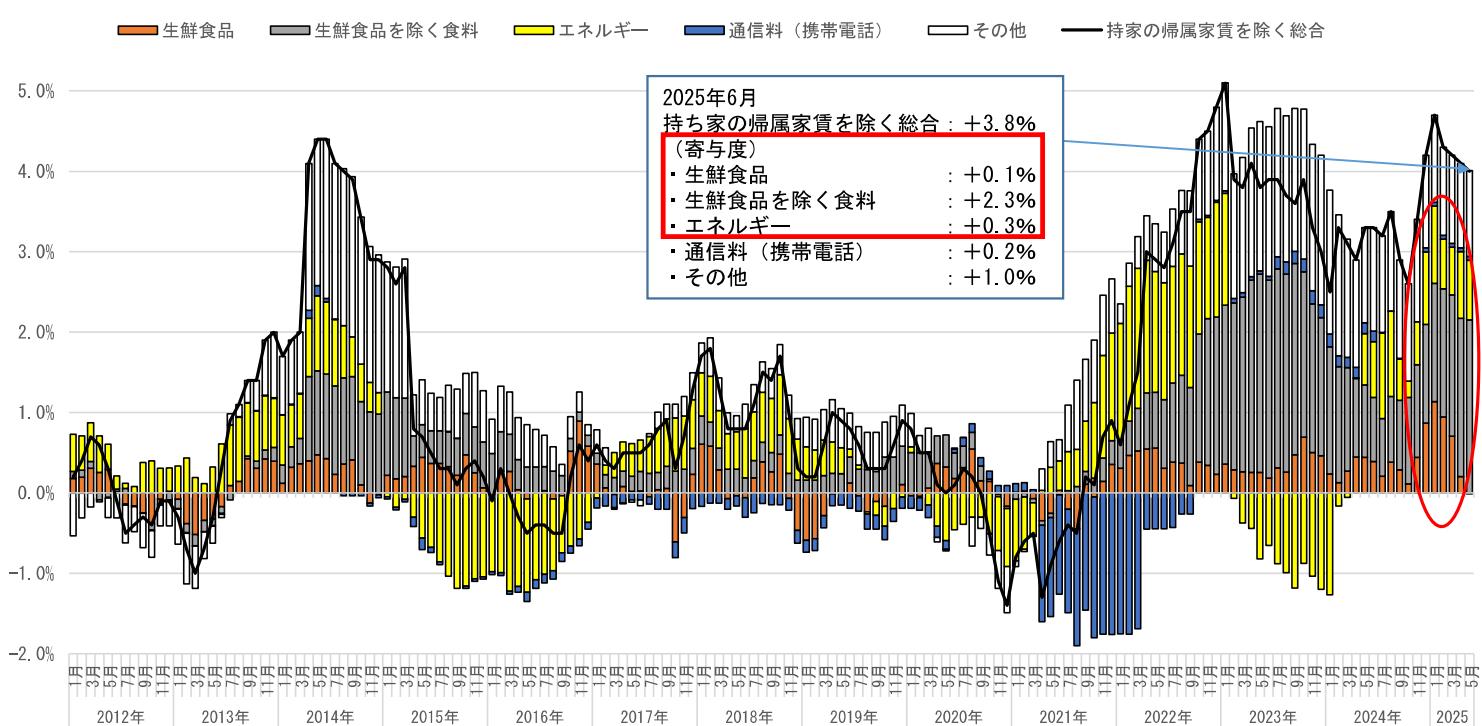
まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チュハイ
牛肉（輸入品）	ぶりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

3

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

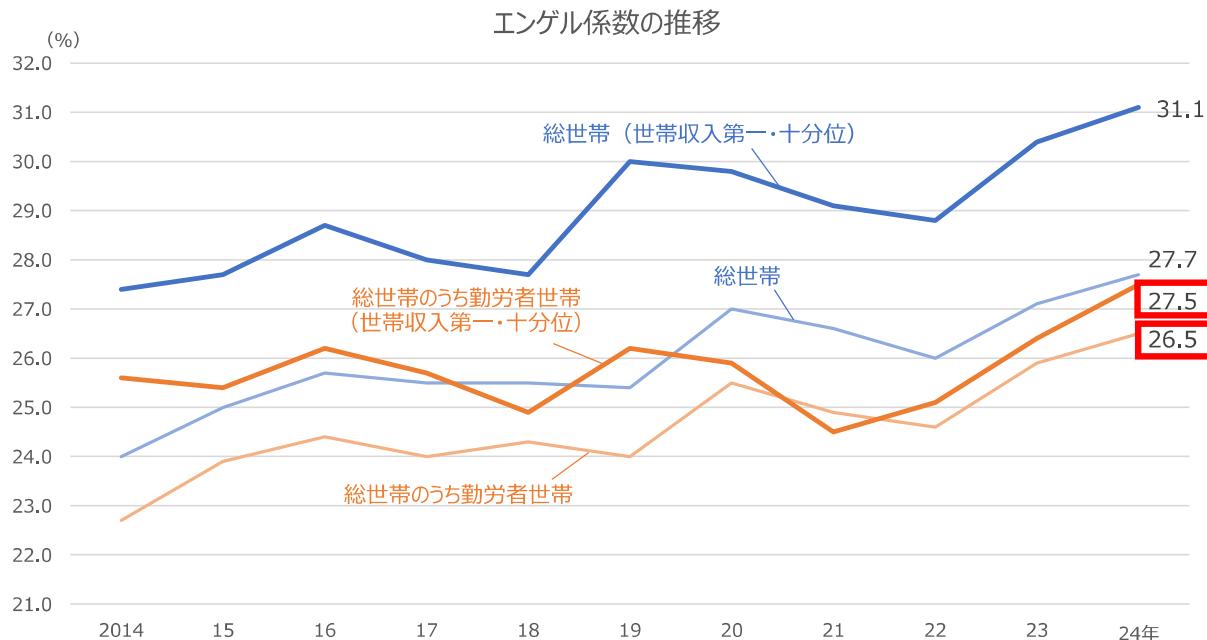
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

-32-

4

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

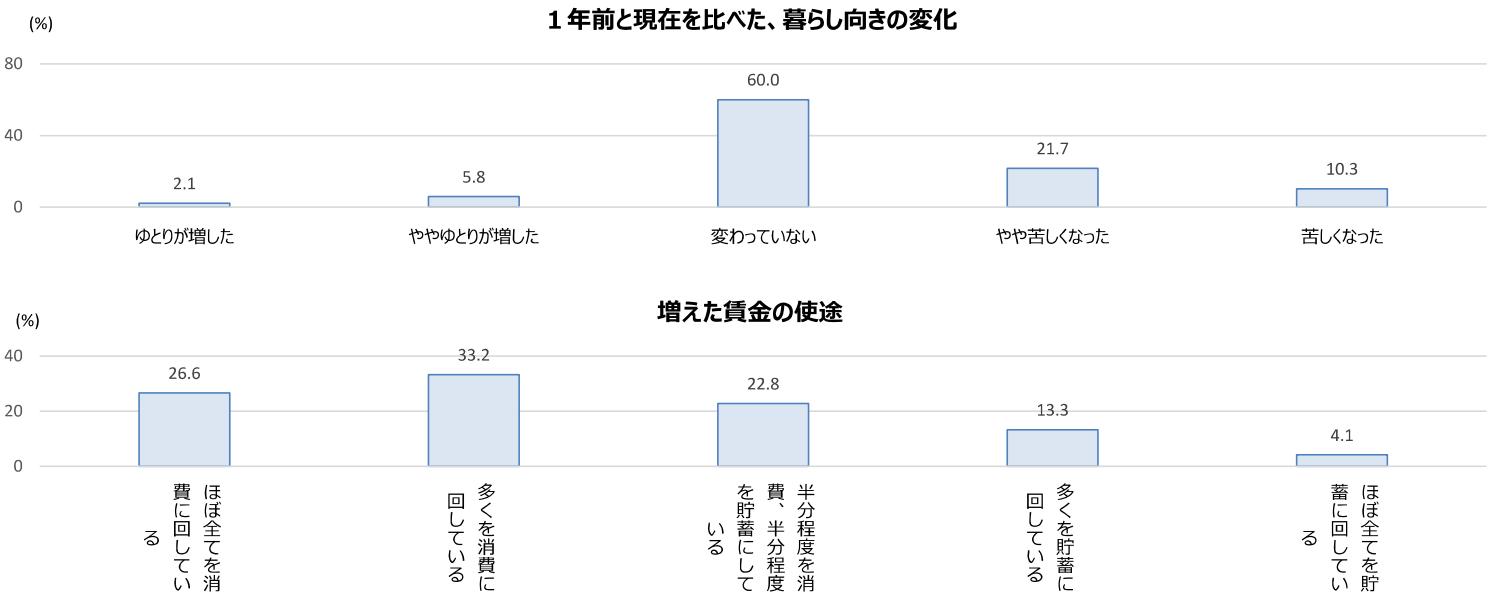
※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

5

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。

増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(703人)について集計。

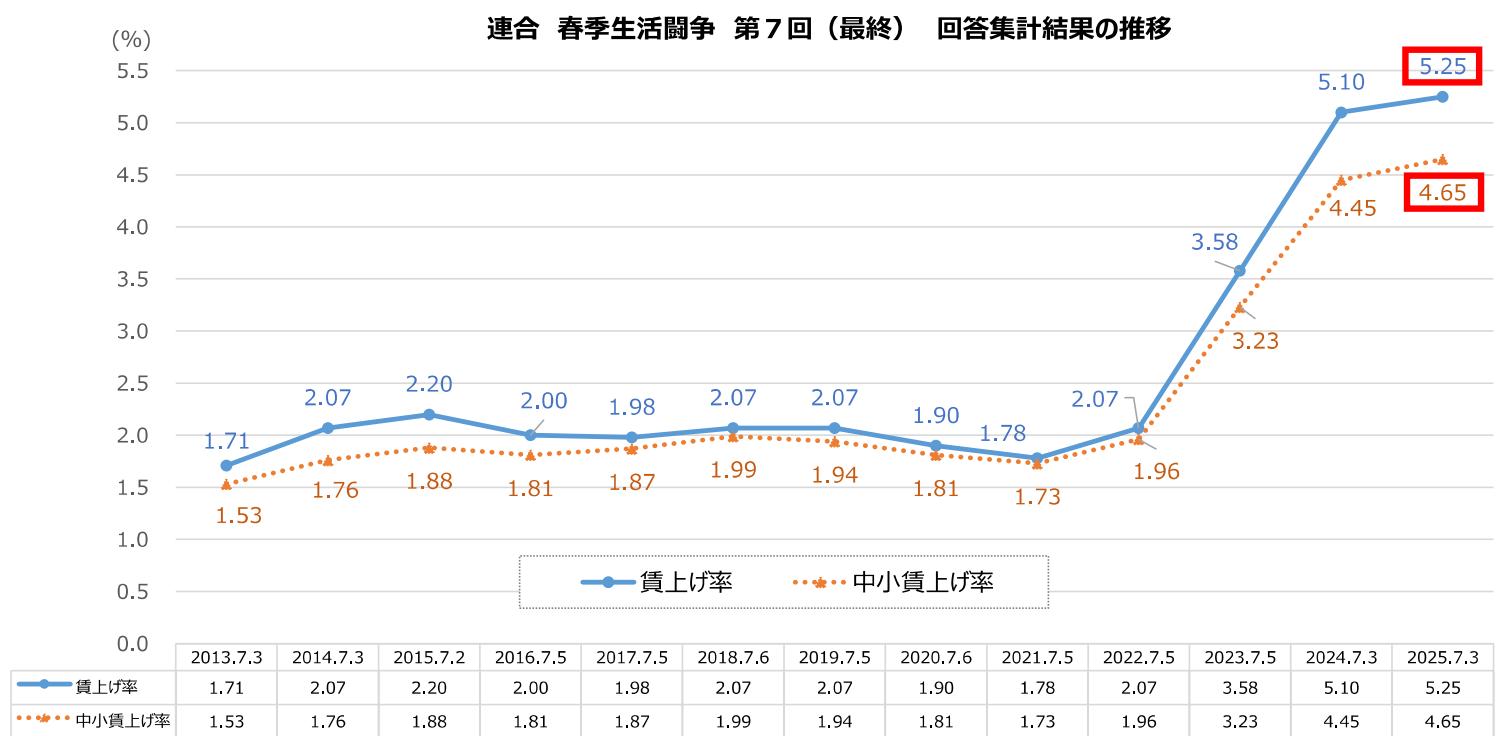
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

出所：株式会社ナピット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(厚生労働省委託事業) (2025年) の概要(速報)

6

連合 春季賃上げ妥結状況

- 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」(2025年7月3日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式（加重平均）による定算相当込み賃上げ率。

7

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

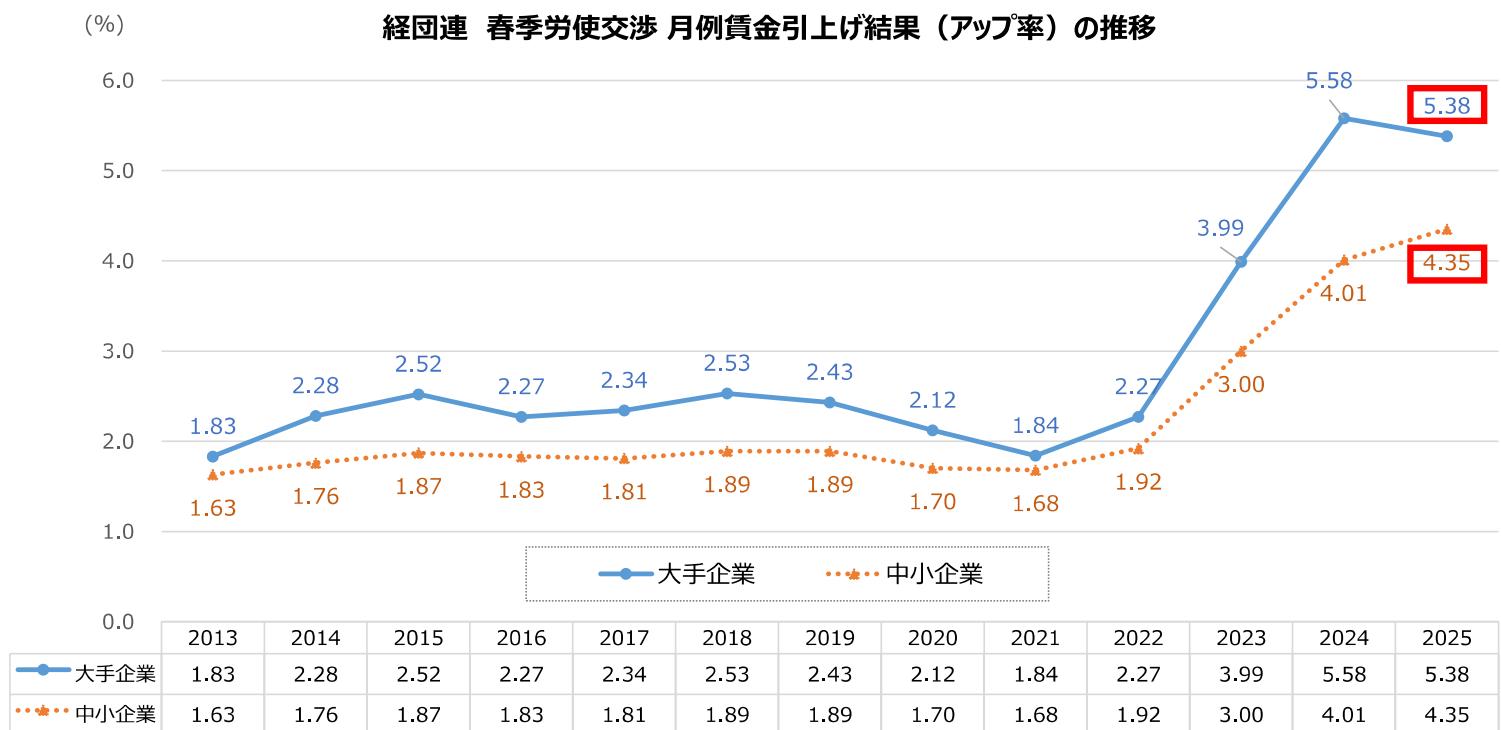
第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

時給	384組合 861,305人	単純平均		加重平均	
		賃上げ額	59.65円(53.78円)	引上げ率	5.17%(4.91%)
		平均時給	1,213.28円(1,148.92円)		66.98円(62.70円) 5.81%(5.74%)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円(9,137円)	10,004円(10,869円)	
		賃上げ率	4.32%(4.23%)		4.35%(4.98%)

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

9

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

		(加重平均)
正社員 (月給)	全体 2,389社	11,074円(9,662円) 4.03%(3.62%)
	20人以下 1,111社	9,568円(8,801円) 3.54%(3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体 1,537社	46.5円(37.6円) 4.21%(3.43%)
	20人以下 728社	37.4円(43.3円) 3.30%(3.88%)

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。

2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

3 ()の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

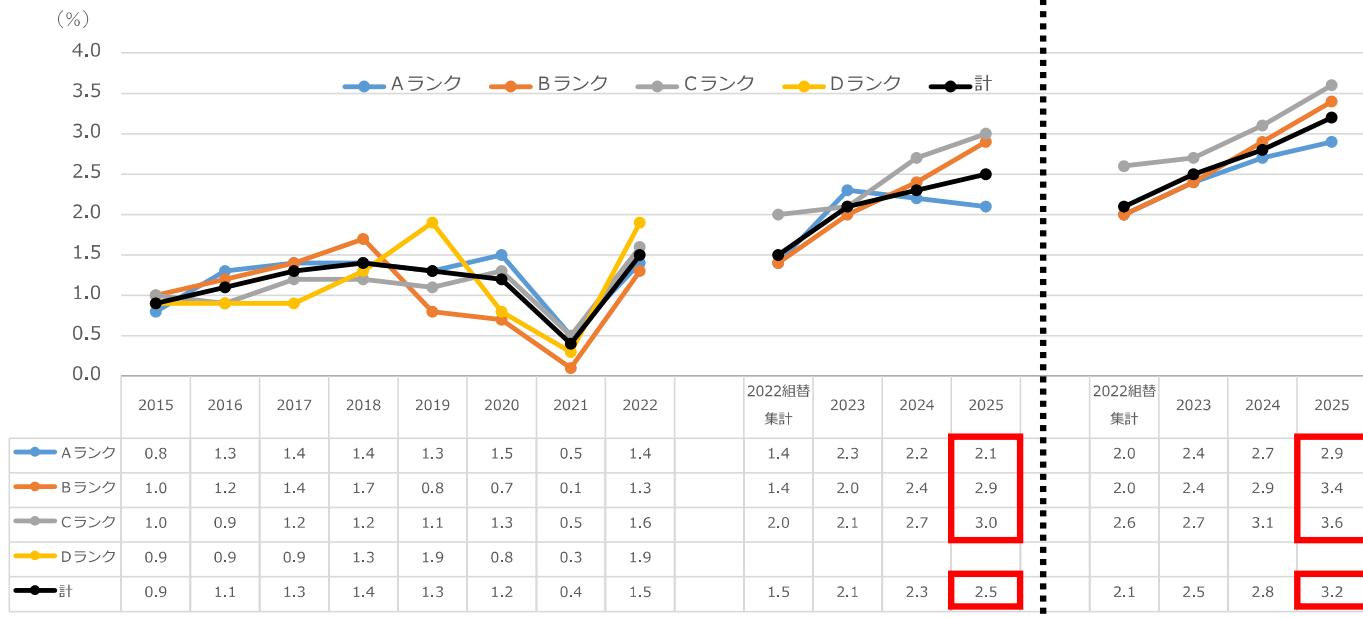
第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

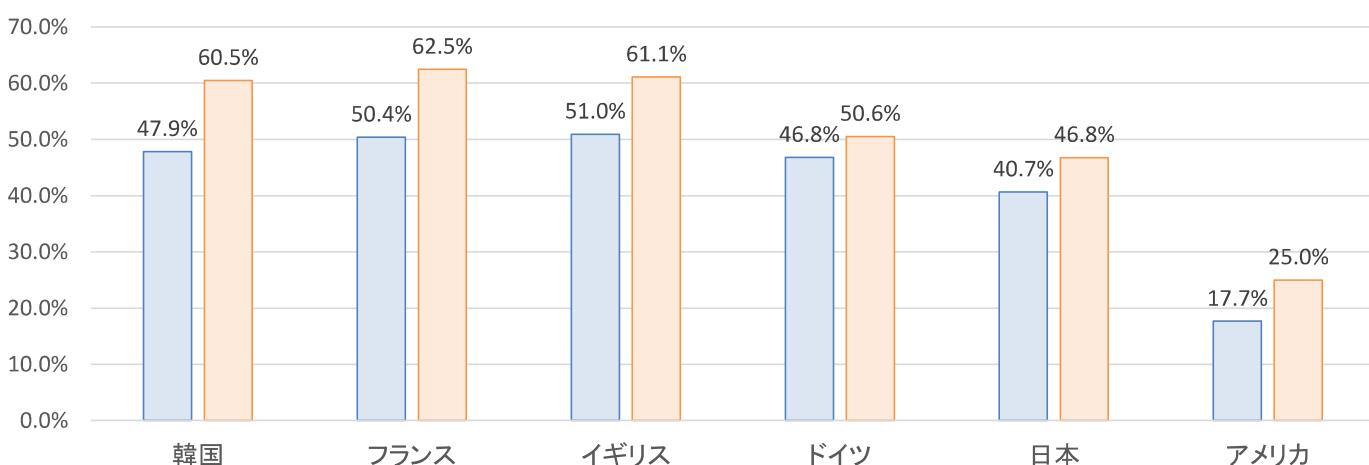
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2024年)



□フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 □フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1)各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2)アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

(注3)OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参考指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般 + 短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般 + 短時間)
所定内給与額 +特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 +超過労働給与額 +特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)+超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)+超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

13

法人企業統計による企業収益①(年度)

(単位：億円、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	" 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	" 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	" 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
売上高経常利益率	" 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	" 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	" 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	" 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2023年				2024年				2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	“ 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	“ 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	“ 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
売上高経常利益率	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	“ 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	“ 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	“ 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

産業・資本金規模計	前年度比	製造業				非製造業				前年度比				
		資本金1億円以上	資本金1千万円以上 1億円未満	資本金1千万円未満		資本金1億円以上	資本金1千万円以上 1億円未満	資本金1千万円未満						
				前年度比	前年度比			前年度比	前年度比					
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益（営業利益 - 支払利息等）+ 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与

+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 勤務・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

- 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少い企業ほど、高い割合で推移している。

		（単位：%）									参考：母集団数 (単位：社)
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

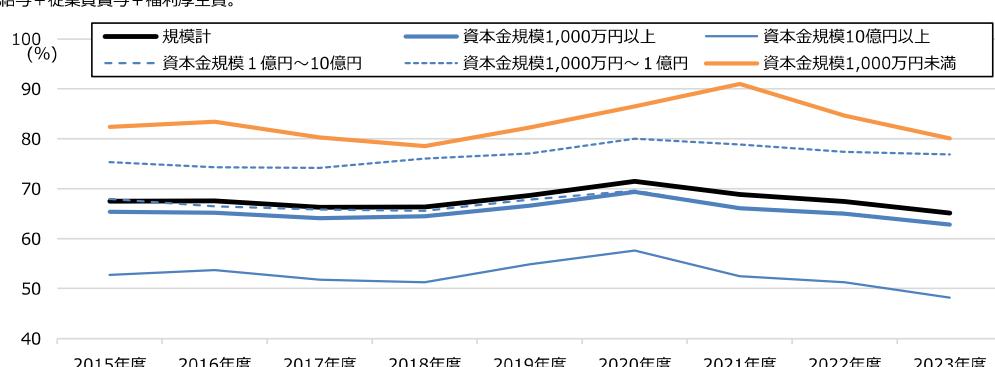
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

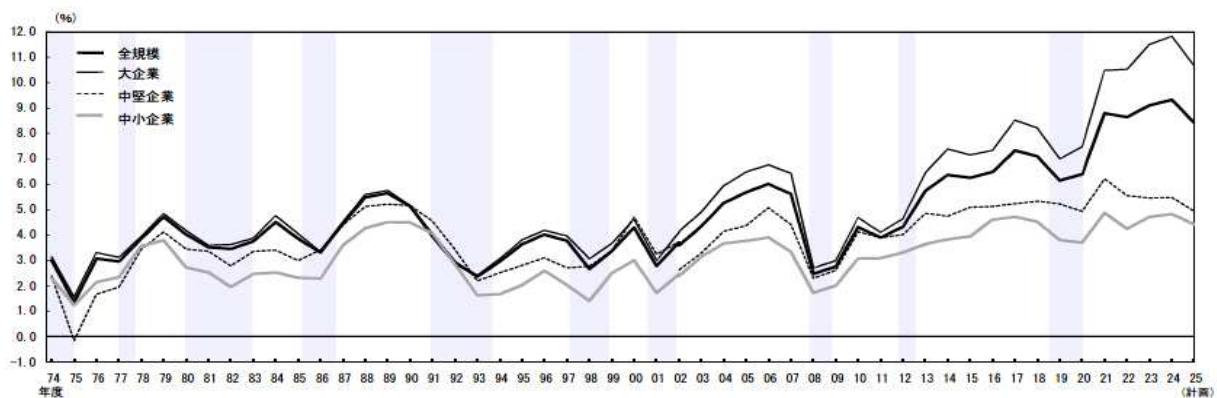
人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



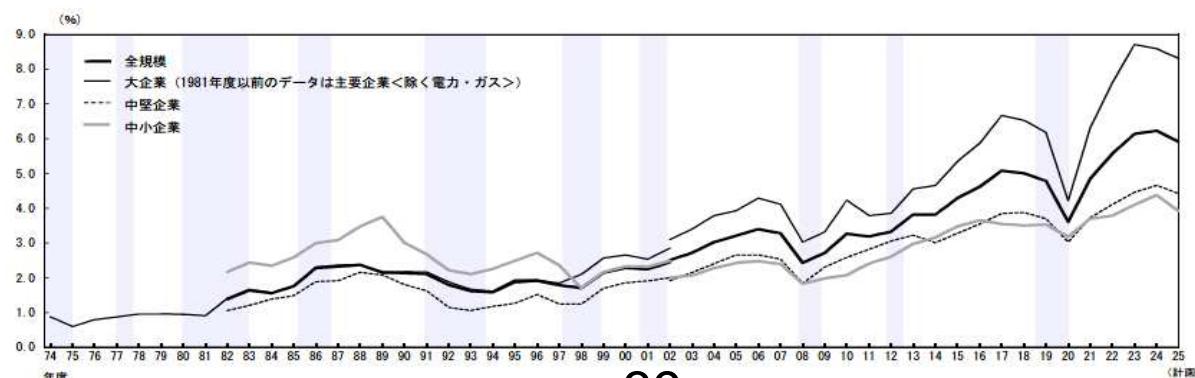
17

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年6月調査）

-39-

18

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

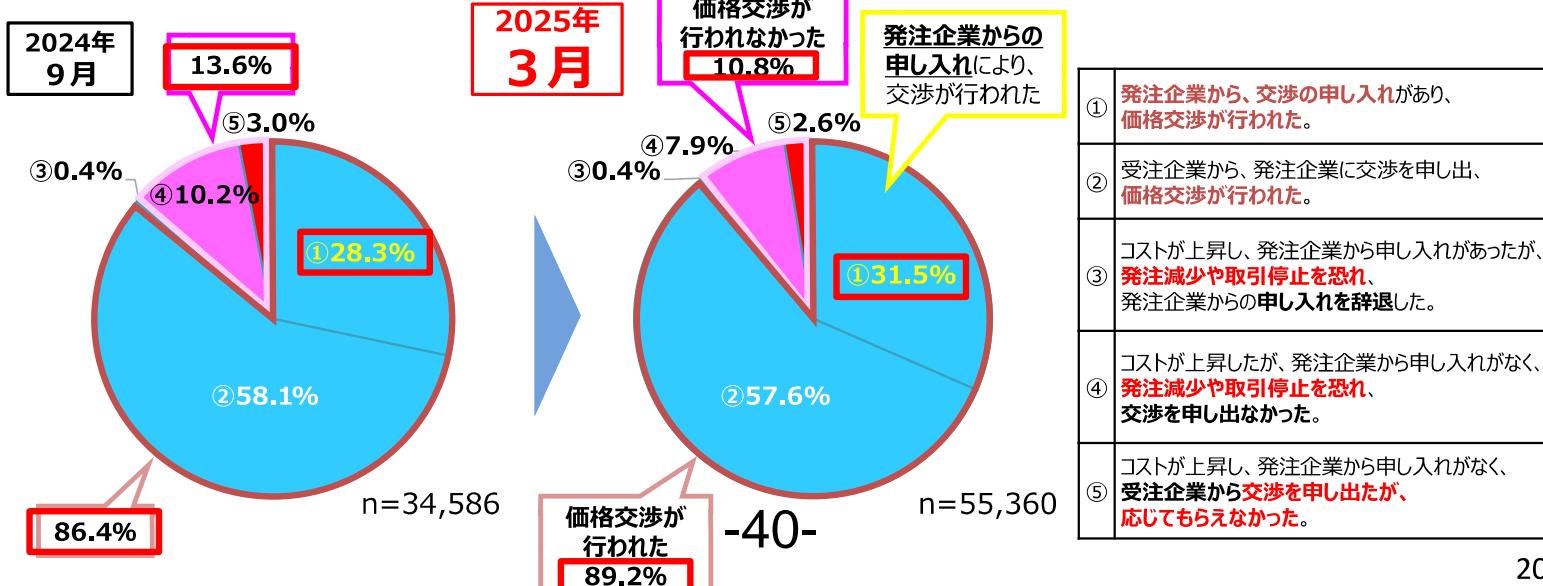
19

価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→10.8%）。
 - ▶ 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



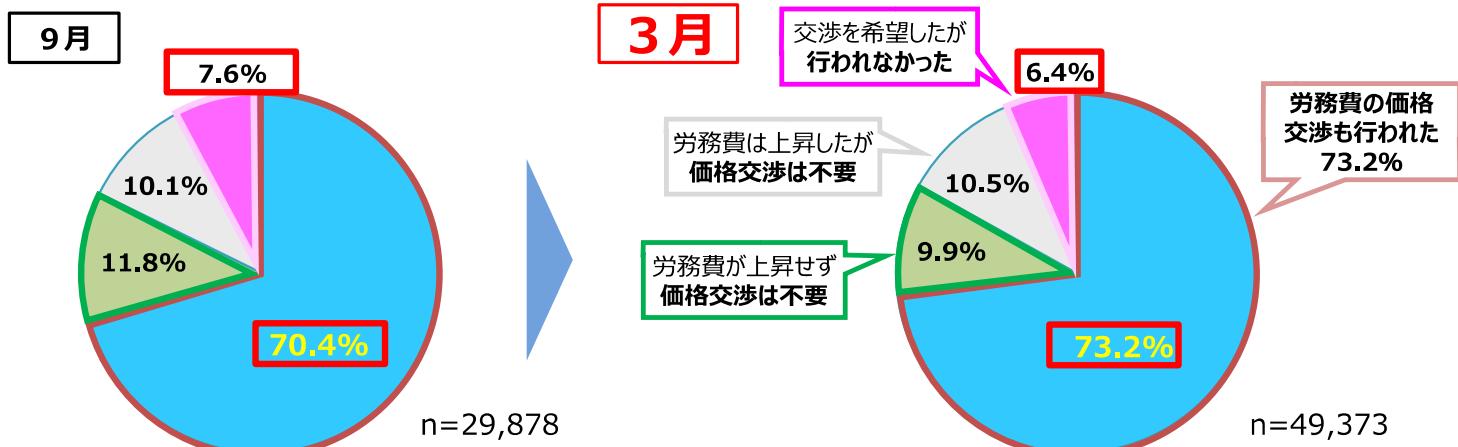
20

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施（前回70.4%→73.2%）。
- 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業は依然として存在（前回7.6%→6.4%）。
▶ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

▲労務費については自助努力で解決すべき部分であるとして、**交渉の協議を拒否された**。

▲労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、非常に時間がかかった。

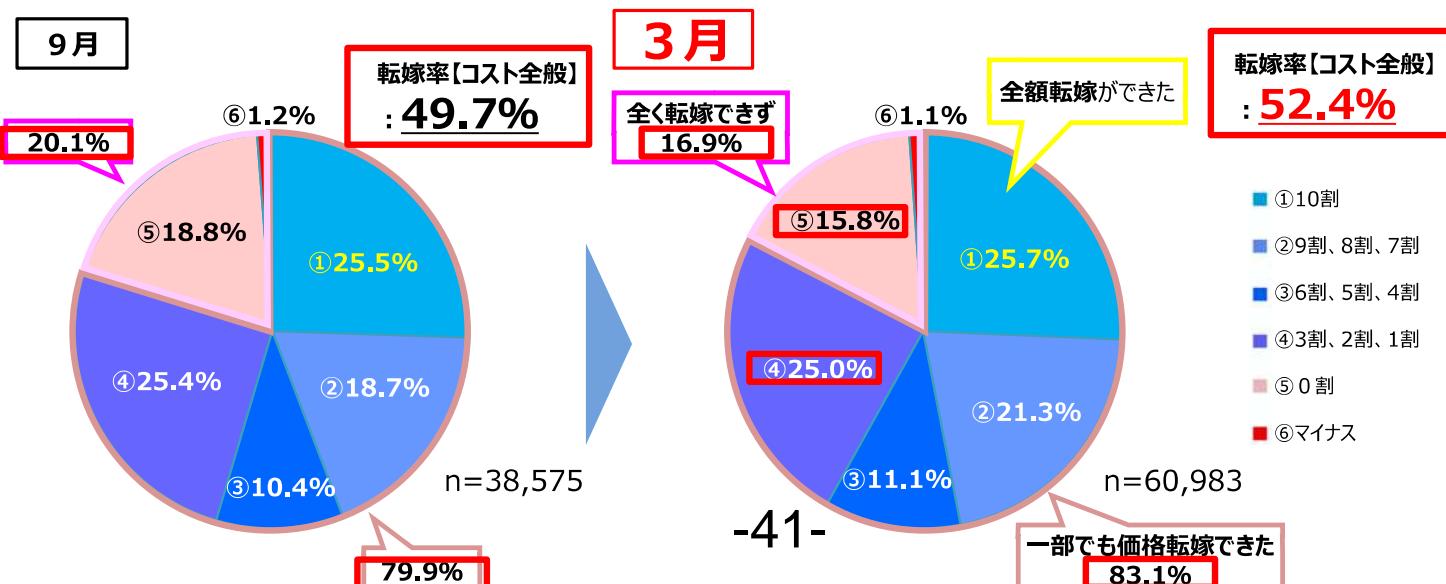
21

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかつた」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- ▶ 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- ▶ 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

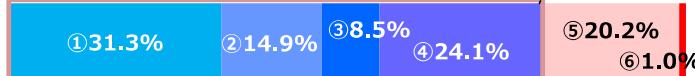
3月

転嫁率：54.5%



9月

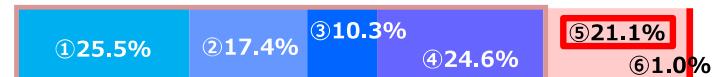
転嫁率：51.4%



労務費

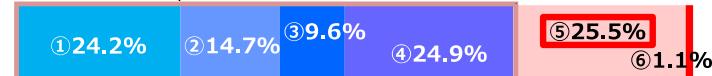
3月

転嫁率：48.6%



9月

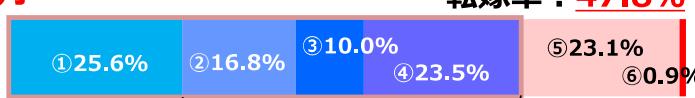
転嫁率：44.7%



エネルギー費

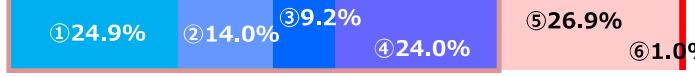
3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



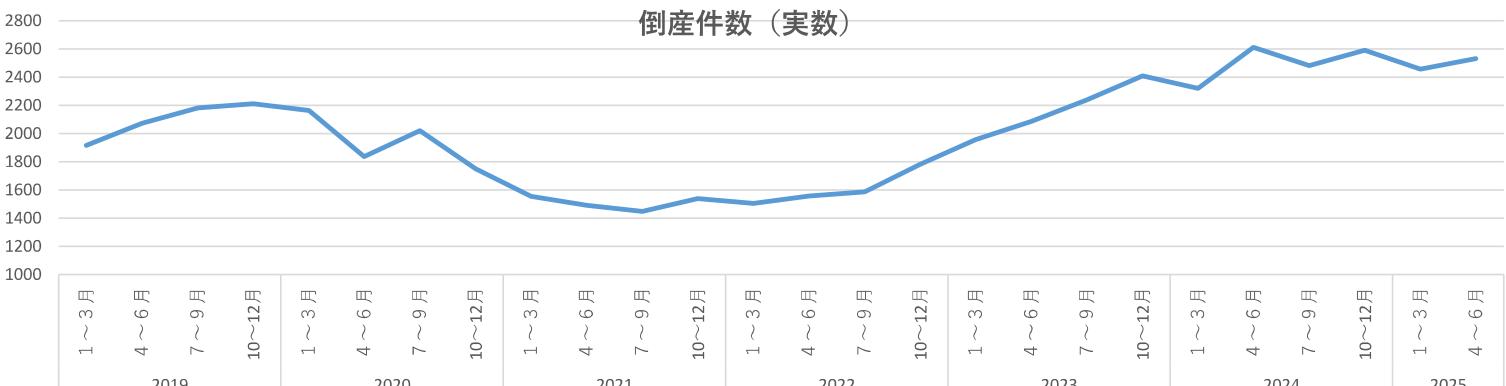
■ ①10割
■ ②9割、8割、7割
■ ③6割、5割、4割
■ ④3割、2割、1割
■ ⑤0割
■ ⑥マイナス

23

倒産件数（実数）の推移

- 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

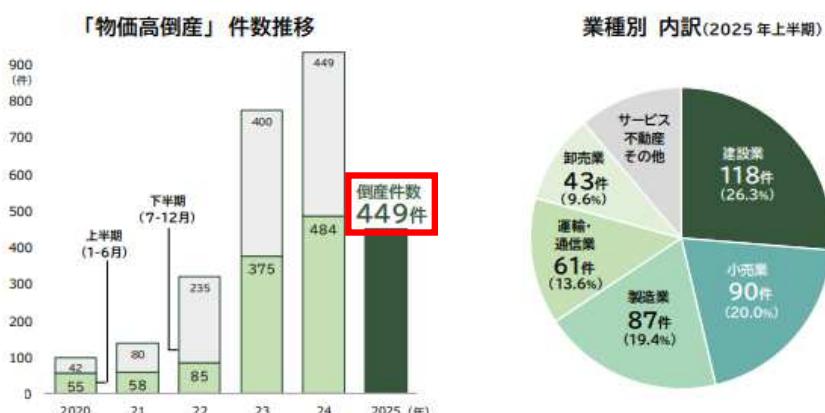
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多い、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超えた、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

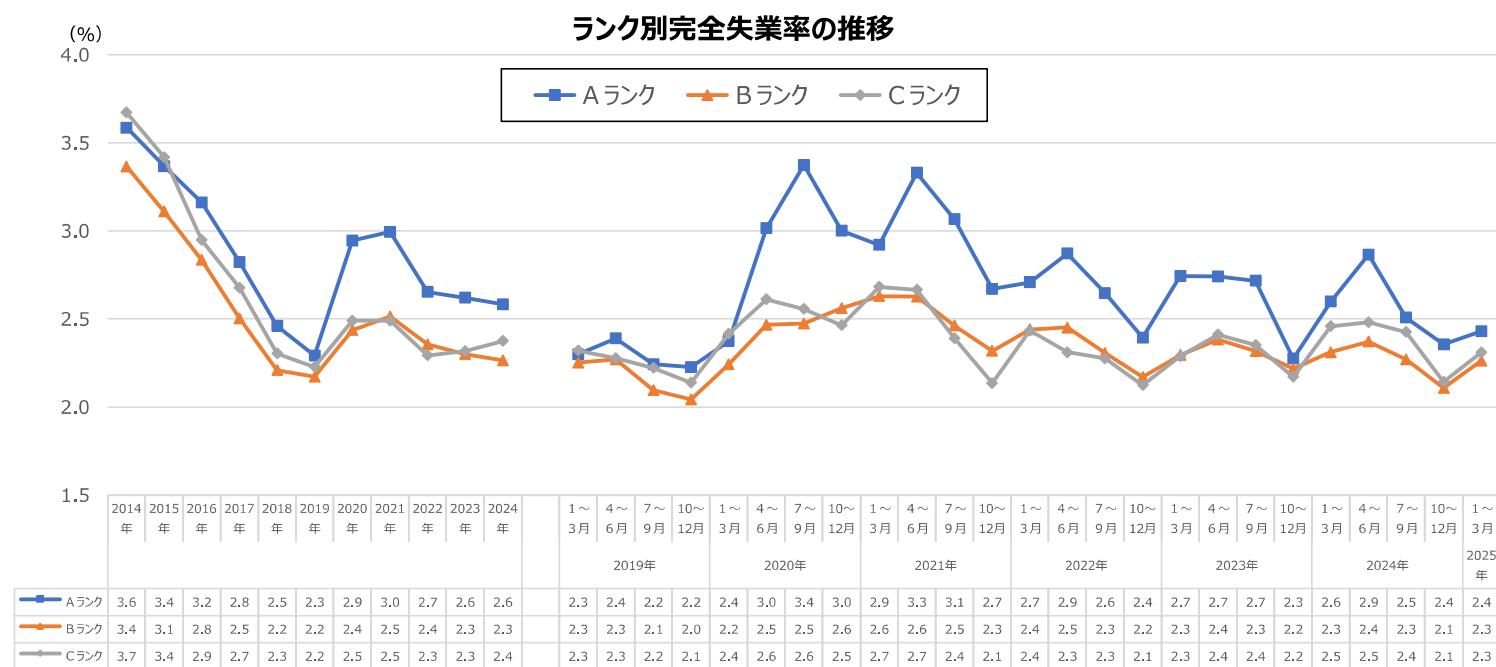
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多い、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れず倒産したケースも目立った。



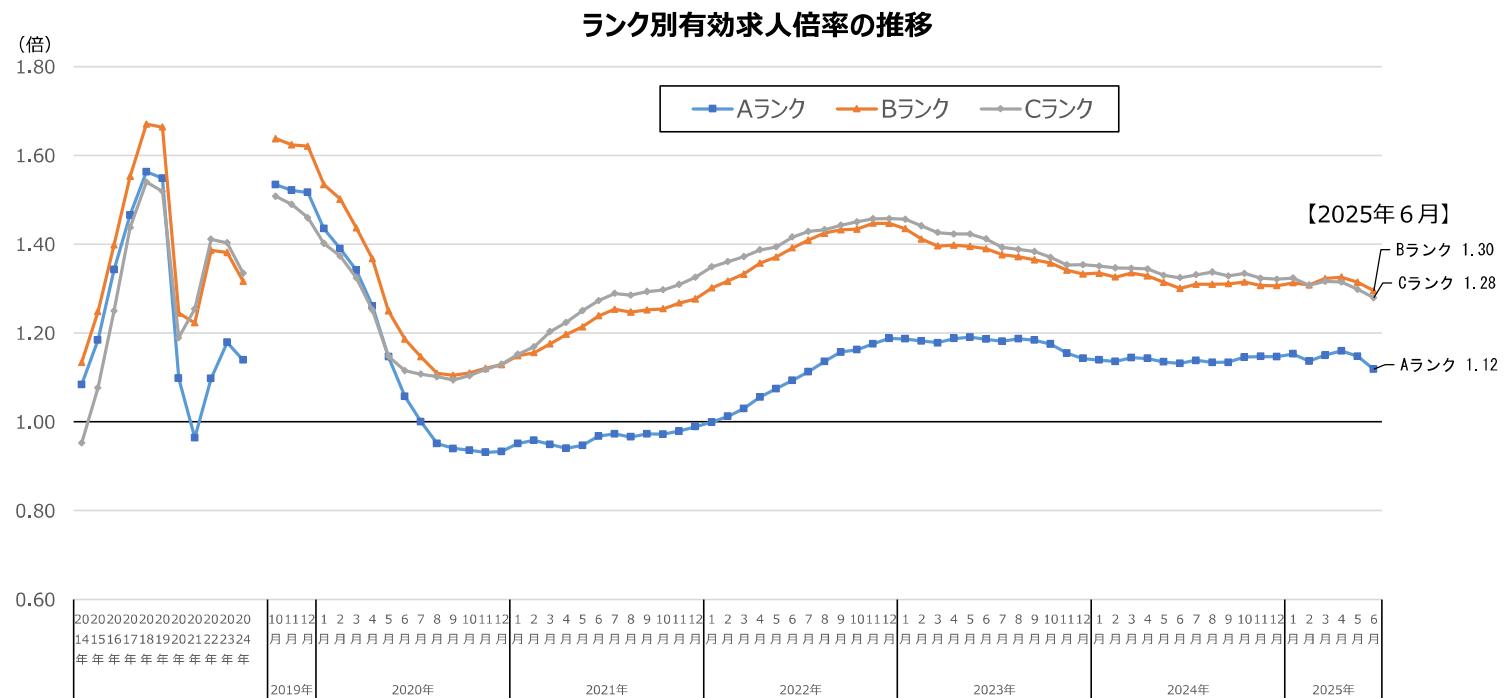
ランク別完全失業率の推移

- ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。



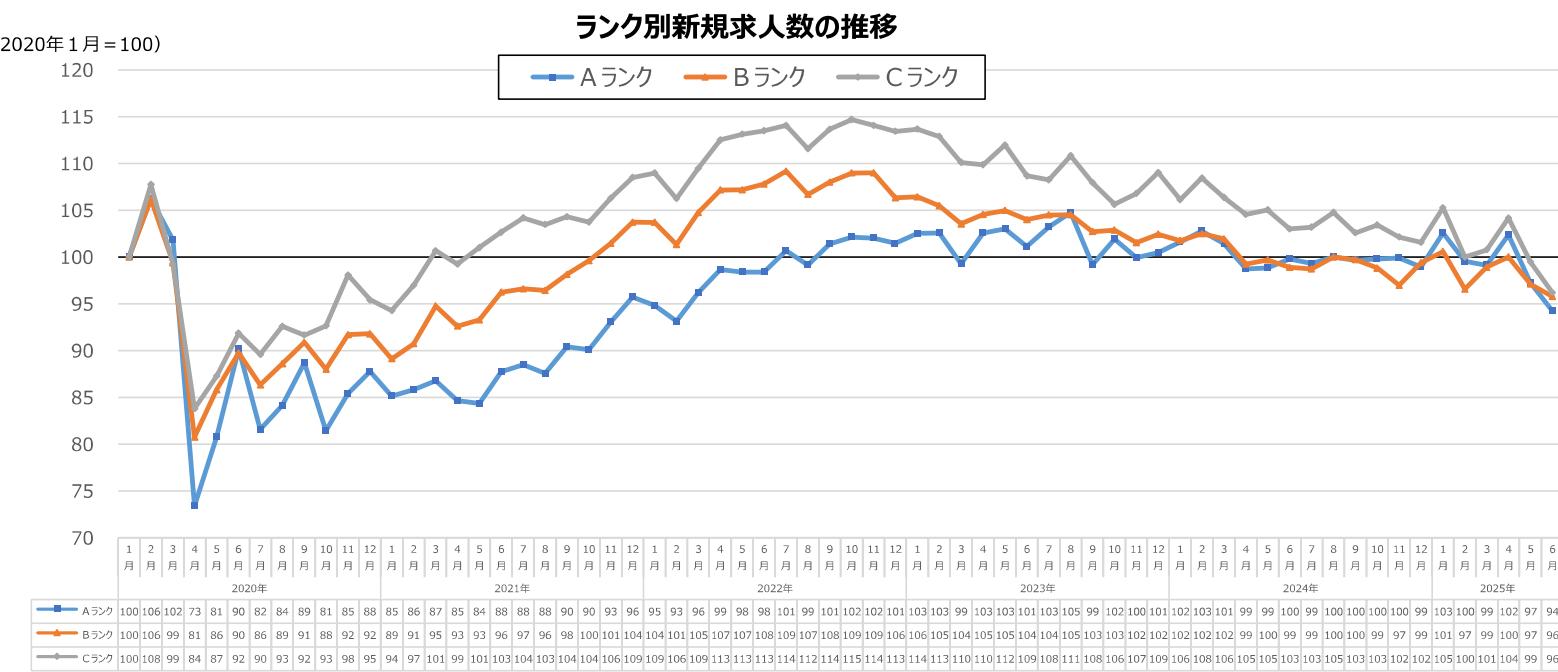
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

27

ランク別新規求人件数の水準の推移

- ランク別に新規求人件数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおむね横ばいで推移している。



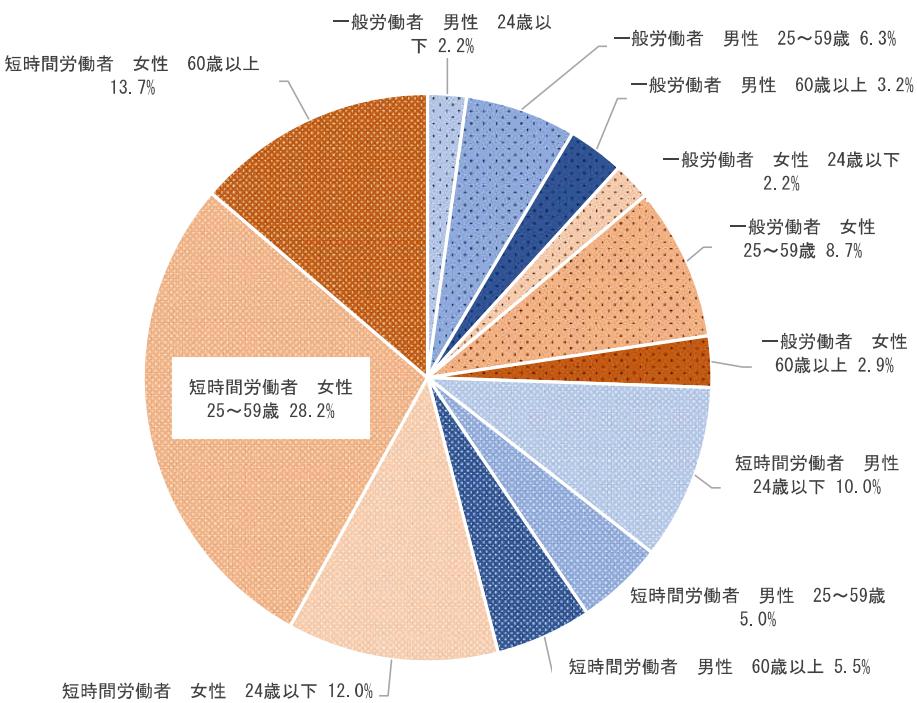
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

注) 1. 2020年1月の新規求人(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人人数(季節調整値)**44**の水準。
 2. 各ランクの新規求人人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている

28

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

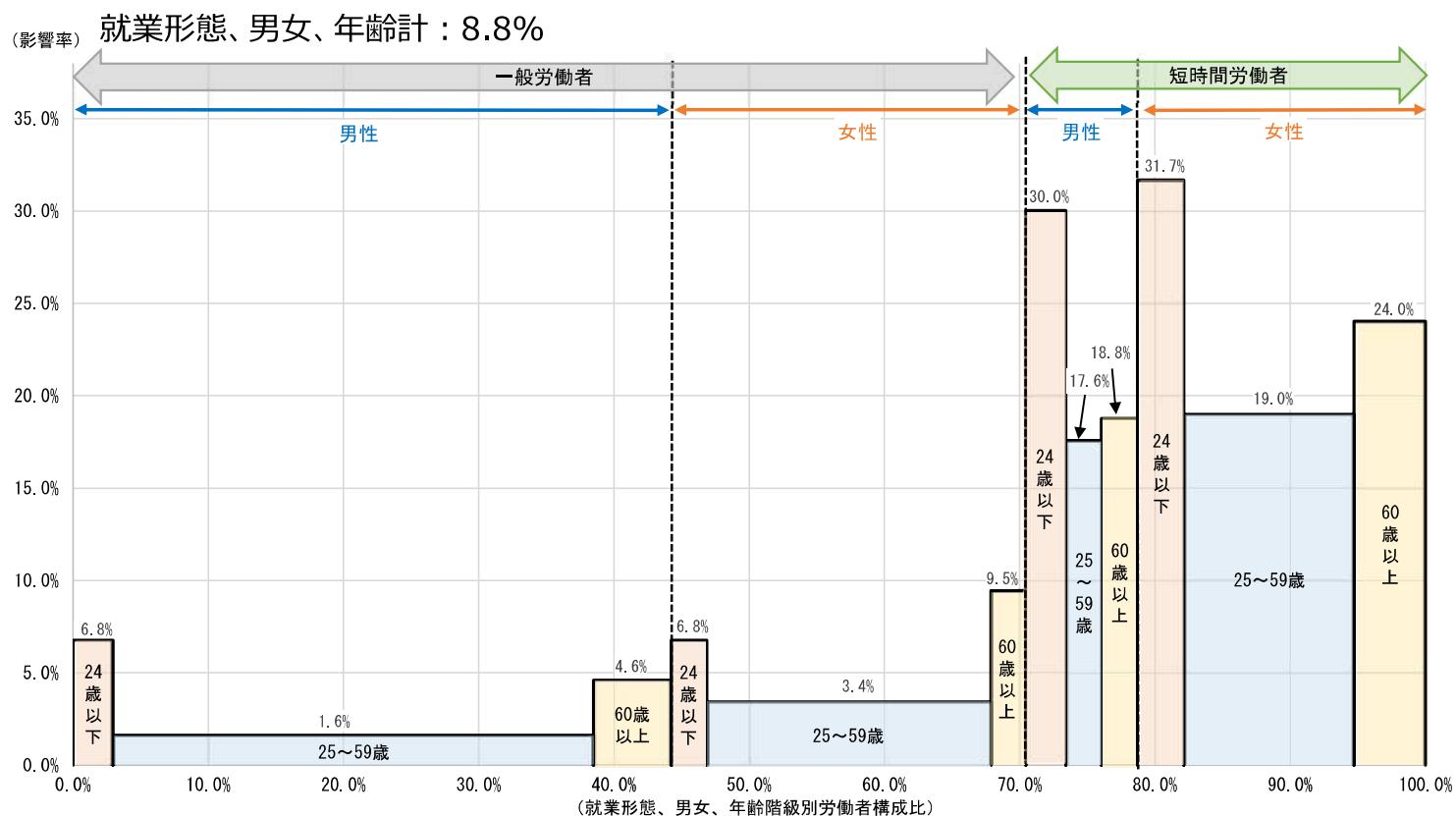
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

29

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用される事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

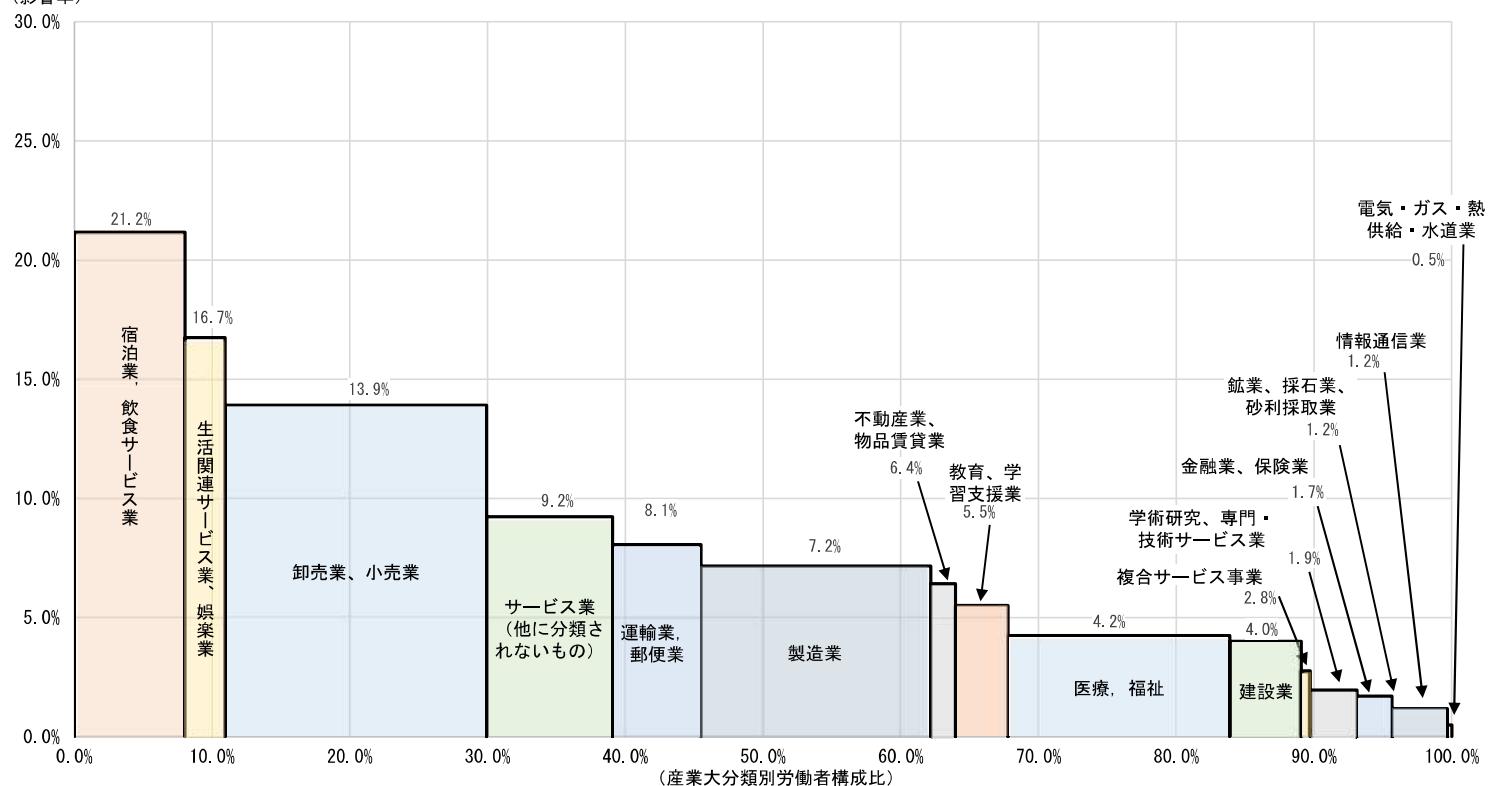
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者に占める比率）を示している。

30

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

産業計：8.8%

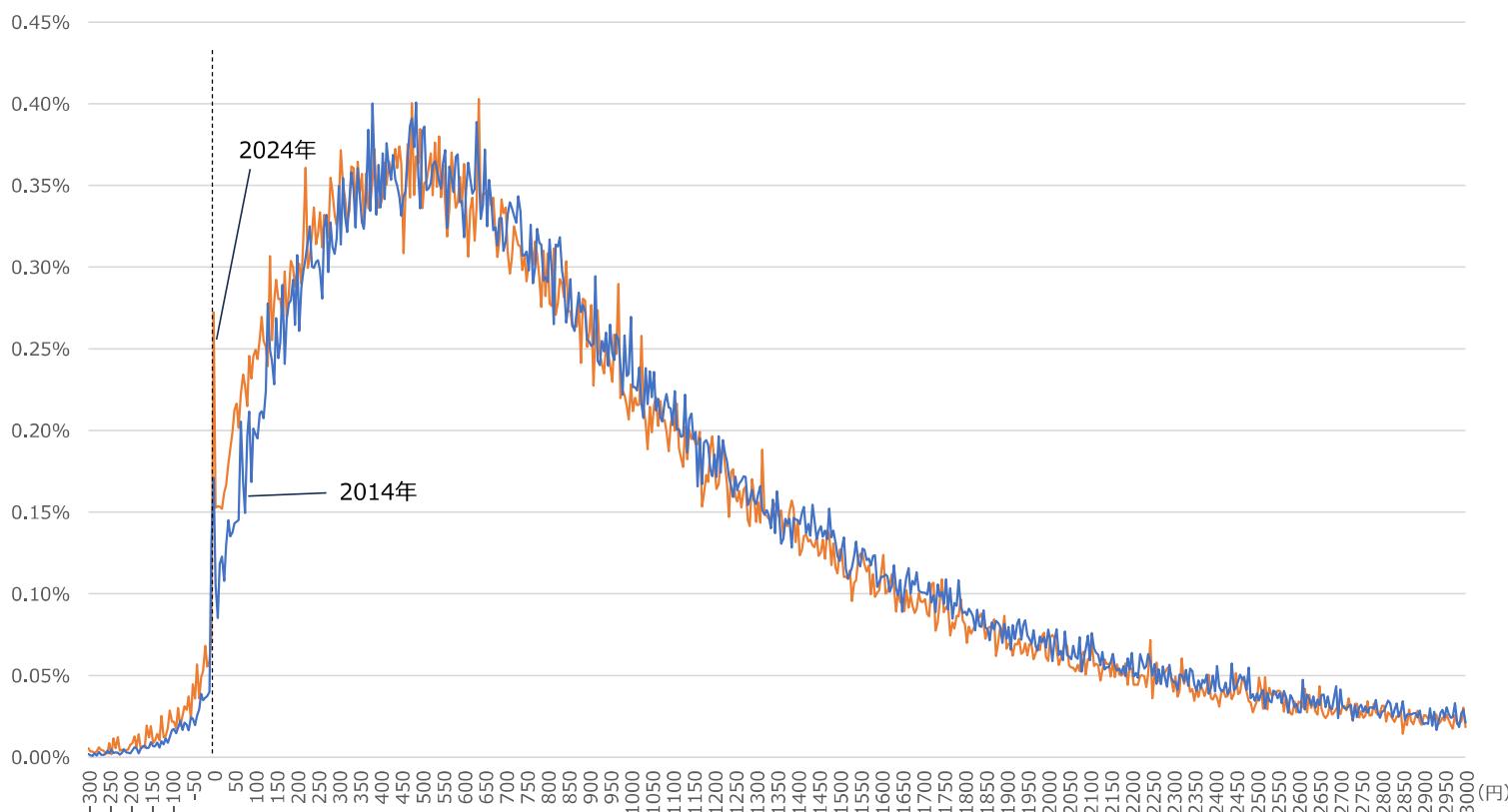


(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
- 2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
- 3. 所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
- 4. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
- 5. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

31

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



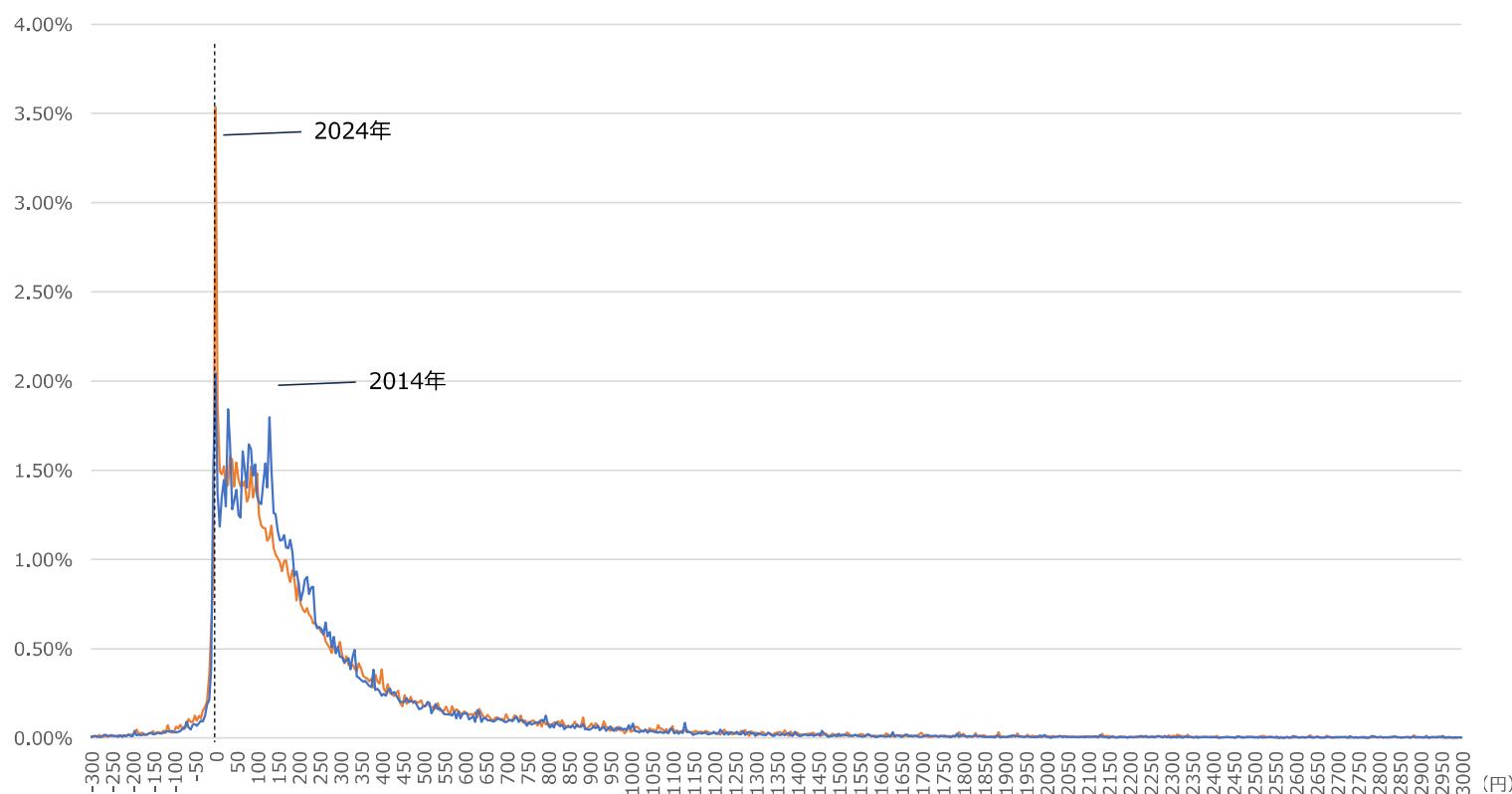
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
- 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
- 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
- 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

-46-

32

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



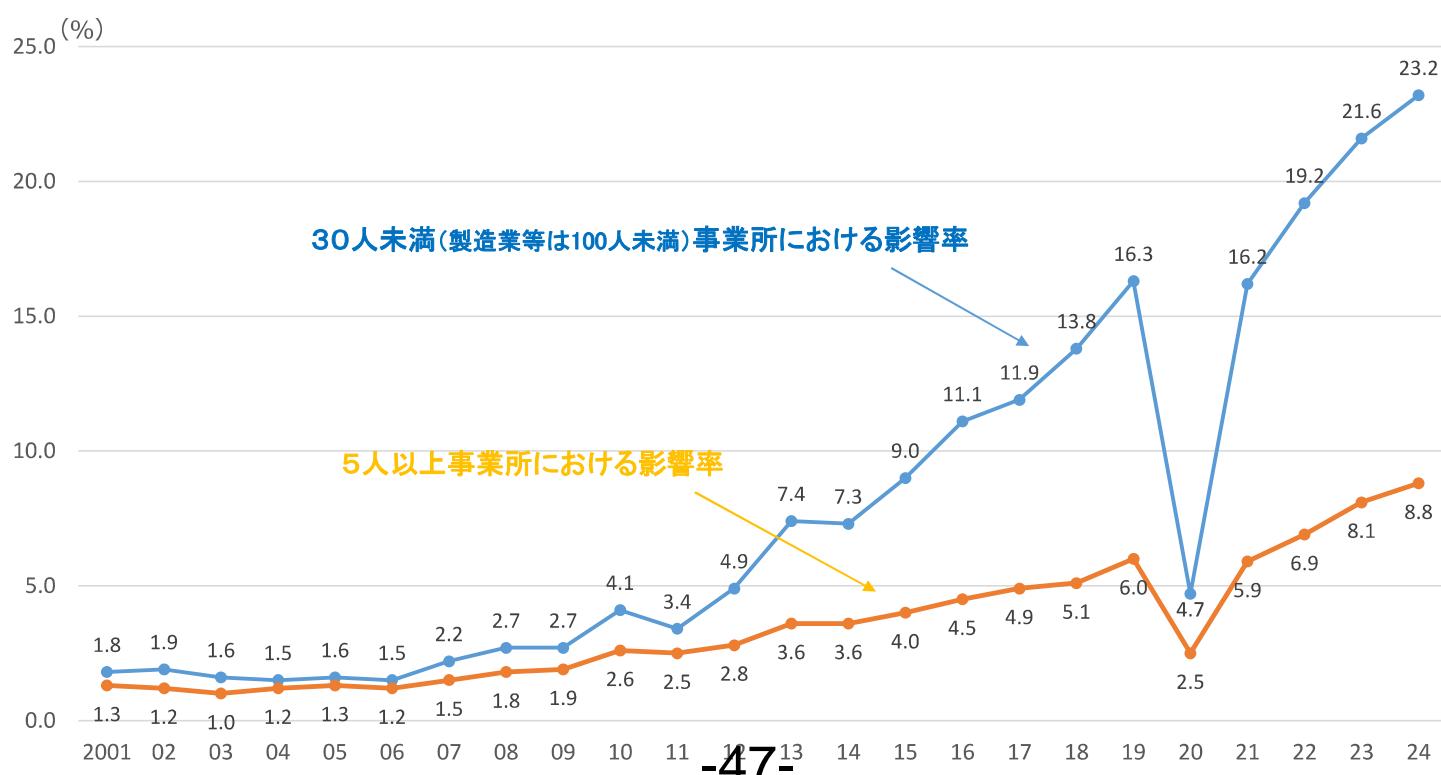
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
- 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
- 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
- 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

33

最低賃金の影響率の推移

- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

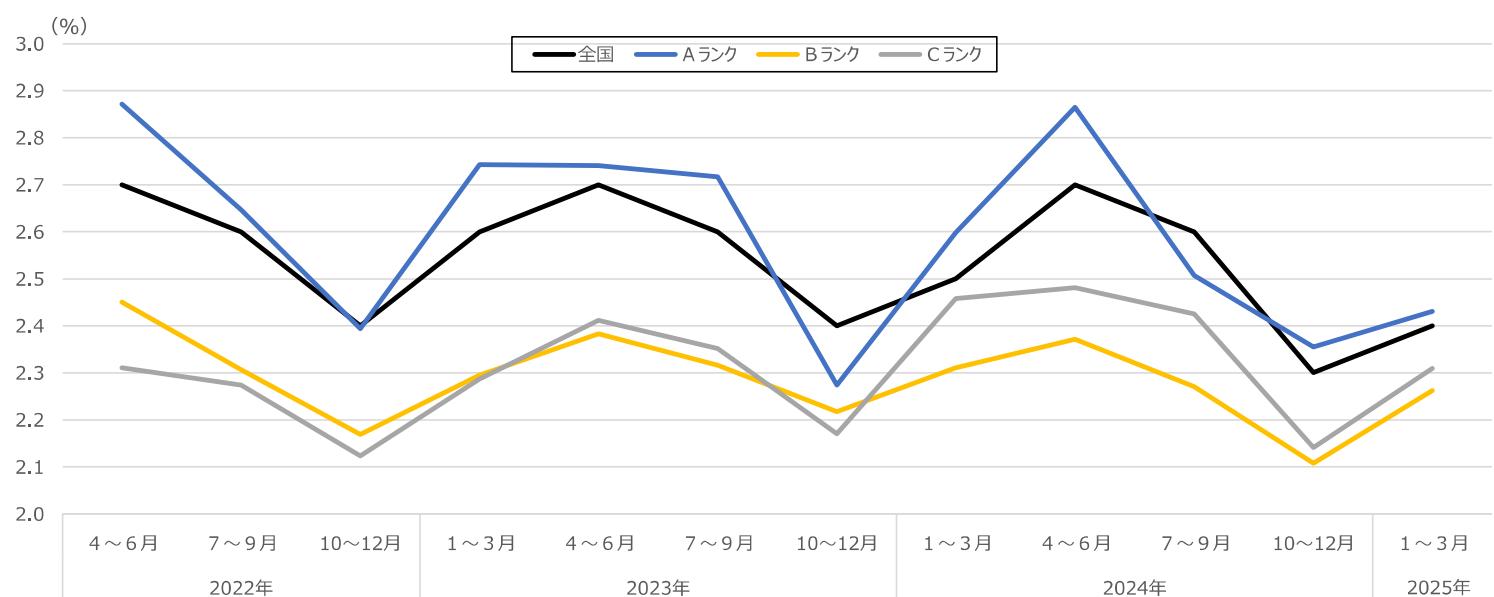


(資料出所) 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

34

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

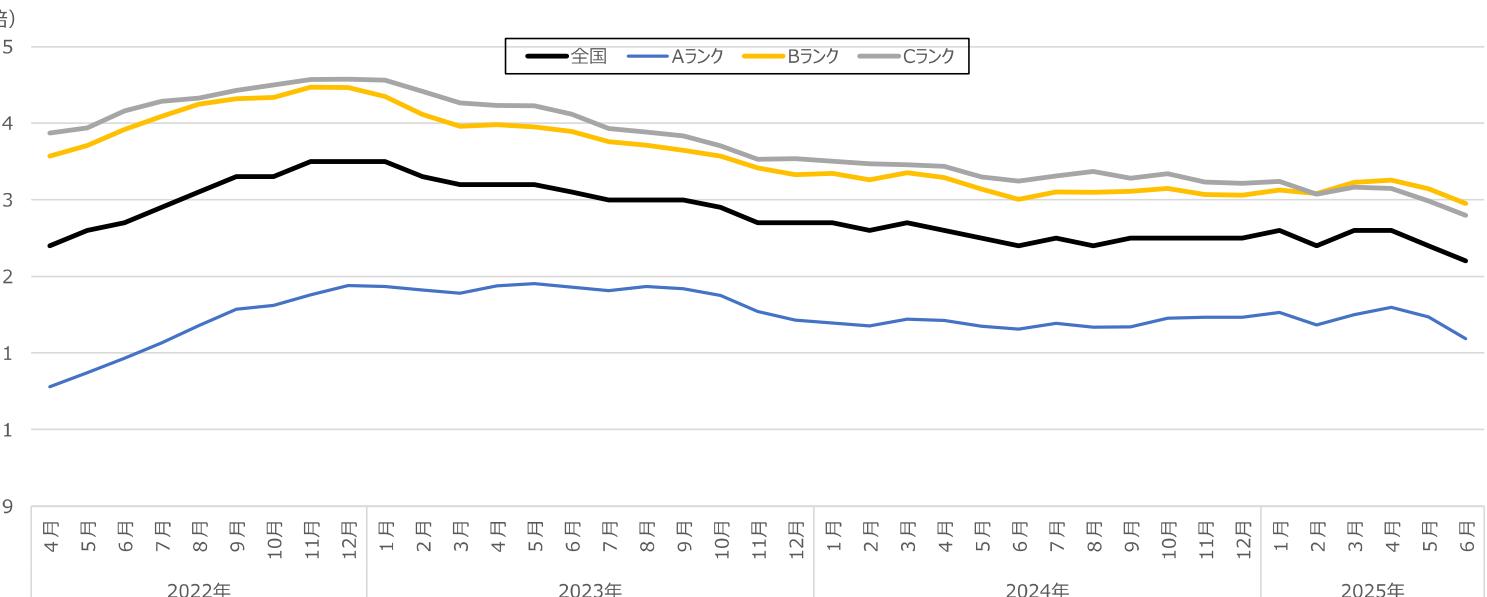
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

35

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

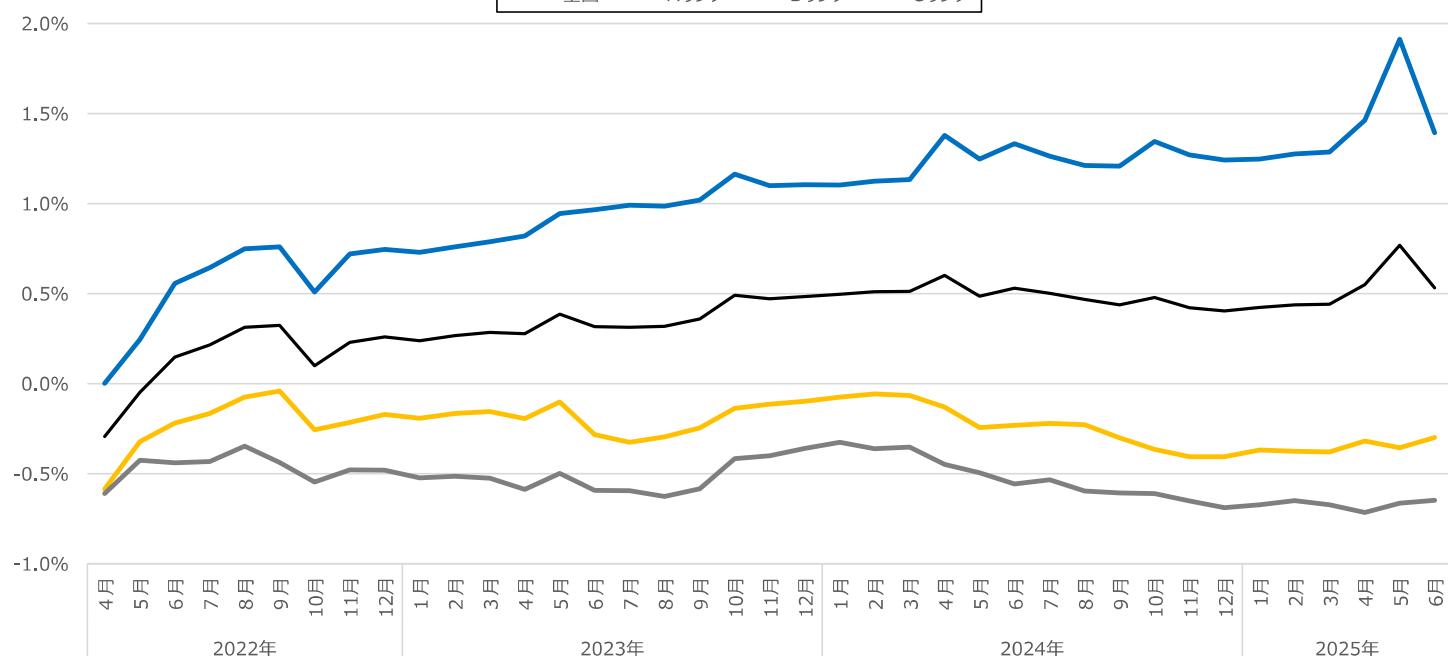
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

- 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。

(前年同月比)

— 全国 — Aランク — Bランク — Cランク

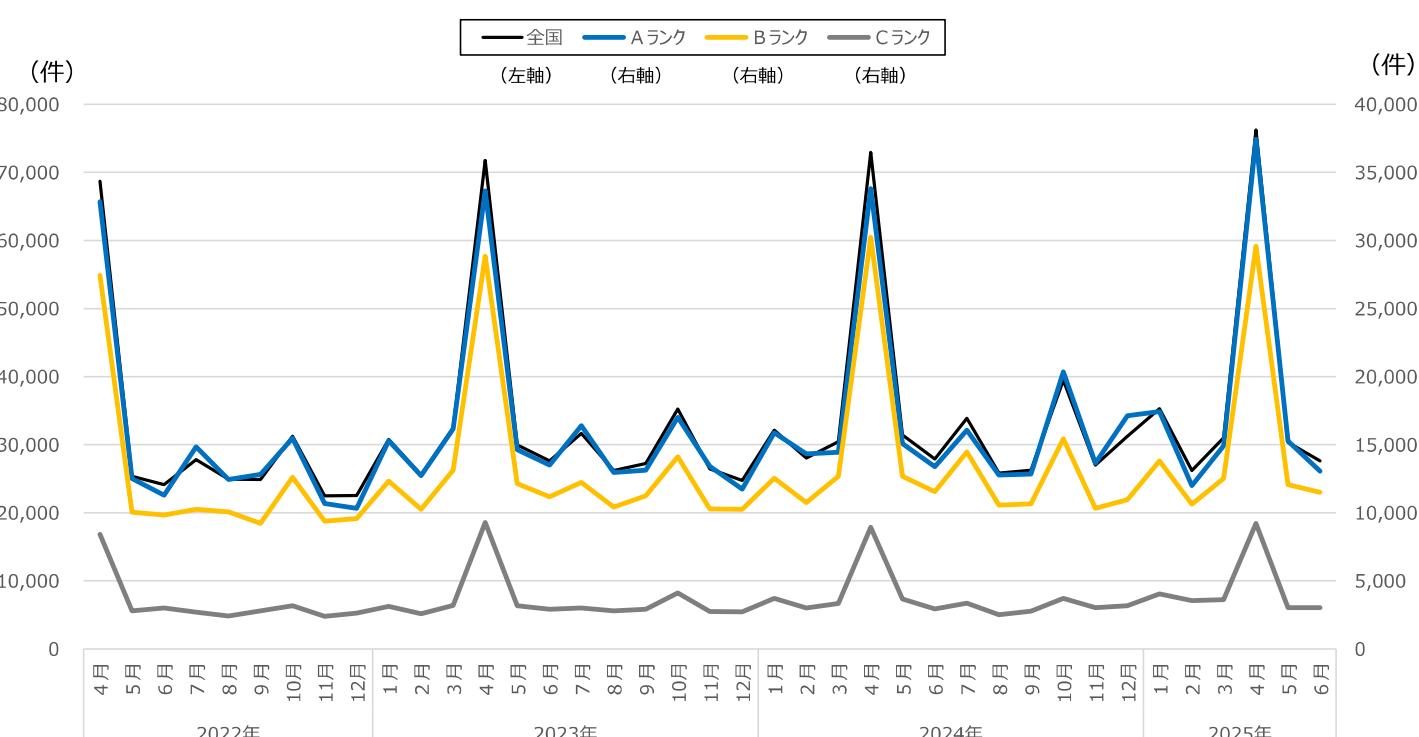


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

37

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

- 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



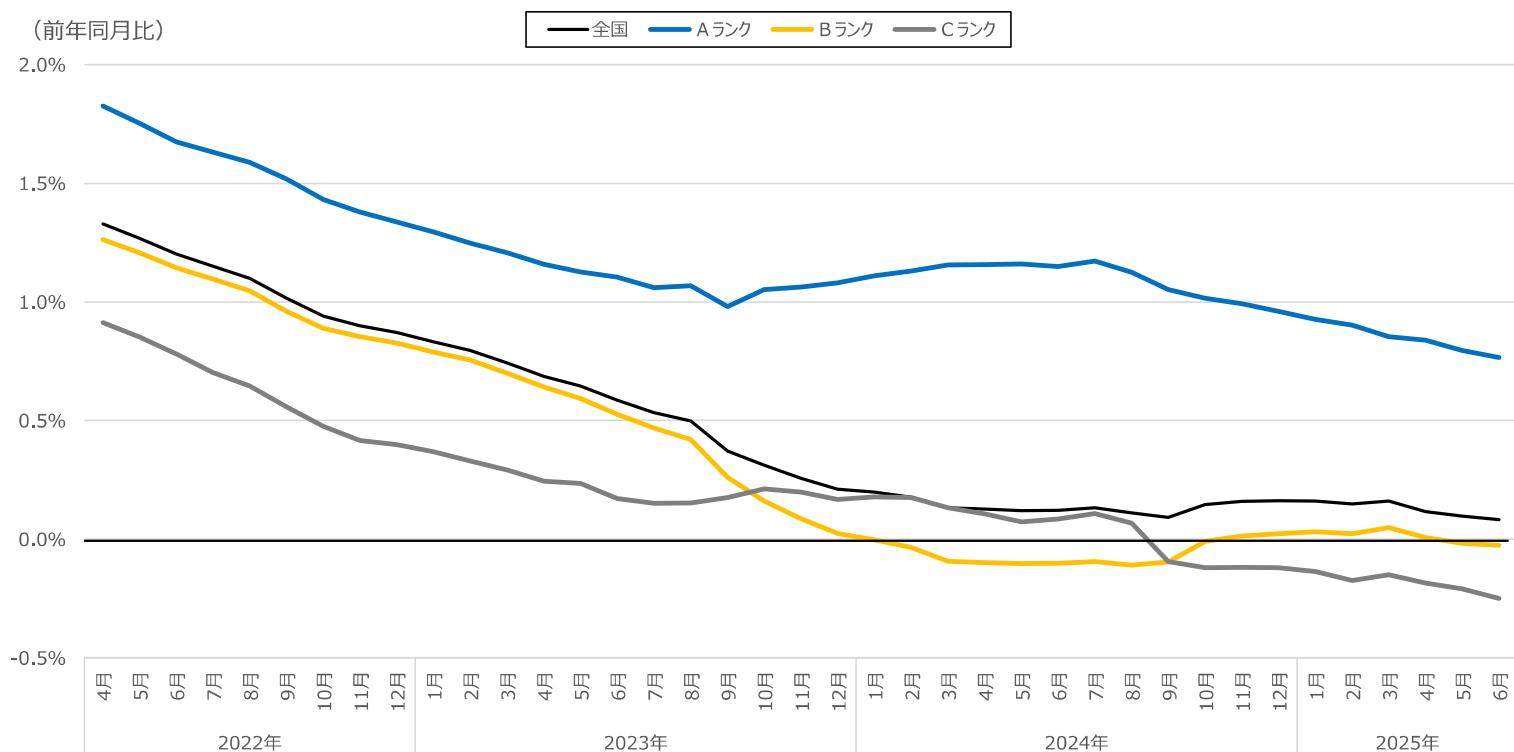
出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

40

38

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

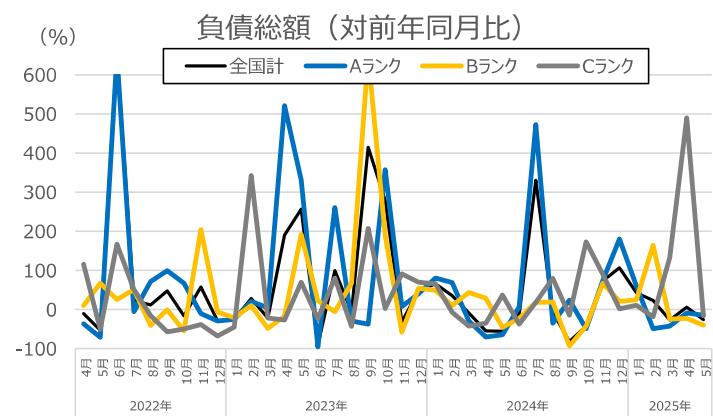
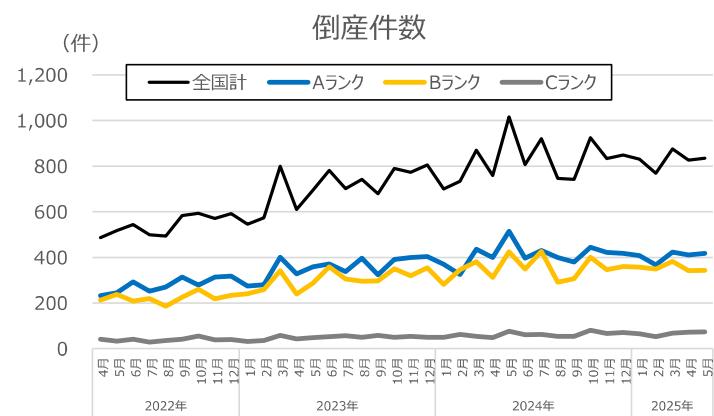
- 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



39

倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

-50-

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

40

完全失業率

都道府県	2022年				2023年				2024年				2025年				2024年度 最高賃引上げ額
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月													
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.3	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.3	3.3	55	
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	2.4	2.5	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.6	1.8	1.8	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.4	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.1	2.1	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.5	2.3	2.2	2.2	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	2.2	2.2	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.2	1.2	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	1.5	1.5	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	2.3	2.3	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	1.9	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.1	2.6	2.6	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	3.2	2.8	2.8	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.4	2.4	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.1	2.1	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.7	1.7	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	2.6	2.6	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.4	1.4	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	1.5	1.5	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.1	2.1	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.5	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.2	2.9	1.8	2.2	2.2	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	56

出所：総務省「労働力調査」 都道府県別完全失業率（モデル推計値）

41

有效求人倍率（季節調整値）

(单位：倍)

51

出所：厚生労働省「職業灾害統計」、都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（11月～12月合計）

低
高

42

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

2023年	2024年												2025年												2024年度 最高引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
群馬県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
埼玉県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
愛知県	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
三重県	0.4%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
奈良県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
和歌県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
鹿児島県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

低 ← → 高

43

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

2023年	2024年												2025年												2024年度 最高引上げ額				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
全国	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-5.7%				
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-5.6%	20.5%	-7.1%	31%			
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	5.5%		
岩手県	6.7%	11.3%	47.7%	22.0%	15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-0.1%	3.9%	34.4%	
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.7%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-17.4%	-9.0%	4.7%	4.7%	4.7%	21.6%	21.6%	-11.7%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	
秋田県	-30.6%	-8.3%	-26.5%	17.6%	18.1%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	16.1%	3.5%	5.5%	5.5%	5.5%	
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-3.1%	12.0%	23.1%	3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	13.5%	5.5%	5.5%	
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-1.1%	-18.2%	-8.0%	-2.9%	-14.4%	9.7%
茨城県	-7.4%	-2.5%	-1.1%	3.1%	3.2%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.7%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	7.7%	5.5%</td		

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

都道府県	2023年												2024年												2025年												2024年度 最高引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	51	
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	50	
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	55				
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	55			
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	59			
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	54				
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	55			
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	55			
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	55			
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	50			
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	50			
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	50			
千葉県	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	50				
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	50				
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	50				
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	54			
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	50			
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	50			
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	53				
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	50			
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	50			
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	51			
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	50			
愛媛県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	50			
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	51			
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	50			
京都府	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	50			
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	50			
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	50			
鹿児島県	0.7%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	51			
沖縄県	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	56			

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

低 ← → 高

45

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



(※) 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

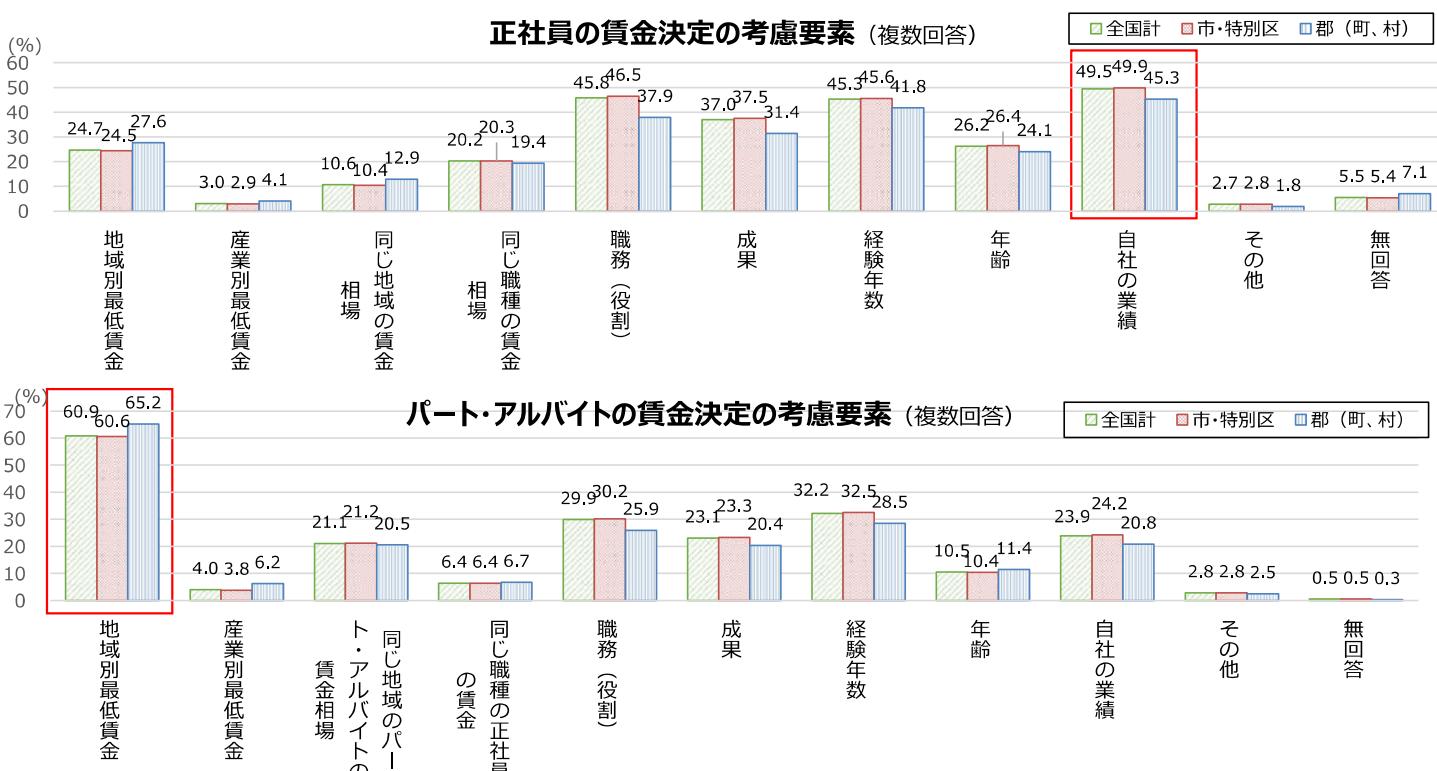
(注) 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

(注) 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精勤勤手当、通勤勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

出所：JLPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要(速

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



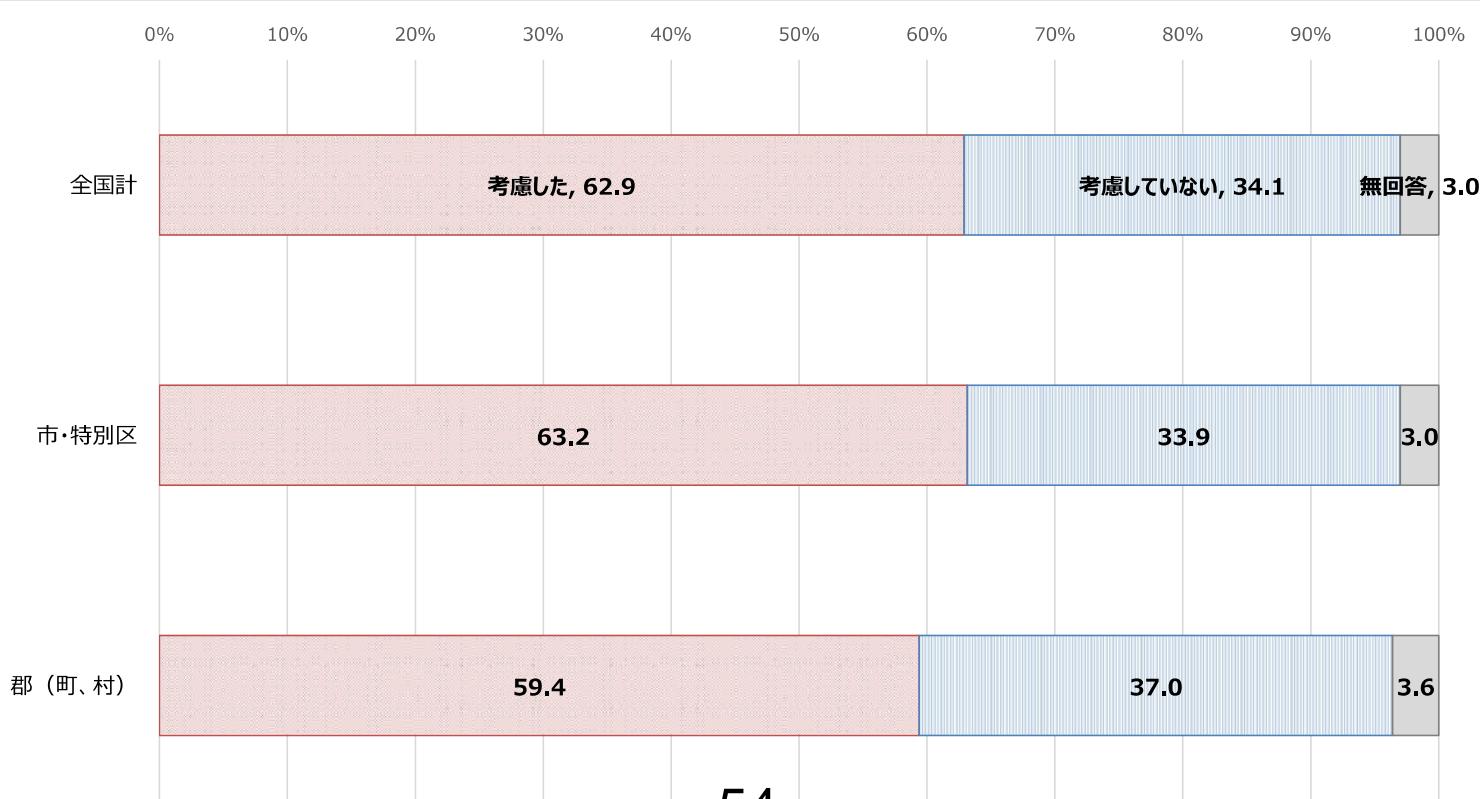
(注) 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

47

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



(注) 集計対象企業（8,666社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,328社）について集計。

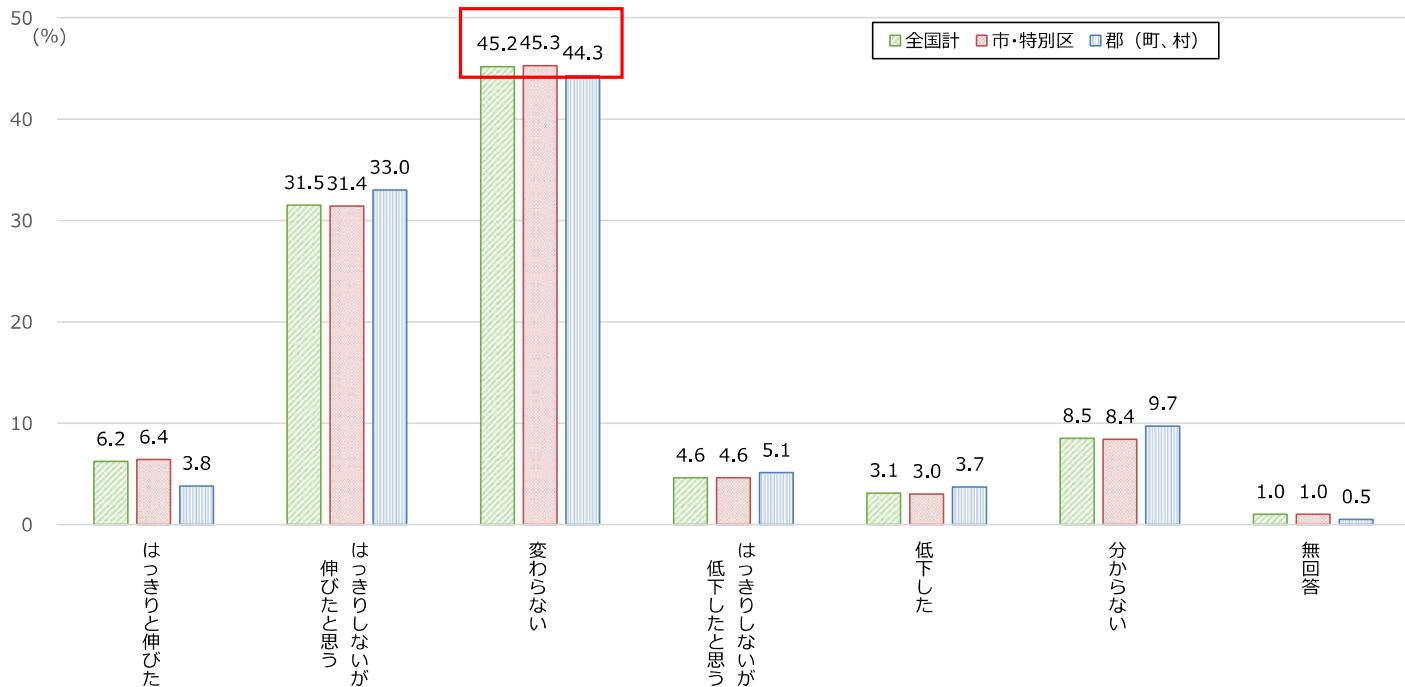
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

48

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多くかった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



(注) 集計対象企業（8,666社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2024年調査：3,990社）について集計。

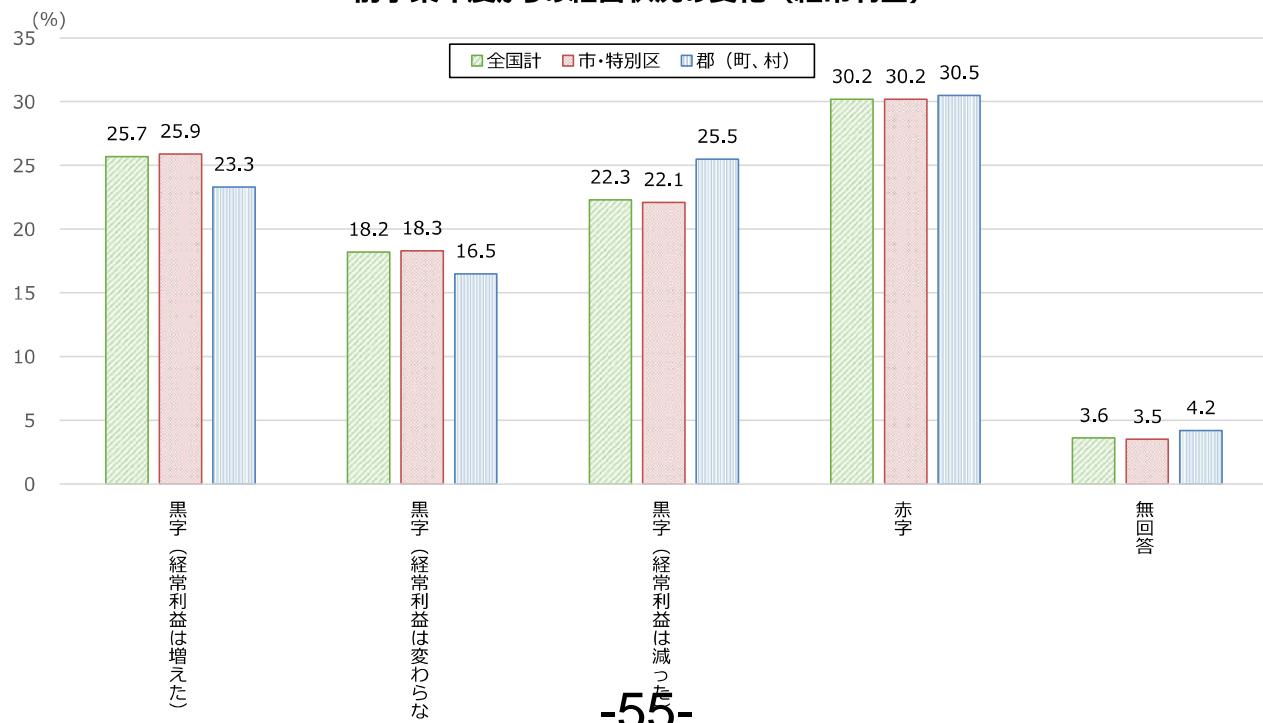
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

49

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

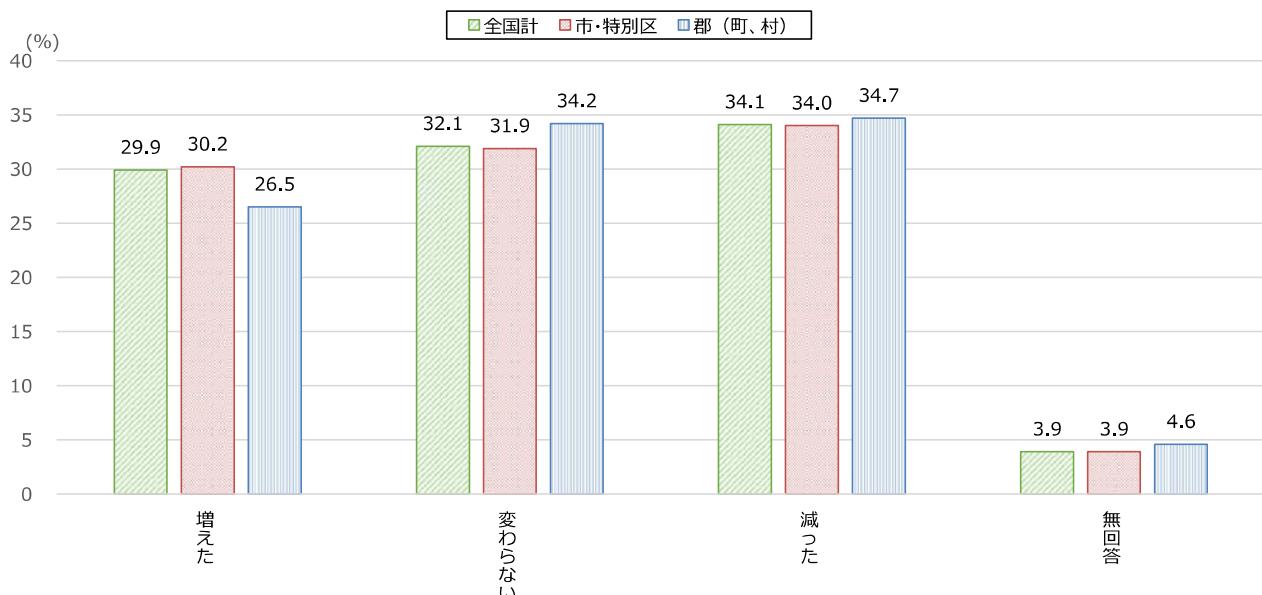
-55-

50

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

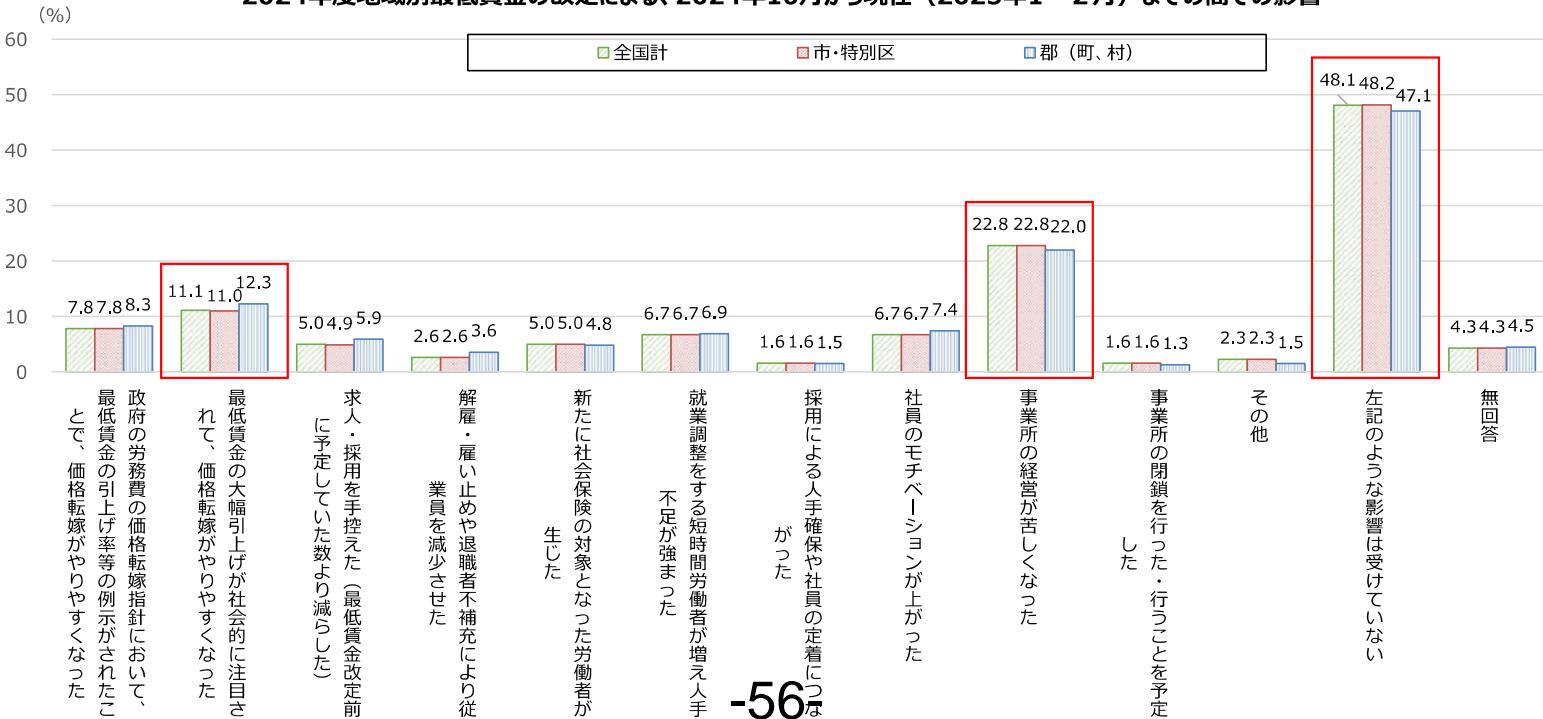
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

51

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要（速報）

52

-56

令和7年 最低賃金に関する基礎調査について（確定値）

<調査の概要>

1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態等を把握し、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 対象地域：愛知県全域

(2) 対象産業、事業所規模

産業	規模
製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業	100人未満
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）	30人未満

3 調査方法

事業所母集団データベースにおける母集団のうち、上記産業、規模の調査対象事業所数約97,000事業所から、都道府県、産業、事業所規模（1～9人、10～29人、30～99人）別に層化無作為抽出により選定した事業所2,745所に対し標本調査を実施した。

（令和7年7月23日現在の有効回答 標本労働者数 14,738人 事業所数 1,210所）

4 調査対象労働者、項目

対象労働者：令和7年6月1日において上記事業所に雇用される労働者

調査項目：性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容、当年6月分の賃金形態、当年6月分の基本給額（見込額）、当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）、当年6月分の月間所定労働日数、当年6月分の1日の所定労働時間数

5 調査組織、調査実施期間

愛知労働局（労働基準部賃金課）令和7年5月～7月

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

07年

総括表(1)

就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			愛知	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,083,452	406,595	532,082	144,775	1,083,452	17,755	34,807	715,860	112,972	76,042	126,017
円	19,342	12,179	5,068	2,095	19,342		605	10,102	1,384	1,076	6,176
-	1074	(1.8)	(3.0)	(1.0)	(1.4)	(1.8)	(1.7)	(1.4)	(1.2)	(1.4)	(4.9)
1075 -	1075	19,514	12,179	5,240	2,095	19,514		605	10,274	1,384	1,076
1076 -	1076	19,829	12,179	5,543	2,106	19,829		605	10,588	1,384	1,076
1077 -	1077	82,804	40,493	34,253	8,058	82,804	2,270	6,225	43,933	5,960	5,490
1078 -	1078	82,956	40,493	34,405	8,058	82,956	2,270	6,225	44,085	5,960	5,490
1079 -	1079	84,734	40,707	35,950	8,076	84,734	2,270	6,225	45,491	5,969	5,490
1080 -	1080	141,721	62,420	67,483	11,818	141,721	6,487	10,605	75,488	10,755	9,676
1081 -	1081	142,660	62,424	68,405	11,832	142,660	6,487	10,605	76,418	10,755	9,676
1082 -	1082	143,590	62,425	69,333	11,832	143,590	6,487	10,605	77,082	10,755	9,941
1083 -	1083	144,896	62,656	70,395	11,845	144,896	6,487	10,605	78,375	10,755	9,954
1084 -	1084	145,454	62,656	70,941	11,857	145,454	6,487	10,605	78,933	10,755	9,954
1085 -	1085	147,605	63,808	71,694	12,103	147,605	6,487	10,605	80,130	10,786	10,494
1086 -	1086	149,073	64,805	72,156	12,112	149,073	6,487	10,605	80,646	10,959	11,274
1087 -	1087	154,185	65,323	76,501	12,361	154,185	7,025	11,037	82,371	11,639	11,287
1088 -	1088	154,223	65,323	76,532	12,369	154,223	7,025	11,037	82,385	11,652	11,299
1089 -	1089	155,081	65,594	77,105	12,381	155,081	7,025	11,037	83,193	11,679	11,299
1090 -	1090	170,626	72,912	84,552	13,161	170,626	7,632	12,169	90,602	14,540	13,980
1091 -	1091	171,794	72,945	84,711	14,137	171,794	7,632	12,169	90,959	14,540	14,632
1092 -	1092	172,078	72,983	84,920	14,175	172,078	7,632	12,374	91,000	14,540	14,632
1093 -	1093	172,106	72,983	84,920	14,203	172,106	7,632	12,374	91,018	14,549	14,632

愛知県
地域別最低賃金

1094 -	1094	172,284 (15.9)	72,983 (17.9)	85,096 (16.0)	14,205 (9.8)	172,284 (15.9)	7,632 (43.0)	12,374 (35.6)	91,193 (12.7)	14,549 (12.9)	14,633 (19.2)	31,901 (25.3)
1095 -	1095	172,640 (15.9)	73,235 (18.0)	85,130 (16.0)	14,274 (9.9)	172,640 (15.9)	7,632 (43.0)	12,396 (35.6)	91,508 (12.8)	14,561 (12.9)	14,640 (19.3)	31,902 (25.3)
1096 -	1096	174,079 (16.1)	74,406 (18.3)	85,391 (16.0)	14,283 (9.9)	174,079 (16.1)	7,632 (43.0)	12,396 (35.6)	92,615 (12.9)	14,601 (12.9)	14,932 (19.6)	31,902 (25.3)
1097 -	1097	175,963 (16.2)	74,408 (18.3)	87,092 (16.4)	14,462 (10.0)	175,963 (16.2)	7,632 (43.0)	12,661 (36.4)	94,020 (13.1)	14,638 (13.0)	15,109 (19.9)	31,902 (25.3)
1098 -	1098	176,134 (16.3)	74,408 (18.3)	87,092 (16.4)	14,634 (10.1)	176,134 (16.3)	7,632 (43.0)	12,674 (36.4)	94,162 (13.2)	14,654 (13.0)	15,109 (19.9)	31,902 (25.3)
1099 -	1099	176,638 (16.3)	74,906 (18.4)	87,098 (16.4)	14,634 (10.1)	176,638 (16.3)	7,632 (43.0)	12,674 (36.4)	94,665 (13.2)	14,654 (13.0)	15,109 (19.9)	31,902 (25.3)
1100 -	1100	225,168 (20.8)	98,275 (24.2)	110,382 (20.7)	16,510 (11.4)	225,168 (20.8)	10,842 (61.1)	19,208 (55.2)	118,592 (16.6)	17,887 (15.8)	18,505 (24.3)	40,135 (31.8)
1101 -	1101	225,796 (20.8)	98,669 (24.3)	110,546 (20.8)	16,581 (11.5)	225,796 (20.8)	10,842 (61.1)	19,208 (55.2)	119,158 (16.6)	17,887 (15.8)	18,507 (24.3)	40,194 (31.9)
1102 -	1102	227,180 (21.0)	99,167 (24.4)	111,252 (20.9)	16,762 (11.6)	227,180 (21.0)	10,842 (61.1)	19,221 (55.2)	120,519 (16.8)	17,887 (15.8)	18,517 (24.4)	40,194 (31.9)
1103 -	1103	228,066 (21.0)	99,578 (24.5)	111,726 (21.0)	16,762 (11.6)	228,066 (21.0)	10,842 (61.1)	19,221 (55.2)	120,931 (16.9)	17,887 (15.8)	18,517 (24.4)	40,669 (32.3)
1104	1104	229,430 (21.2)	99,607 (24.5)	113,004 (21.2)	16,819 (11.6)	229,430 (21.2)	10,842 (61.1)	19,761 (56.8)	121,726 (17.0)	17,887 (15.8)	18,517 (24.4)	40,698 (32.3)
1105	1105	231,738 (21.4)	99,607 (24.5)	115,289 (21.7)	16,841 (11.6)	231,738 (21.4)	10,842 (61.1)	19,761 (56.8)	122,772 (17.2)	17,991 (15.9)	18,517 (24.4)	41,855 (33.2)
1106	1106	233,712 (21.6)	100,114 (24.6)	116,742 (21.9)	16,856 (11.6)	233,712 (21.6)	11,084 (62.4)	20,487 (58.9)	123,522 (17.3)	17,993 (15.9)	18,517 (24.4)	42,108 (33.4)
1107	1107	235,684 (21.8)	100,532 (24.7)	118,013 (22.2)	17,140 (11.8)	235,684 (21.8)	11,084 (62.4)	20,487 (58.9)	125,322 (17.5)	18,028 (16.0)	18,527 (24.4)	42,235 (33.5)
1108	1108	235,879 (21.8)	100,697 (24.8)	118,025 (22.2)	17,156 (11.9)	235,879 (21.8)	11,084 (62.4)	20,487 (58.9)	125,507 (17.5)	18,037 (16.0)	18,527 (24.4)	42,235 (33.5)
1109	1109	235,879 (21.8)	100,697 (24.8)	118,025 (22.2)	17,156 (11.9)	235,879 (21.8)	11,084 (62.4)	20,487 (58.9)	125,507 (17.5)	18,037 (16.0)	18,527 (24.4)	42,235 (33.5)
1110	1110	244,883 (22.6)	102,686 (25.3)	121,595 (22.9)	20,603 (14.2)	244,883 (22.6)	11,950 (67.3)	20,487 (58.9)	129,540 (18.1)	19,070 (16.9)	19,733 (26.0)	44,103 (35.0)
1111	1111	245,393 (22.6)	102,853 (25.3)	121,650 (22.9)	20,891 (14.4)	245,393 (22.6)	11,950 (67.3)	20,496 (58.9)	130,009 (18.2)	19,070 (16.9)	19,733 (26.0)	44,134 (35.0)
1112	1112	247,719 (22.9)	103,762 (25.5)	122,982 (23.1)	20,976 (14.5)	247,719 (22.9)	11,950 (67.3)	20,581 (59.1)	130,867 (18.3)	19,979 (17.7)	19,733 (26.0)	44,609 (35.4)
1113	1113	248,943 (23.0)	104,071 (25.6)	123,005 (23.1)	21,867 (15.1)	248,943 (23.0)	11,950 (67.3)	20,581 (59.1)	132,090 (18.5)	19,979 (17.7)	19,733 (26.0)	44,609 (35.4)
1114	1114	250,639 (23.1)	105,070 (25.8)	123,684 (23.2)	21,885 (15.1)	250,639 (23.1)	12,464 (70.2)	20,581 (59.1)	133,269 (18.6)	19,979 (17.7)	19,737 (26.0)	44,609 (35.4)
1115	1115	252,103 (23.3)	105,522 (26.0)	124,603 (23.4)	21,978 (15.2)	252,103 (23.3)	12,464 (70.2)	21,437 (61.6)	133,800 (18.7)	19,985 (17.7)	19,745 (26.0)	44,674 (35.5)
1116	1116	252,732 (23.3)	105,522 (26.0)	125,133 (23.5)	22,077 (15.2)	252,732 (23.3)	12,464 (70.2)	21,437 (61.6)	134,415 (18.8)	19,998 (17.7)	19,745 (26.0)	44,674 (35.5)
1117	1117	253,671 (23.4)	105,522 (26.0)	125,999 (23.7)	22,149 (15.3)	253,671 (23.4)	12,464 (70.2)	21,437 (61.6)	134,879 (18.8)	20,473 (18.1)	19,745 (26.0)	44,674 (35.5)

1118	1118	254,970 (23.5)	105,954 (26.1)	126,854 (23.8)	22,162 (15.3)	254,970 (23.5)	12,978 (73.1)	21,437 (61.6)	135,439 (18.9)	20,699 (18.3)	19,745 (26.0)	44,674 (35.5)
1119	1119	256,083 (23.6)	106,646 (26.2)	126,897 (23.8)	22,541 (15.6)	256,083 (23.6)	12,978 (73.1)	21,609 (62.1)	136,356 (19.0)	20,722 (18.3)	19,745 (26.0)	44,674 (35.5)
1120	1120	262,483 (24.2)	110,200 (27.1)	129,232 (24.3)	23,050 (15.9)	262,483 (24.2)	13,495 (76.0)	21,729 (62.4)	139,404 (19.5)	21,710 (19.2)	19,907 (26.2)	46,238 (36.7)
1121	1121	263,371 (24.3)	110,207 (27.1)	130,091 (24.4)	23,072 (15.9)	263,371 (24.3)	13,495 (76.0)	22,002 (63.2)	139,971 (19.6)	21,710 (19.2)	19,907 (26.2)	46,286 (36.7)
1122	1122	263,841 (24.4)	110,207 (27.1)	130,548 (24.5)	23,086 (15.9)	263,841 (24.4)	13,495 (76.0)	22,343 (64.2)	140,096 (19.6)	21,710 (19.2)	19,910 (26.2)	46,286 (36.7)
1123	1123	263,850 (24.4)	110,207 (27.1)	130,548 (24.5)	23,095 (16.0)	263,850 (24.4)	13,495 (76.0)	22,343 (64.2)	140,105 (19.6)	21,710 (19.2)	19,910 (26.2)	46,286 (36.7)
1124	1124	264,511 (24.4)	110,640 (27.2)	130,753 (24.6)	23,117 (16.0)	264,511 (24.4)	13,495 (76.0)	22,351 (64.2)	140,151 (19.6)	22,058 (19.5)	19,910 (26.2)	46,547 (36.9)
1125	1125	266,736 (24.6)	111,323 (27.4)	131,722 (24.8)	23,691 (16.4)	266,736 (24.6)	13,495 (76.0)	22,351 (64.2)	141,637 (19.8)	22,058 (19.5)	20,513 (27.0)	46,684 (37.0)
1126	1126	266,773 (24.6)	111,360 (27.4)	131,722 (24.8)	23,691 (16.4)	266,773 (24.6)	13,495 (76.0)	22,351 (64.2)	141,674 (19.8)	22,058 (19.5)	20,513 (27.0)	46,684 (37.0)
1127	1127	268,344 (24.8)	111,819 (27.5)	132,776 (25.0)	23,748 (16.4)	268,344 (24.8)	14,522 (81.8)	22,351 (64.2)	142,152 (19.9)	22,067 (19.5)	20,513 (27.0)	46,739 (37.1)
1128	1128	268,781 (24.8)	111,862 (27.5)	133,171 (25.0)	23,748 (16.4)	268,781 (24.8)	14,522 (81.8)	22,692 (65.2)	142,206 (19.9)	22,067 (19.5)	20,513 (27.0)	46,782 (37.1)
1129	1129	269,198 (24.8)	111,905 (27.5)	133,519 (25.1)	23,775 (16.4)	269,198 (24.8)	14,522 (81.8)	23,033 (66.2)	142,281 (19.9)	22,067 (19.5)	20,513 (27.0)	46,782 (37.1)
1130	1130	276,692 (25.5)	115,334 (28.4)	135,225 (25.4)	26,133 (18.1)	276,692 (25.5)	14,522 (81.8)	23,070 (66.3)	145,858 (20.4)	23,424 (20.7)	21,229 (27.9)	48,589 (38.6)
1131	1131	277,156 (25.6)	115,686 (28.5)	135,245 (25.4)	26,226 (18.1)	277,156 (25.6)	14,522 (81.8)	23,070 (66.3)	146,323 (20.4)	23,424 (20.7)	21,229 (27.9)	48,589 (38.6)
1132	1132	278,059 (25.7)	115,831 (28.5)	136,002 (25.6)	26,226 (18.1)	278,059 (25.7)	14,522 (81.8)	23,796 (68.4)	146,499 (20.5)	23,424 (20.7)	21,229 (27.9)	48,589 (38.6)
1133	1133	278,973 (25.7)	115,831 (28.5)	136,868 (25.7)	26,274 (18.1)	278,973 (25.7)	14,522 (81.8)	23,796 (68.4)	146,719 (20.5)	23,424 (20.7)	21,229 (27.9)	49,283 (39.1)
1134	1134	280,586 (25.9)	117,136 (28.8)	137,175 (25.8)	26,274 (18.1)	280,586 (25.9)	14,522 (81.8)	23,796 (68.4)	148,023 (20.7)	23,424 (20.7)	21,494 (28.3)	49,326 (39.1)
1135	1135	283,093 (26.1)	118,074 (29.0)	138,717 (26.1)	26,302 (18.2)	283,093 (26.1)	14,860 (83.7)	23,796 (68.4)	149,583 (20.9)	23,430 (20.7)	21,676 (28.5)	49,749 (39.5)
1136	1136	284,710 (26.3)	118,662 (29.2)	139,699 (26.3)	26,349 (18.2)	284,710 (26.3)	14,860 (83.7)	24,138 (69.3)	150,720 (21.1)	23,430 (20.7)	21,676 (28.5)	49,887 (39.6)
1137	1137	285,726 (26.4)	118,958 (29.3)	140,419 (26.4)	26,349 (18.2)	285,726 (26.4)	14,860 (83.7)	24,138 (69.3)	151,716 (21.2)	23,430 (20.7)	21,695 (28.5)	49,887 (39.6)
1138	1138	287,966 (26.6)	119,432 (29.4)	142,184 (26.7)	26,349 (18.2)	287,966 (26.6)	14,860 (83.7)	24,138 (69.3)	153,344 (21.4)	23,999 (21.2)	21,695 (28.5)	49,930 (39.6)
1139	1139	290,474 (26.8)	119,540 (29.4)	144,563 (27.2)	26,372 (18.2)	290,474 (26.8)	14,860 (83.7)	24,140 (69.4)	155,830 (21.8)	24,018 (21.3)	21,697 (28.5)	49,930 (39.6)
1140	1140	296,430 (27.4)	122,653 (30.2)	147,215 (27.7)	26,562 (18.3)	296,430 (27.4)	14,860 (83.7)	24,494 (70.4)	158,916 (22.2)	24,836 (22.0)	22,976 (30.2)	50,348 (40.0)
1141	1141	297,995 (27.5)	123,621 (30.4)	147,686 (27.8)	26,687 (18.4)	297,995 (27.5)	14,860 (83.7)	25,074 (72.0)	159,676 (22.3)	24,836 (22.0)	23,194 (30.5)	50,354 (40.0)

1142	1142	298,892	124,229	147,933	26,730	298,892	14,860	25,074	160,246	24,842	23,194	50,675
		(27.6)	(30.6)	(27.8)	(18.5)	(27.6)	(83.7)	(72.0)	(22.4)	(22.0)	(30.5)	(40.2)
1143	1143	299,834	124,809	148,279	26,746	299,834	14,860	25,416	160,267	24,842	23,194	51,255
		(27.7)	(30.7)	(27.9)	(18.5)	(27.7)	(83.7)	(73.0)	(22.4)	(22.0)	(30.5)	(40.7)
1144	1144	300,878	125,339	148,680	26,860	300,878	14,860	25,416	161,227	24,927	23,194	51,255
		(27.8)	(30.8)	(27.9)	(18.6)	(27.8)	(83.7)	(73.0)	(22.5)	(22.1)	(30.5)	(40.7)
1145	1145	302,143	125,747	149,508	26,887	302,143	14,860	25,416	161,744	24,927	23,474	51,723
		(27.9)	(30.9)	(28.1)	(18.6)	(27.9)	(83.7)	(73.0)	(22.6)	(22.1)	(30.9)	(41.0)
1146	1146	302,297	125,747	149,561	26,989	302,297	14,860	25,416	161,761	25,012	23,527	51,723
		(27.9)	(30.9)	(28.1)	(18.6)	(27.9)	(83.7)	(73.0)	(22.6)	(22.1)	(30.9)	(41.0)
1147	1147	302,589	125,747	149,840	27,002	302,589	14,860	25,416	162,039	25,012	23,531	51,732
		(27.9)	(30.9)	(28.2)	(18.7)	(27.9)	(83.7)	(73.0)	(22.6)	(22.1)	(30.9)	(41.1)
1148	1148	303,147	125,777	150,336	27,034	303,147	14,860	25,418	162,496	25,012	23,574	51,786
		(28.0)	(30.9)	(28.3)	(18.7)	(28.0)	(83.7)	(73.0)	(22.7)	(22.1)	(31.0)	(41.1)
1149	1149	303,200	125,777	150,376	27,046	303,200	14,860	25,418	162,517	25,024	23,594	51,786
		(28.0)	(30.9)	(28.3)	(18.7)	(28.0)	(83.7)	(73.0)	(22.7)	(22.2)	(31.0)	(41.1)
1150	1150	319,520	132,042	159,207	28,271	319,520	15,373	26,751	173,303	25,689	23,939	54,466
		(29.5)	(32.5)	(29.9)	(19.5)	(29.5)	(86.6)	(76.9)	(24.2)	(22.7)	(31.5)	(43.2)
1151	1151	320,108	132,185	159,549	28,374	320,108	15,373	27,092	173,529	25,708	23,939	54,466
		(29.5)	(32.5)	(30.0)	(19.6)	(29.5)	(86.6)	(77.8)	(24.2)	(22.8)	(31.5)	(43.2)
1152	1152	320,660	132,237	160,010	28,413	320,660	15,373	27,092	173,947	25,722	23,991	54,534
		(29.6)	(32.5)	(30.1)	(19.6)	(29.6)	(86.6)	(77.8)	(24.3)	(22.8)	(31.5)	(43.3)
1153	1153	320,800	132,369	160,010	28,420	320,800	15,373	27,092	174,087	25,722	23,991	54,534
		(29.6)	(32.6)	(30.1)	(19.6)	(29.6)	(86.6)	(77.8)	(24.3)	(22.8)	(31.5)	(43.3)
1154	1154	321,106	132,369	160,254	28,483	321,106	15,373	27,092	174,368	25,735	23,991	54,547
		(29.6)	(32.6)	(30.1)	(19.7)	(29.6)	(86.6)	(77.8)	(24.4)	(22.8)	(31.5)	(43.3)
1155	1155	322,227	132,405	160,662	29,160	322,227	15,373	27,092	174,894	25,908	24,061	54,898
		(29.7)	(32.6)	(30.2)	(20.1)	(29.7)	(86.6)	(77.8)	(24.4)	(22.9)	(31.6)	(43.6)
1156	1156	322,871	132,405	160,878	29,588	322,871	15,373	27,092	175,504	25,908	24,061	54,932
		(29.8)	(32.6)	(30.2)	(20.4)	(29.8)	(86.6)	(77.8)	(24.5)	(22.9)	(31.6)	(43.6)
1157	1157	323,392	132,604	161,139	29,648	323,392	15,373	27,291	175,809	25,908	24,078	54,932
		(29.8)	(32.6)	(30.3)	(20.5)	(29.8)	(86.6)	(78.4)	(24.6)	(22.9)	(31.7)	(43.6)
1158	1158	323,907	132,826	161,423	29,658	323,907	15,373	27,291	176,299	25,916	24,096	54,932
		(29.9)	(32.7)	(30.3)	(20.5)	(29.9)	(86.6)	(78.4)	(24.6)	(22.9)	(31.7)	(43.6)
1159	1159	324,867	133,143	162,066	29,658	324,867	15,373	27,291	177,069	25,925	24,096	55,113
		(30.0)	(32.7)	(30.5)	(20.5)	(30.0)	(86.6)	(78.4)	(24.7)	(22.9)	(31.7)	(43.7)
1160	1160	327,669	135,182	162,655	29,832	327,669	15,373	27,291	178,861	26,387	24,553	55,204
		(30.2)	(33.2)	(30.6)	(20.6)	(30.2)	(86.6)	(78.4)	(25.0)	(23.4)	(32.3)	(43.8)
1161	1161	327,927	135,182	162,856	29,889	327,927	15,373	27,304	179,068	26,396	24,581	55,204
		(30.3)	(33.2)	(30.6)	(20.6)	(30.3)	(86.6)	(78.4)	(25.0)	(23.4)	(32.3)	(43.8)
1162	1162	328,478	135,436	163,068	29,974	328,478	15,616	27,304	179,112	26,481	24,601	55,363
		(30.3)	(33.3)	(30.6)	(20.7)	(30.3)	(88.0)	(78.4)	(25.0)	(23.4)	(32.4)	(43.9)
1163	1163	328,804	135,627	163,184	29,994	328,804	15,616	27,304	179,438	26,481	24,601	55,363
		(30.3)	(33.4)	(30.7)	(20.7)	(30.3)	(88.0)	(78.4)	(25.1)	(23.4)	(32.4)	(43.9)
1164	1164	329,679	135,797	163,888	29,994	329,679	15,616	27,564	179,443	26,481	25,169	55,406
		(30.4)	(33.4)	(30.8)	(20.7)	(30.4)	(88.0)	(79.2)	(25.1)	(23.4)	(33.1)	(44.0)
1165	1165	330,124	135,797	164,267	30,059	330,124	15,876	27,564	179,467	26,635	25,176	55,406
		(30.5)	(33.4)	(30.9)	(20.8)	(30.5)	(89.4)	(79.2)	(25.1)	(23.6)	(33.1)	(44.0)

1166	1166	330,889 (30.5)	136,398 (33.5)	164,384 (30.9)	30,108 (20.8)	330,889 (30.5)	15,876 (89.4)	27,573 (79.2)	179,624 (25.1)	26,984 (23.9)	25,176 (33.1)	55,657 (44.2)
1167	1167	331,032 (30.6)	136,398 (33.5)	164,509 (30.9)	30,125 (20.8)	331,032 (30.6)	15,876 (89.4)	27,573 (79.2)	179,648 (25.1)	26,984 (23.9)	25,176 (33.1)	55,776 (44.3)
1168	1168	331,163 (30.6)	136,410 (33.5)	164,628 (30.9)	30,125 (20.8)	331,163 (30.6)	15,876 (89.4)	27,573 (79.2)	179,778 (25.1)	26,984 (23.9)	25,176 (33.1)	55,776 (44.3)
1169	1169	333,403 (30.8)	136,576 (33.6)	165,708 (31.1)	31,119 (21.5)	333,403 (30.8)	15,876 (89.4)	27,573 (79.2)	181,430 (25.3)	26,984 (23.9)	25,402 (33.4)	56,138 (44.5)
1170	1170	335,523 (31.0)	137,304 (33.8)	166,157 (31.2)	32,062 (22.1)	335,523 (31.0)	15,876 (89.4)	27,587 (79.3)	183,267 (25.6)	27,032 (23.9)	25,548 (33.6)	56,213 (44.6)
1171	1171	336,095 (31.0)	137,368 (33.8)	166,417 (31.3)	32,311 (22.3)	336,095 (31.0)	15,876 (89.4)	27,587 (79.3)	183,777 (25.7)	27,032 (23.9)	25,609 (33.7)	56,213 (44.6)
1172	1172	336,882 (31.1)	137,911 (33.9)	166,643 (31.3)	32,329 (22.3)	336,882 (31.1)	15,876 (89.4)	27,793 (79.8)	183,806 (25.7)	27,213 (24.1)	25,609 (33.7)	56,585 (44.9)
1173	1173	337,641 (31.2)	138,056 (34.0)	167,242 (31.4)	32,343 (22.3)	337,641 (31.2)	15,876 (89.4)	27,795 (79.9)	184,226 (25.7)	27,213 (24.1)	25,609 (33.7)	56,922 (45.2)
1174	1174	338,254 (31.2)	138,184 (34.0)	167,629 (31.5)	32,441 (22.4)	338,254 (31.2)	16,135 (90.9)	27,795 (79.9)	184,494 (25.8)	27,298 (24.2)	25,609 (33.7)	56,922 (45.2)
1175	1175	339,070 (31.3)	138,206 (34.0)	168,375 (31.6)	32,489 (22.4)	339,070 (31.3)	16,135 (90.9)	27,795 (79.9)	184,702 (25.8)	27,504 (24.3)	26,011 (34.2)	56,922 (45.2)
1176	1176	339,133 (31.3)	138,206 (34.0)	168,409 (31.7)	32,518 (22.5)	339,133 (31.3)	16,135 (90.9)	27,795 (79.9)	184,765 (25.8)	27,504 (24.3)	26,011 (34.2)	56,922 (45.2)
1177	1177	339,608 (31.3)	138,645 (34.1)	168,444 (31.7)	32,520 (22.5)	339,608 (31.3)	16,135 (90.9)	27,795 (79.9)	185,210 (25.9)	27,504 (24.3)	26,023 (34.2)	56,941 (45.2)
1178	1179	340,440 (31.4)	139,272 (34.3)	168,566 (31.7)	32,602 (22.5)	340,440 (31.4)	16,135 (90.9)	27,795 (79.9)	185,948 (26.0)	27,524 (24.4)	26,083 (34.3)	56,954 (45.2)
1180	1189	351,170 (32.4)	141,498 (34.8)	175,609 (33.0)	34,063 (23.5)	351,170 (32.4)	16,378 (92.2)	28,070 (80.6)	192,255 (26.9)	29,037 (25.7)	26,510 (34.9)	58,919 (46.8)
1190	1199	364,710 (33.7)	145,664 (35.8)	183,212 (34.4)	35,833 (24.8)	364,710 (33.7)	16,378 (92.2)	28,086 (80.7)	201,115 (28.1)	30,224 (26.8)	27,681 (36.4)	61,225 (48.6)
1200	1209	403,677 (37.3)	160,592 (39.5)	205,425 (38.6)	37,660 (26.0)	403,677 (37.3)	17,223 (97.0)	30,461 (87.5)	221,718 (31.0)	33,921 (30.0)	30,796 (40.5)	69,558 (55.2)
1210	1219	410,954 (37.9)	162,710 (40.0)	208,658 (39.2)	39,586 (27.3)	410,954 (37.9)	17,489 (98.5)	30,641 (88.0)	227,316 (31.8)	34,123 (30.2)	31,237 (41.1)	70,148 (55.7)
1220	1229	421,015 (38.9)	167,461 (41.2)	212,287 (39.9)	41,267 (28.5)	421,015 (38.9)	17,489 (98.5)	31,356 (90.1)	233,835 (32.7)	34,619 (30.6)	31,597 (41.6)	72,119 (57.2)
1230	1239	429,801 (39.7)	171,199 (42.1)	216,157 (40.6)	42,445 (29.3)	429,801 (39.7)	17,755 (100.0)	32,164 (92.4)	240,325 (33.6)	35,062 (31.0)	31,744 (41.7)	72,751 (57.7)
1240	1249	436,375 (40.3)	172,755 (42.5)	220,662 (41.5)	42,957 (29.7)	436,375 (40.3)		32,164 (92.4)	244,358 (34.1)	36,362 (32.2)	32,300 (42.5)	73,435 (58.3)
1250	1259	454,484 (41.9)	180,876 (44.5)	228,895 (43.0)	44,714 (30.9)	454,484 (41.9)		32,655 (93.8)	256,754 (35.9)	37,097 (32.8)	32,960 (43.3)	77,265 (61.3)
1260	1269	461,649 (42.6)	184,337 (45.3)	230,916 (43.4)	46,396 (32.0)	461,649 (42.6)		32,656 (93.8)	261,795 (36.6)	37,863 (33.5)	33,106 (43.5)	78,475 (62.3)
1270	1279	465,731 (43.0)	185,588 (45.6)	232,501 (43.7)	47,641 (32.9)	465,731 (43.0)		32,656 (93.8)	264,545 (37.0)	38,721 (34.3)	33,393 (43.9)	78,662 (62.4)
1280	1289	473,505 (43.7)	188,376 (46.3)	235,722 (44.3)	49,407 (34.1)	473,505 (43.7)		32,699 (93.9)	269,971 (37.7)	39,301 (34.8)	33,814 (44.5)	79,965 (63.5)

1290	1299	479,168 (44.2)	191,030 (47.0)	237,896 (44.7)	50,242 (34.7)	479,168 (44.2)		32,905 (94.5)	273,313 (38.2)	39,994 (35.4)	34,530 (45.4)	80,671 (64.0)
1300	1399	561,151 (51.8)	220,559 (54.2)	274,520 (51.6)	66,072 (45.6)	561,151 (51.8)		34,054 (97.8)	333,077 (46.5)	49,301 (43.6)	40,175 (52.8)	86,789 (68.9)
1400	1499	626,592 (57.8)	242,928 (59.7)	304,996 (57.3)	78,669 (54.3)	626,592 (57.8)		34,247 (98.4)	382,874 (53.5)	53,909 (47.7)	45,072 (59.3)	92,735 (73.6)
1500	1599	691,343 (63.8)	264,386 (65.0)	337,867 (63.5)	89,090 (61.5)	691,343 (63.8)		34,521 (99.2)	430,926 (60.2)	59,575 (52.7)	48,691 (64.0)	99,875 (79.3)
1600	1699	746,065 (68.9)	279,978 (68.9)	368,807 (69.3)	97,281 (67.2)	746,065 (68.9)		34,521 (99.2)	474,902 (66.3)	64,212 (56.8)	52,431 (68.9)	102,244 (81.1)
1700	1799	801,668 (74.0)	297,846 (73.3)	396,993 (74.6)	106,828 (73.8)	801,668 (74.0)		34,521 (99.2)	515,844 (72.1)	69,622 (61.6)	58,594 (77.1)	105,333 (83.6)
1800	1899	844,100 (77.9)	312,700 (76.9)	418,207 (78.6)	113,193 (78.2)	844,100 (77.9)		34,521 (99.2)	548,689 (76.6)	75,453 (66.8)	60,702 (79.8)	106,980 (84.9)
1900	1999	874,595 (80.7)	321,915 (79.2)	434,443 (81.6)	118,237 (81.7)	874,595 (80.7)		34,807 (100.0)	571,661 (79.9)	78,863 (69.8)	62,992 (82.8)	108,518 (86.1)
2000		1,083,452 (100.0)	406,595 (100.0)	532,082 (100.0)	144,775 (100.0)	1,083,452 (100.0)			715,860 (100.0)	112,972 (100.0)	76,042 (100.0)	126,017 (100.0)
月 平 均 賃 金 額		215,727	205,656	211,059	261,165	215,727	40,536	74,836	233,428	246,683	214,432	151,798
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,610	1,623	1,603	1,603	1,610	1,110	1,137	1,636	1,767	1,585	1,541
月一人当たり労働時間数		129	123	124	161	129	36	64	139	134	128	99
第 1 · 2 0 分 位 数		1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
第 1 · 1 0 分 位 数		1,080	1,079	1,080	1,098	1,080	1,077	1,077	1,080	1,087	1,080	1,077
第 1 · 4 分 位 数		1,130	1,110	1,128	1,200	1,130	1,080	1,080	1,161	1,184	1,110	1,090
中 位 数		1,366	1,328	1,369	1,450	1,366	1,100	1,100	1,447	1,524	1,327	1,200
四 分 位 偏 差 係 数		0.2526	0.2790	0.2480	0.2141	0.2526	0.0182	0.0318	0.2443	0.2949	0.2521	0.1708

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表)

07年 総括表(2)

産業: (全て)

就業形態: (全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女							愛知県 地域別最低賃金	
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上		
計	1,083,452	506,286	5,231	16,870	344,932	46,828	30,972	61,453	577,166	12,523	17,937	370,928	66,144	45,069	64,564		
円	19,342	3,682		413	1,616	9	74	1,570	15,660		192	8,485	1,375	1,002	4,606		
-	1,074	(1.8)	(0.7)	(2.4)	(0.5)	(0.0)	(0.2)	(2.6)	(2.7)		(1.1)	(2.3)	(2.1)	(2.2)	(7.1)		
1,075	1,075	19,514	3,682		413	1,616	9	74	1,570	15,833		192	8,658	1,375	1,002	4,606	
1,076	1,076	19,829	3,693		413	1,628	9	74	1,570	16,135		192	8,960	1,375	1,002	4,606	
1,077	1,077	82,804	26,860	490	3,586	15,869	189	795	5,931	55,945	1,780	2,640	28,065	5,771	4,695	12,994	
1,078	1,078	(7.6)	(5.3)	(9.4)	(2.13)	(4.6)	(0.4)	(2.6)	(9.7)	(9.7)	(14.2)	(14.7)	(7.6)	(8.7)	(10.4)	(20.1)	
1,079	1,079	82,956	26,860	490	3,586	15,869	189	795	5,931	56,096	1,780	2,640	28,216	5,771	4,695	12,994	
1,080	1,080	(7.7)	(5.3)	(9.4)	(2.13)	(4.6)	(0.4)	(2.6)	(9.7)	(9.7)	(14.2)	(14.7)	(7.6)	(8.7)	(10.4)	(20.1)	
1,081	1,081	84,734	27,403	490	3,586	16,049	189	795	6,294	57,331	1,780	2,640	29,442	5,780	4,695	12,994	
1,082	1,082	(7.8)	(5.4)	(9.4)	(2.13)	(4.7)	(0.4)	(2.6)	(10.2)	(9.9)	(14.2)	(14.7)	(7.9)	(8.7)	(10.4)	(20.1)	
1,083	1,083	141,721	43,498	2,225	5,273	25,440	205	2,211	8,143	98,224	4,262	5,332	50,048	10,549	7,464	20,569	
1,084	1,084	(13.1)	(8.6)	(42.5)	(31.3)	(7.4)	(0.4)	(7.1)	(13.3)	(17.0)	(34.0)	(29.7)	(13.5)	(15.9)	(16.6)	(31.9)	
1,085	1,085	142,660	43,617	2,225	5,273	25,560	205	2,211	8,143	99,043	4,262	5,332	50,858	10,549	7,464	20,578	
1,086	1,086	(13.2)	(8.6)	(42.5)	(31.3)	(7.4)	(0.4)	(7.1)	(13.3)	(17.2)	(34.0)	(29.7)	(13.7)	(15.9)	(16.6)	(31.9)	
1,087	1,087	143,590	43,986	2,225	5,273	25,664	205	2,477	8,143	99,603	4,262	5,332	51,418	10,549	7,464	20,578	
1,088	1,088	(13.3)	(8.7)	(42.5)	(31.3)	(7.4)	(0.4)	(8.0)	(13.3)	(17.3)	(34.0)	(29.7)	(13.9)	(15.9)	(16.6)	(31.9)	
1,089	1,089	144,896	44,483	2,225	5,273	26,160	205	2,477	8,143	100,413	4,262	5,332	52,214	10,549	7,478	20,578	
1,090	1,090	(13.4)	(8.8)	(42.5)	(31.3)	(7.6)	(0.4)	(8.0)	(13.3)	(17.4)	(34.0)	(29.7)	(14.1)	(15.9)	(16.6)	(31.9)	
1,091	1,091	145,454	45,025	2,225	5,273	26,703	205	2,477	8,143	100,429	4,262	5,332	52,230	10,549	7,478	20,578	
1,092	1,092	(13.5)	(8.9)	(42.5)	(31.3)	(7.7)	(0.4)	(8.0)	(13.3)	(17.4)	(34.0)	(29.7)	(14.1)	(15.9)	(16.6)	(31.9)	
1,093	1,093	147,605	45,310	2,225	5,273	26,924	223	2,477	8,188	102,295	4,262	5,332	53,206	10,563	8,017	20,915	
1,094	1,094	(13.6)	(8.9)	(42.5)	(31.3)	(7.8)	(0.5)	(8.0)	(13.3)	(17.7)	(34.0)	(29.7)	(14.3)	(16.0)	(17.8)	(32.4)	
1,095	1,095	149,073	45,310	2,225	5,273	26,924	223	2,477	8,188	103,763	4,262	5,332	53,722	10,736	8,797	20,915	
1,096	1,096	(13.8)	(8.9)	(42.5)	(31.3)	(7.8)	(0.5)	(8.0)	(13.3)	(18.0)	(34.0)	(29.7)	(14.5)	(16.2)	(19.5)	(32.4)	
1,097	1,097	154,185	46,675	2,513	5,371	27,120	223	2,477	8,971	107,510	4,512	5,666	55,251	11,416	8,810	21,855	
1,098	1,098	(14.2)	(9.2)	(48.0)	(31.8)	(7.9)	(0.5)	(8.0)	(14.6)	(18.6)	(36.0)	(31.6)	(14.9)	(17.3)	(19.5)	(33.9)	
1,099	1,099	154,223	46,681	2,513	5,371	27,126	223	2,477	8,971	107,543	4,512	5,666	55,259	11,429	8,822	21,855	
1,100	1,100	(14.2)	(9.2)	(48.0)	(31.8)	(7.9)	(0.5)	(8.0)	(14.6)	(18.6)	(36.0)	(31.6)	(14.9)	(17.3)	(19.6)	(33.9)	
1,101	1,101	155,081	47,298	2,513	5,371	27,717	250	2,477	8,971	107,783	4,512	5,666	55,477	11,429	8,822	21,878	
1,102	1,102	(14.3)	(9.3)	(48.0)	(31.8)	(8.0)	(0.5)	(8.0)	(14.6)	(18.7)	(36.0)	(31.6)	(15.0)	(17.3)	(19.6)	(33.9)	
1,103	1,103	170,626	48,901	2,629	6,503	27,937	250	2,592	8,990	121,725	5,004	5,666	62,666	14,289	11,387	22,712	
1,104	1,104	(15.7)	(9.7)	(50.2)	(38.5)	(8.1)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.1)	(40.0)	(31.6)	(16.9)	(21.6)	(25.3)	(35.2)	
1,105	1,105	171,794	48,914	2,629	6,503	27,937	250	2,605	8,990	122,880	5,004	5,666	63,023	14,289	12,027	22,871	
1,106	1,106	(15.9)	(9.7)	(50.2)	(38.5)	(8.1)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.3)	(40.0)	(31.6)	(17.0)	(21.6)	(26.7)	(35.4)	
1,107	1,107	172,078	48,950	2,629	6,518	27,957	250	2,605	8,990	123,128	5,004	5,856	63,043	14,289	12,027	22,909	
1,108	1,108	(15.9)	(9.7)	(50.2)	(38.6)	(8.1)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.3)	(40.0)	(32.6)	(17.0)	(21.6)	(26.7)	(35.5)	
1,109	1,109	172,106	48,950	2,629	6,518	27,957	250	2,605	8,990	123,156	5,004	5,856	63,061	14,299	12,027	22,909	
1,110	1,110	(15.9)	(9.7)	(50.2)	(38.6)	(8.1)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.3)	(40.0)	(32.6)	(17.0)	(21.6)	(26.7)	(35.5)	
1,111	1,111	172,284	49,125	2,629	6,518	28,132	250	2,605	8,990	123,159	5,004	5,856	63,061	14,299	12,028	22,911	
1,112	1,112	(15.9)	(9.7)	(50.2)	(38.6)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.3)	(40.0)	(32.6)	(17.0)	(21.6)	(26.7)	(35.5)	
1,113	1,113	172,640	49,147	2,629	6,539	28,132	250	2,605	8,992	123,492	5,004	5,856	63,375	14,311	12,035	22,911	
1,114	1,114	(15.9)	(9.7)	(50.2)	(38.8)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.4)	(40.0)	(32.6)	(17.1)	(21.6)	(26.7)	(35.5)	
1,115	1,115	174,079	49,150	2,629	6,539	28,135	250	2,605	8,992	124,929	5,004	5,856	64,480	14,351	12,327	22,911	
1,116	1,116	(16.1)	(9.7)	(50.2)	(38.8)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.6)	(40.0)	(32.6)	(17.4)	(21.7)	(27.4)	(35.5)	
1,117	1,117	175,963	49,471	2,629	6,805	28,191	250	2,605	8,992	126,492	5,004	5,856	65,829	14,387	12,504	22,911	
1,118	1,118	(16.2)	(9.8)	(50.2)	(40.3)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.9)	(40.0)	(32.6)	(17.7)	(21.8)	(27.7)	(35.5)	
1,119	1,119	176,134	49,524	2,629	6,805	28,244	250	2,605	8,992	126,610	5,004	5,870	65,918	14,404	12,504	22,911	
1,120	1,120	(16.3)	(9.8)	(50.2)	(40.3)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(21.9)	(40.0)	(32.7)	(17.8)	(21.8)	(27.7)	(35.5)	
1,121	1,121	176,638	49,524	2,629	6,805	28,244	250	2,605	8,992	127,114	5,004	5,870	66,422	14,404	12,504	22,911	
1,122	1,122	(16.3)	(9.8)	(50.2)	(40.3)	(8.2)	(0.5)	(8.4)	(14.6)	(22.0)	(40.0)	(32.7)	(17.9)	(21.8)	(27.7)	(35.5)	
1,123	1,123	225,168	63,837	3,825	9,378	32,979	325	3,415	13,916	161,331	7,017	9,830	85,613	17,562	15,090	26,219	
1,124	1,124	(20.8)	(12.6)	(73.1)	(55.6)	(9.6)	(0.7)	(11.0)	(22.6)	(28.0)	(56.0)	(54.8)	(23.1)	(26.6)	(33.5)	(40.6)	
1,125	1,125	225,796	64,062	3,825	9,378	33,152	325	3,415	13,968	161,734	7,017	9,830	86,006	17,562	15,093	26,227	
1,126	1,126	(20.8)	(12.7)	(73.1)	(55.6)	(9.6)	(0.7)	(11.0)	(22.7)	(28.0)	(56.0)	(54.8)	(23.2)	(26.6)	(33.5)	(40.6)	

1,102	-	1,102	227,180	64,075	3,825	9,391	33,152	325	3,415	13,968	163,105	7,017	9,830	87,368	17,562	15,102	26,227
			(21.0)	(12.7)	(73.1)	(55.7)	(9.6)	(0.7)	(11.0)	(22.7)	(28.3)	(56.0)	(54.8)	(23.6)	(26.6)	(33.5)	(40.6)
1,103	-	1,103	228,066	64,075	3,825	9,391	33,152	325	3,415	13,968	163,991	7,017	9,830	87,779	17,562	15,102	26,701
			(21.0)	(12.7)	(73.1)	(55.7)	(9.6)	(0.7)	(11.0)	(22.7)	(28.4)	(56.0)	(54.8)	(23.7)	(26.6)	(33.5)	(41.4)
1,104		1,104	229,430	64,187	3,825	9,417	33,219	325	3,415	13,986	165,243	7,017	10,344	88,507	17,562	15,102	26,712
			(21.2)	(12.7)	(73.1)	(55.8)	(9.6)	(0.7)	(11.0)	(22.8)	(28.6)	(56.0)	(57.7)	(23.9)	(26.6)	(33.5)	(41.4)
1,105		1,105	231,738	65,478	3,825	9,417	33,560	325	3,415	14,935	166,260	7,017	10,344	89,212	17,665	15,102	26,920
			(21.4)	(12.9)	(73.1)	(55.8)	(9.7)	(0.7)	(11.0)	(24.3)	(28.8)	(56.0)	(57.7)	(24.1)	(26.7)	(33.5)	(41.7)
1,106		1,106	233,712	65,478	3,825	9,417	33,560	325	3,415	14,935	168,235	7,259	11,070	89,962	17,667	15,102	27,173
			(21.6)	(12.9)	(73.1)	(55.8)	(9.7)	(0.7)	(11.0)	(24.3)	(29.1)	(58.0)	(61.7)	(24.3)	(26.7)	(33.5)	(42.1)
1,107		1,107	235,684	65,881	3,825	9,417	33,877	325	3,415	15,022	169,804	7,259	11,070	91,445	17,702	15,113	27,214
			(21.8)	(13.0)	(73.1)	(55.8)	(9.8)	(0.7)	(11.0)	(24.4)	(29.4)	(58.0)	(61.7)	(24.7)	(26.8)	(33.5)	(42.2)
1,108		1,108	235,879	65,901	3,825	9,417	33,897	325	3,415	15,022	169,978	7,259	11,070	91,611	17,711	15,113	27,214
			(21.8)	(13.0)	(73.1)	(55.8)	(9.8)	(0.7)	(11.0)	(24.4)	(29.5)	(58.0)	(61.7)	(24.7)	(26.8)	(33.5)	(42.2)
1,109		1,109	244,883	68,374	3,825	9,417	34,656	325	3,597	16,554	176,509	8,125	11,070	94,884	18,744	16,136	27,549
			(22.6)	(13.5)	(73.1)	(55.8)	(10.0)	(0.7)	(11.6)	(26.9)	(30.6)	(64.9)	(61.7)	(25.6)	(28.3)	(35.8)	(42.7)
1,110		1,110	245,393	68,584	3,825	9,417	34,855	325	3,597	16,564	176,809	8,125	11,079	95,154	18,744	16,136	27,570
			(22.6)	(13.5)	(73.1)	(55.8)	(10.1)	(0.7)	(11.6)	(27.0)	(30.6)	(64.9)	(61.8)	(25.7)	(28.3)	(35.8)	(42.7)
1,111		1,111	247,719	69,234	3,825	9,417	35,030	325	3,597	17,039	178,486	8,125	11,164	95,837	19,653	16,136	27,570
			(22.9)	(13.7)	(73.1)	(55.8)	(10.2)	(0.7)	(11.6)	(27.7)	(30.9)	(64.9)	(62.2)	(25.8)	(29.7)	(35.8)	(42.7)
1,112		1,112	248,943	69,256	3,825	9,417	35,053	325	3,597	17,039	179,687	8,125	11,164	97,038	19,653	16,136	27,570
			(23.0)	(13.7)	(73.1)	(55.8)	(10.2)	(0.7)	(11.6)	(27.7)	(31.1)	(64.9)	(62.2)	(26.2)	(29.7)	(35.8)	(42.7)
1,113		1,113	250,639	70,256	3,825	9,417	36,052	325	3,597	17,039	180,383	8,639	11,164	97,216	19,653	16,140	27,570
			(23.1)	(13.9)	(73.1)	(55.8)	(10.5)	(0.7)	(11.6)	(27.7)	(31.3)	(69.0)	(62.2)	(26.2)	(29.7)	(35.8)	(42.7)
1,114		1,114	252,103	70,724	3,825	9,758	36,115	325	3,597	17,103	181,379	8,639	11,678	97,685	19,659	16,147	27,570
			(23.3)	(14.0)	(73.1)	(57.8)	(10.5)	(0.7)	(11.6)	(27.8)	(31.4)	(69.0)	(65.1)	(26.3)	(29.7)	(35.8)	(42.7)
1,115		1,115	252,732	70,730	3,825	9,758	36,121	325	3,597	17,103	182,002	8,639	11,678	98,294	19,673	16,147	27,570
			(23.3)	(14.0)	(73.1)	(57.8)	(10.5)	(0.7)	(11.6)	(27.8)	(31.5)	(69.0)	(65.1)	(26.5)	(29.7)	(35.8)	(42.7)
1,116		1,116	253,671	70,828	3,825	9,758	36,219	325	3,597	17,103	182,843	8,639	11,678	98,661	20,148	16,147	27,570
			(23.4)	(14.0)	(73.1)	(57.8)	(10.5)	(0.7)	(11.6)	(27.8)	(31.7)	(69.0)	(65.1)	(26.6)	(30.5)	(35.8)	(42.7)
1,117		1,117	254,970	71,067	3,825	9,758	36,437	345	3,597	17,103	183,903	9,153	11,678	99,002	20,353	16,147	27,570
			(23.5)	(14.0)	(73.1)	(57.8)	(10.6)	(0.7)	(11.6)	(27.8)	(31.9)	(73.1)	(65.1)	(26.7)	(30.8)	(35.8)	(42.7)
1,118		1,118	256,083	71,613	3,825	9,758	36,984	345	3,597	17,103	184,470	9,153	11,851	99,372	20,376	16,147	27,570
			(23.6)	(14.1)	(73.1)	(57.8)	(10.7)	(0.7)	(11.6)	(27.8)	(32.0)	(73.1)	(66.1)	(26.8)	(30.8)	(35.8)	(42.7)
1,119		1,119	262,483	72,725	3,825	9,878	37,261	437	3,744	17,581	189,757	9,670	11,851	102,143	21,273	16,163	28,657
			(24.2)	(14.4)	(73.1)	(58.6)	(10.8)	(0.9)	(12.1)	(28.6)	(32.9)	(77.2)	(66.1)	(27.5)	(32.2)	(35.9)	(44.4)
1,120		1,120	263,371	73,570	3,825	10,151	37,808	437	3,744	17,605	189,801	9,670	11,851	102,163	21,273	16,163	28,681
			(24.3)	(14.5)	(73.1)	(60.2)	(11.0)	(0.9)	(12.1)	(28.6)	(32.9)	(77.2)	(66.1)	(27.5)	(32.2)	(35.9)	(44.4)
1,121		1,121	263,841	73,915	3,825	10,492	37,808	437	3,747	17,605	189,926	9,670	11,851	102,288	21,273	16,163	28,681
			(24.4)	(14.6)	(73.1)	(62.2)	(11.0)	(0.9)	(12.1)	(28.6)	(32.9)	(77.2)	(66.1)	(27.6)	(32.2)	(35.9)	(44.4)
1,122		1,122	263,850	73,915	3,825	10,492	37,808	437	3,747	17,605	189,935	9,670	11,851	102,297	21,273	16,163	28,681
			(24.4)	(14.6)	(73.1)	(62.2)	(11.0)	(0.9)	(12.1)	(28.6)	(32.9)	(77.2)	(66.1)	(27.6)	(32.2)	(35.9)	(44.4)
1,123		1,123	264,511	73,986	3,825	10,500	37,829	437	3,747	17,648	190,525	9,670	11,851	102,322	21,621	16,163	28,899
			(24.4)	(14.6)	(73.1)	(62.2)	(11.0)	(0.9)	(12.1)	(28.7)	(33.0)	(77.2)	(66.1)	(27.6)	(32.7)	(35.9)	(44.8)
1,124		1,124	266,736	74,401	3,825	10,500	38,191	437	3,747	17,702	192,335	9,670	11,851	103,446	21,621	16,765	28,982
			(24.6)	(14.7)	(73.1)	(62.2)	(11.1)	(0.9)	(12.1)	(28.8)	(33.3)	(77.2)	(66.1)	(27.9)	(32.7)	(37.2)	(44.9)
1,125		1,125	266,773	74,401	3,825	10,500	38,191	437	3,747	17,702	192,372	9,670	11,851	103,483	21,621	16,765	28,982
			(24.6)	(14.7)	(73.1)	(62.2)	(11.1)	(0.9)	(12.1)	(28.8)	(33.3)	(77.2)	(66.1)	(27.9)	(32.7)	(37.2)	(44.9)
1,126		1,126	268,344	74,997	4,339	10,500	38,217	437	3,747	17,757	193,347	10,183	11,851	103,935	21,630	16,765	28,982
			(24.6)	(14.8)	(82.9)	(62.2)	(11.1)	(0.9)	(12.1)	(28.9)	(33.5)	(81.3)	(66.1)	(28.0)	(32.7)	(37.2)	(44.9)
1,127		1,127	268,781	75,338	4,339	10,841	38,217	437	3,747	17,757	193,443	10,183	11,851	103,988	21,630	16,765	29,025
			(24.8)	(14.9)	(82.9)	(64.3)	(11.1)	(0.9)	(12.1)	(28.9)	(33.5)	(81.3)	(66.1)	(28.0)	(32.7)	(37.2)	(45.0)
1,128		1,128	269,198	75,364	4,339	10,841	38,243	437	3,747	17,757	193,834	10,183	12,192	104,038	21,630	16,765	29,025
			(24.8)	(14.9)	(82.9)	(64.3)	(11.1)	(0.9)	(12.1)	(28.9)	(33.6)	(81.3)	(68.0)	(28.0)	(32.7)	(37.2)	(45.0)
1,129		1,129	276,692	75,987	4,339	10,841	38,327	446	3,788	18,247	200,705	10,183	12,229	107,531	22,978	17,441	30,342
			(25.5)	(15.0)	(82.9)	(64.3)	(11.1)	(1.0)	(12.2)	(29.7)	(34.9)	(81.3)	(68.2)	(29.0)	(34.7)	(38.7)	(47.0)
1,130		1,130	277,156	75,987	4,339	10,841	38,327	446	3,788	18,247	201,169	10,183	12,229	107,996	22,978	17,441	30,342
			(25.6)	(15.0)	(82.9)	(64.3)	(11.1)	(1.0)	(12.2)	(29.7)	(34.9)	(81.3)	(68.2)	(29.1)	(34.7)	(38.7)	(47.0)
1,131		1,131	278,059	76,163	4,339	10,841	38,502	446	3,788	18,247	201,896	10,183	12,955	107,996	22,978	17,441	30,342
			(25.7)	(15.0)	(82.9)	(64.3)	(11.2)	(1.0)	(12.2)	(29.7)	(35.0)	(81.3)	(72.2)	(29.1)	(34.7)	(38.7)	(47.0)

1,133	1,133	278,973 (25.7)	76,663 (15.1)	4,339 (82.9)	10,841 (64.3)	38,528 (11.2)	446 (1.0)	3,788 (12.2)	18,722 (30.5)	202,310 (35.1)	10,183 (81.3)	12,955 (72.2)	108,190 (29.2)	22,978 (34.7)	17,441 (38.7)	30,562 (47.3)
1,134	1,134	280,586 (25.9)	77,938 (15.4)	4,339 (82.9)	10,841 (64.3)	39,760 (11.5)	446 (1.0)	3,788 (12.2)	18,765 (30.5)	202,647 (35.1)	10,183 (81.3)	12,955 (72.2)	108,262 (29.2)	22,978 (34.7)	17,707 (39.3)	30,562 (47.3)
1,135	1,135	283,093 (26.1)	78,136 (15.4)	4,339 (82.9)	10,841 (64.3)	39,779 (11.5)	446 (1.0)	3,788 (12.2)	18,944 (30.8)	204,957 (35.5)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	109,804 (29.6)	22,984 (34.7)	17,888 (39.7)	30,805 (47.7)
1,136	1,136	284,710 (26.3)	79,034 (15.6)	4,339 (82.9)	11,182 (66.3)	40,226 (11.7)	446 (1.0)	3,788 (12.2)	19,053 (31.0)	205,676 (35.6)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	110,494 (29.8)	22,984 (34.7)	17,888 (39.7)	30,834 (47.8)
1,137	1,137	285,726 (26.4)	79,346 (15.7)	4,339 (82.9)	11,182 (66.3)	40,518 (11.7)	446 (1.0)	3,808 (12.3)	19,053 (31.0)	206,380 (35.8)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	111,198 (30.0)	22,984 (34.7)	17,888 (39.7)	30,834 (47.8)
1,138	1,138	287,966 (26.6)	79,409 (15.7)	4,339 (82.9)	11,182 (66.3)	40,538 (11.8)	446 (1.0)	3,808 (12.3)	19,096 (31.1)	208,557 (36.1)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	112,805 (30.4)	23,554 (35.6)	17,888 (39.7)	30,834 (47.8)
1,139	1,139	290,474 (26.8)	79,413 (15.7)	4,339 (82.9)	11,184 (66.3)	40,540 (11.8)	446 (1.0)	3,808 (12.3)	19,096 (31.1)	211,061 (36.6)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	115,289 (31.1)	23,572 (35.6)	17,890 (39.7)	30,834 (47.8)
1,140	1,140	296,430 (27.4)	80,107 (15.8)	4,339 (82.9)	11,539 (68.4)	40,848 (11.8)	446 (1.0)	3,818 (12.3)	19,118 (31.1)	216,323 (37.5)	10,521 (84.0)	12,955 (72.2)	118,068 (31.8)	24,390 (36.9)	19,158 (42.5)	31,230 (48.4)
1,141	1,141	297,995 (27.5)	81,145 (16.0)	4,339 (82.9)	12,034 (71.3)	41,384 (12.0)	446 (1.0)	3,818 (12.3)	19,124 (31.1)	216,850 (37.6)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	118,292 (31.9)	24,390 (36.9)	19,376 (43.0)	31,230 (48.4)
1,142	1,142	298,892 (27.6)	81,363 (16.1)	4,339 (82.9)	12,034 (71.3)	41,408 (12.0)	446 (1.0)	3,818 (12.3)	19,319 (31.4)	217,528 (37.7)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	118,838 (32.0)	24,396 (36.9)	19,376 (43.0)	31,356 (48.6)
1,143	1,143	299,834 (27.7)	82,046 (16.2)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,412 (12.0)	446 (1.0)	3,818 (12.3)	19,656 (32.0)	217,788 (37.7)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	118,855 (32.0)	24,396 (36.9)	19,376 (43.0)	31,599 (48.9)
1,144	1,144	300,878 (27.8)	82,589 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,955 (12.2)	446 (1.0)	3,818 (12.3)	19,656 (32.0)	218,289 (37.8)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	119,271 (32.2)	24,481 (37.0)	19,376 (43.0)	31,599 (48.9)
1,145	1,145	302,143 (27.9)	82,658 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,959 (12.2)	446 (1.0)	3,824 (12.3)	19,715 (32.1)	219,485 (38.0)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	119,785 (32.3)	24,481 (37.0)	19,650 (43.6)	32,008 (49.6)
1,146	1,146	302,297 (27.9)	82,667 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,968 (12.2)	446 (1.0)	3,824 (12.3)	19,715 (32.1)	219,630 (38.1)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	119,792 (32.3)	24,566 (37.1)	19,703 (43.7)	32,008 (49.6)
1,147	1,147	302,589 (27.9)	82,680 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,968 (12.2)	446 (1.0)	3,828 (12.4)	19,724 (32.1)	219,909 (38.1)	10,521 (84.0)	13,040 (72.7)	120,071 (32.4)	24,566 (37.1)	19,703 (43.7)	32,008 (49.6)
1,148	1,148	303,147 (28.0)	82,707 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,968 (12.2)	446 (1.0)	3,855 (12.4)	19,724 (32.1)	220,440 (38.2)	10,521 (84.0)	13,043 (72.7)	120,527 (32.5)	24,566 (37.1)	19,720 (43.8)	32,062 (49.7)
1,149	1,149	303,200 (28.0)	82,728 (16.3)	4,339 (82.9)	12,375 (73.4)	41,969 (12.2)	446 (1.0)	3,875 (12.5)	19,724 (32.1)	220,472 (38.2)	10,521 (84.0)	13,043 (72.7)	120,547 (32.5)	24,578 (37.2)	19,720 (43.8)	32,062 (49.7)
1,150	1,150	319,520 (29.5)	85,888 (17.0)	4,339 (82.9)	13,011 (77.1)	43,286 (12.5)	735 (1.6)	4,089 (13.2)	20,429 (33.2)	233,632 (40.5)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	130,016 (35.1)	24,954 (37.7)	19,850 (44.0)	34,038 (52.7)
1,151	1,151	320,108 (29.5)	86,251 (17.0)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,288 (12.5)	755 (1.6)	4,089 (13.2)	20,429 (33.2)	233,856 (40.5)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	130,241 (35.1)	24,954 (37.7)	19,850 (44.0)	34,038 (52.7)
1,152	1,152	320,660 (29.6)	86,371 (17.1)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,295 (12.6)	755 (1.6)	4,134 (13.3)	20,497 (33.4)	234,289 (40.6)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	130,652 (35.2)	24,967 (37.7)	19,857 (44.1)	34,038 (52.7)
1,153	1,153	320,800 (29.6)	86,453 (17.1)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,377 (12.6)	755 (1.6)	4,134 (13.3)	20,497 (33.4)	234,346 (40.6)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	130,710 (35.2)	24,967 (37.7)	19,857 (44.1)	34,038 (52.7)
1,154	1,154	321,106 (29.6)	86,514 (17.1)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,413 (12.6)	767 (1.6)	4,134 (13.3)	20,509 (33.4)	234,592 (40.6)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	130,955 (35.3)	24,967 (37.7)	19,857 (44.1)	34,038 (52.7)
1,155	1,155	322,227 (29.7)	86,932 (17.2)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,453 (12.6)	772 (1.6)	4,156 (13.4)	20,860 (33.9)	235,295 (40.8)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	131,441 (35.4)	25,137 (38.0)	19,905 (44.2)	34,038 (52.7)
1,156	1,156	322,871 (29.8)	87,465 (17.3)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,952 (12.7)	772 (1.6)	4,156 (13.4)	20,895 (34.0)	235,407 (40.8)	11,035 (88.1)	13,740 (76.6)	131,553 (35.5)	25,137 (38.0)	19,905 (44.2)	34,038 (52.7)
1,157	1,157	323,392 (29.8)	87,491 (17.3)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,977 (12.7)	772 (1.6)	4,156 (13.4)	20,895 (34.0)	235,901 (40.9)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	131,832 (35.5)	25,137 (38.0)	19,922 (44.2)	34,038 (52.7)
1,158	1,158	323,907 (29.9)	87,491 (17.3)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	43,977 (12.7)	772 (1.6)	4,156 (13.4)	20,895 (34.0)	236,417 (41.0)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	132,322 (35.7)	25,144 (38.0)	19,940 (44.2)	34,038 (52.7)
1,159	1,159	324,867 (30.0)	87,687 (17.3)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	44,174 (12.8)	772 (1.6)	4,156 (13.4)	20,895 (34.0)	237,180 (41.1)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	132,895 (35.8)	25,153 (38.0)	19,940 (44.2)	34,219 (53.0)
1,160	1,160	327,669 (30.2)	88,344 (17.4)	4,339 (82.9)	13,352 (79.1)	44,709 (13.0)	788 (1.7)	4,173 (13.5)	20,983 (34.1)	239,325 (41.5)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	134,152 (36.2)	25,599 (38.7)	20,380 (45.2)	34,221 (53.0)
1,161	1,161	327,927 (30.3)	88,553 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,905 (13.0)	788 (1.7)	4,173 (13.5)	20,983 (34.1)	239,373 (41.6)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	134,163 (36.2)	25,608 (38.7)	20,408 (45.3)	34,221 (53.0)
1,162	1,162	328,478 (30.3)	88,605 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,937 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	20,983 (34.1)	239,873 (41.6)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	134,175 (36.2)	25,693 (38.8)	20,408 (45.3)	34,380 (53.3)
1,163	1,163	328,804 (30.3)	88,607 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,939 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	20,983 (34.1)	240,197 (41.6)	11,035 (88.1)	13,938 (77.7)	134,500 (36.3)	25,693 (38.8)	20,408 (45.3)	34,380 (53.3)

1,164	1,164	329,679 (30.4)	88,607 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,939 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	20,983 (34.1)	241,073 (41.8)	11,278 (90.1)	14,198 (79.2)	134,505 (36.3)	25,693 (38.8)	20,976 (46.5)	34,423 (53.3)
1,165	1,165	330,124 (30.5)	88,607 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,939 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	20,983 (34.1)	241,517 (41.8)	11,537 (92.1)	14,198 (79.2)	134,528 (36.3)	25,847 (39.1)	20,983 (46.6)	34,423 (53.3)
1,166	1,166	330,889 (30.5)	88,642 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,962 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	20,995 (34.2)	242,247 (42.0)	11,537 (92.1)	14,207 (79.2)	134,662 (36.3)	26,196 (39.6)	20,983 (46.6)	34,662 (53.7)
1,167	1,167	331,032 (30.6)	88,777 (17.5)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	44,977 (13.0)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	21,114 (34.4)	242,256 (42.0)	11,537 (92.1)	14,207 (79.2)	134,670 (36.3)	26,196 (39.6)	20,983 (46.6)	34,662 (53.7)
1,168	1,168	331,163 (30.6)	88,895 (17.6)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	45,096 (13.1)	788 (1.7)	4,193 (13.5)	21,114 (34.4)	242,268 (42.0)	11,537 (92.1)	14,207 (79.2)	134,682 (36.3)	26,196 (39.6)	20,983 (46.6)	34,662 (53.7)
1,169	1,169	333,403 (30.8)	90,715 (17.9)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,546 (13.5)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,289 (34.6)	242,688 (42.0)	11,537 (92.1)	14,207 (79.2)	134,884 (36.4)	26,196 (39.6)	21,015 (46.6)	34,849 (54.0)
1,170	1,170	335,523 (31.0)	91,130 (18.0)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,886 (13.6)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,365 (34.8)	244,393 (42.3)	11,537 (92.1)	14,221 (79.3)	136,381 (36.8)	26,244 (39.7)	21,161 (47.0)	34,849 (54.0)
1,171	1,171	336,095 (31.0)	91,132 (18.0)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,888 (13.6)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,365 (34.8)	244,963 (42.4)	11,537 (92.1)	14,221 (79.3)	136,889 (36.9)	26,244 (39.7)	21,222 (47.1)	34,849 (54.0)
1,172	1,172	336,882 (31.1)	91,272 (18.0)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,899 (13.6)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,493 (35.0)	245,610 (42.6)	11,537 (92.1)	14,427 (80.4)	136,907 (36.9)	26,425 (40.0)	21,222 (47.1)	35,092 (54.4)
1,173	1,173	337,641 (31.2)	91,272 (18.0)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,899 (13.6)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,493 (35.0)	246,370 (42.7)	11,537 (92.1)	14,429 (80.4)	137,327 (37.0)	26,425 (40.0)	21,222 (47.1)	35,429 (54.9)
1,174	1,174	338,254 (31.2)	91,284 (18.0)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,911 (13.6)	788 (1.7)	4,388 (14.2)	21,493 (35.0)	246,970 (42.8)	11,797 (94.2)	14,429 (80.4)	137,583 (37.1)	26,510 (40.1)	21,222 (47.1)	35,429 (54.9)
1,175	1,175	339,070 (31.3)	91,682 (18.1)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,925 (13.6)	788 (1.7)	4,772 (15.4)	21,493 (35.0)	247,388 (42.9)	11,797 (94.2)	14,429 (80.4)	137,778 (37.1)	26,717 (40.4)	21,239 (47.1)	35,429 (54.9)
1,176	1,176	339,133 (31.3)	91,721 (18.1)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,964 (13.6)	788 (1.7)	4,772 (15.4)	21,493 (35.0)	247,412 (42.9)	11,797 (94.2)	14,429 (80.4)	137,801 (37.2)	26,717 (40.4)	21,239 (47.1)	35,429 (54.9)
1,177	1,177	339,608 (31.3)	91,774 (18.1)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	46,986 (13.6)	788 (1.7)	4,785 (15.4)	21,511 (35.0)	247,834 (42.9)	11,797 (94.2)	14,429 (80.4)	138,224 (37.3)	26,717 (40.4)	21,239 (47.1)	35,429 (54.9)
1,178	1,179	340,440 (31.4)	92,099 (18.2)	4,339 (82.9)	13,366 (79.2)	47,237 (13.7)	788 (1.7)	4,845 (15.6)	21,525 (35.0)	248,341 (43.0)	11,797 (94.2)	14,429 (80.4)	138,711 (37.4)	26,737 (40.4)	21,239 (47.1)	35,429 (54.9)
1,180	1,189	351,170 (32.4)	96,783 (19.1)	4,339 (82.9)	13,368 (79.2)	49,943 (14.5)	795 (1.7)	4,859 (15.7)	23,479 (38.2)	254,387 (44.1)	12,040 (96.1)	14,702 (82.0)	142,312 (38.4)	28,242 (42.7)	21,651 (48.0)	35,440 (54.9)
1,190	1,199	364,710 (33.7)	101,538 (20.1)	4,339 (82.9)	13,384 (79.3)	52,893 (15.3)	1,330 (2.8)	5,549 (17.9)	24,043 (39.1)	263,172 (45.6)	12,040 (96.1)	14,702 (82.0)	148,222 (40.0)	28,894 (43.7)	22,133 (49.1)	37,182 (57.6)
1,200	1,209	403,677 (37.3)	113,466 (22.4)	4,699 (89.8)	14,451 (85.7)	56,467 (16.4)	3,301 (7.0)	7,090 (22.9)	27,458 (44.7)	290,211 (50.3)	12,523 (100.0)	16,011 (89.3)	165,251 (44.6)	30,620 (46.3)	23,706 (52.6)	42,100 (65.2)
1,210	1,219	410,954 (37.9)	115,408 (22.8)	4,965 (94.9)	14,497 (85.9)	57,750 (16.7)	3,341 (7.1)	7,255 (23.4)	27,599 (44.9)	295,546 (51.2)	16,144 (90.0)	169,566 (45.7)	30,782 (46.5)	23,982 (53.2)	42,549 (65.9)	
1,220	1,229	421,015 (38.9)	119,090 (23.5)	4,965 (94.9)	14,518 (86.1)	59,529 (17.3)	3,367 (7.2)	7,464 (24.1)	29,247 (47.6)	301,925 (52.3)	16,838 (93.9)	174,306 (47.0)	31,252 (47.2)	24,134 (53.5)	42,872 (66.4)	
1,230	1,239	429,801 (39.7)	122,063 (24.1)	5,231 (100.0)	14,988 (88.8)	61,224 (17.7)	3,573 (7.6)	7,505 (24.2)	29,542 (48.1)	307,738 (53.3)	17,176 (95.8)	179,101 (48.3)	31,489 (47.6)	24,239 (53.8)	43,210 (66.9)	
1,240	1,249	436,375 (40.3)	124,464 (24.6)	14,988 (88.8)	62,184 (18.0)	4,568 (9.8)	7,818 (25.2)	29,674 (48.3)	311,911 (54.0)	17,176 (95.8)	182,174 (49.1)	31,795 (48.1)	24,482 (54.3)	43,761 (67.8)		
1,250	1,259	454,484 (41.9)	129,805 (25.6)	15,275 (90.5)	65,450 (19.0)	4,894 (10.5)	8,096 (26.1)	30,858 (50.2)	324,680 (56.3)	17,379 (96.9)	191,304 (51.6)	32,203 (48.7)	24,864 (55.2)	46,406 (71.9)		
1,260	1,269	461,649 (42.6)	132,614 (26.2)	15,276 (90.6)	67,811 (19.7)	4,895 (10.5)	8,124 (26.2)	31,276 (50.9)	329,035 (57.0)	17,379 (96.9)	193,984 (52.3)	32,967 (49.8)	24,982 (55.4)	47,199 (73.1)		
1,270	1,279	465,731 (43.0)	133,933 (26.5)	15,276 (90.6)	68,769 (19.9)	5,199 (11.1)	8,161 (26.4)	31,296 (50.9)	331,797 (57.5)	17,379 (96.9)	195,775 (52.8)	33,522 (50.7)	25,231 (56.0)	47,366 (73.4)		
1,280	1,289	473,505 (43.7)	137,205 (27.1)	15,309 (90.7)	70,796 (20.5)	5,546 (11.8)	8,200 (26.5)	32,124 (52.3)	336,300 (58.3)	17,390 (97.0)	199,175 (53.7)	33,755 (51.0)	25,614 (56.8)	47,842 (74.1)		
1,290	1,299	479,168 (44.2)	138,462 (27.3)	15,309 (90.7)	71,539 (20.7)	5,546 (11.8)	8,279 (26.7)	32,559 (53.0)	340,706 (59.0)	17,596 (98.1)	201,774 (54.4)	34,449 (52.1)	26,252 (58.2)	48,112 (74.5)		
1,300	1,399	561,151 (51.8)	170,595 (33.7)	16,117 (95.5)	95,755 (27.8)	7,729 (16.5)	9,795 (31.6)	35,968 (58.5)	390,556 (67.7)	17,937 (100.0)	237,322 (64.0)	41,573 (62.9)	30,380 (67.4)	50,821 (78.7)		
1,400	1,499	626,592 (57.8)	201,209 (39.7)	16,310 (96.7)	120,740 (35.0)	8,920 (19.0)	11,688 (37.7)	38,319 (62.4)	425,383 (73.7)	17,397 (100.0)	262,134 (70.7)	44,988 (68.0)	33,384 (74.1)	54,417 (84.3)		
1,500	1,599	691,343 (63.8)	235,358 (46.5)	16,584 (98.3)	146,737 (42.5)	10,529 (22.5)	12,777 (41.3)	43,501 (70.8)	455,985 (79.0)	17,937 (100.0)	284,188 (76.8)	49,046 (74.2)	35,915 (79.7)	56,375 (87.3)		
1,600	1,699	746,065 (68.9)	265,397 (52.4)	16,584 (98.3)	172,121 (49.9)	12,768 (27.3)	14,220 (45.9)	44,473 (72.4)	480,668 (83.3)	17,596 (81.6)	302,781 (81.6)	51,445 (77.8)	38,210 (84.8)	57,771 (89.5)		

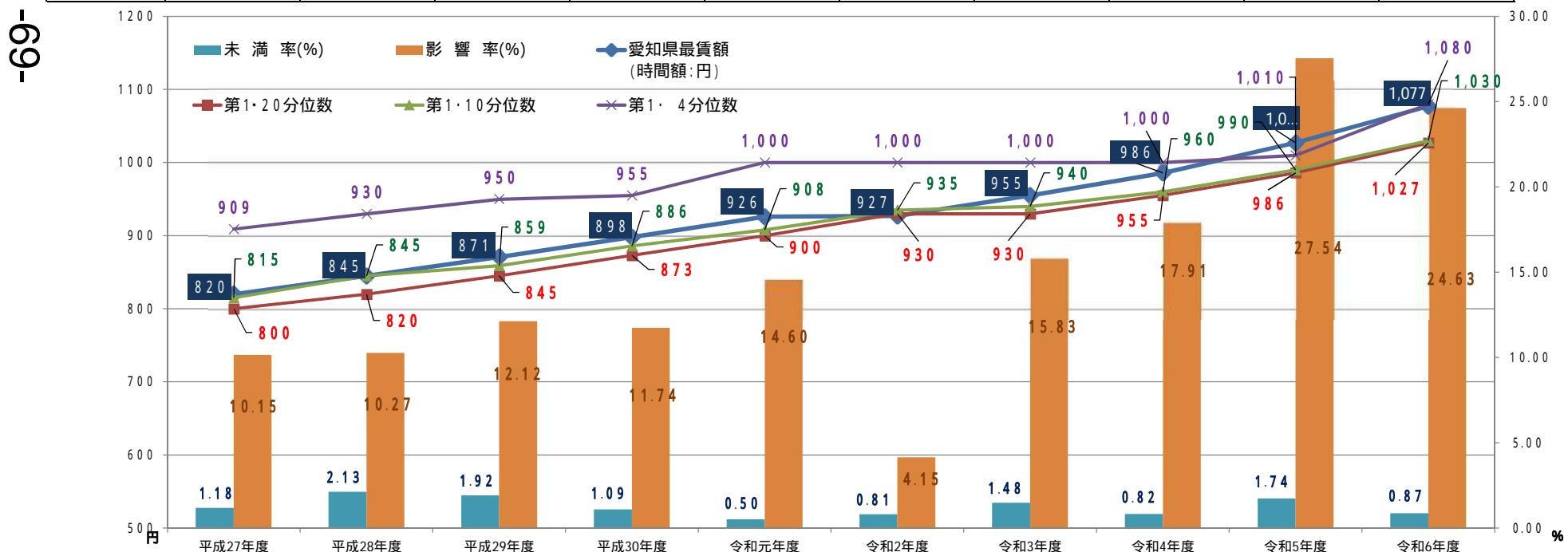
1,700	1,799	801,668 (74.0)	298,440 (58.9)		16,584 (98.3)	197,042 (57.1)	15,645 (33.4)	17,229 (55.6)	46,709 (76.0)	503,228 (87.2)			318,802 (85.9)	53,977 (81.6)	41,365 (91.8)	58,624 (90.8)
1,800	1,899	844,100 (77.9)	325,209 (64.2)		16,584 (98.3)	216,953 (62.9)	19,271 (41.2)	19,013 (61.4)	48,156 (78.4)	518,891 (89.9)			331,736 (89.4)	56,182 (84.9)	41,689 (92.5)	58,824 (91.1)
1,900	1,999	874,595 (80.7)	345,573 (68.3)		16,870 (100.0)	232,253 (67.3)	21,870 (46.7)	20,832 (67.3)	48,517 (79.0)	529,022 (91.7)			339,408 (91.5)	56,993 (86.2)	42,160 (93.5)	60,001 (92.9)
2,000		1,083,452 (100.0)	506,286 (100.0)			344,932 (100.0)	46,828 (100.0)	30,972 (100.0)	61,453 (100.0)	577,166 (100.0)			370,928 (100.0)	66,144 (100.0)	45,069 (100.0)	64,564 (100.0)
月 平 均 貨 金 額		215,727	278,758	32,884	89,018	295,036	297,563	195,610	160,436	43,732	61,499	176,138	172,579	157,304	110,098	
時 間 当 平 均 貨 金 額		1,610	1,832	1,112	1,149	1,849	2,156	1,898	1,706	1,416	1,109	1,126	1,438	1,491	1,369	1,384
月一人当たり労働時間数		129	148	29	74	158	161	150	117	111	39	54	121	114	113	83
第 1 · 2 0 分 位 数		1,077	1,077	1,077	1,077	1,080	1,200	1,080	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,023
第 1 · 1 0 分 位 数		1,080	1,100	1,080	1,077	1,110	1,250	1,100	1,079	1,080	1,077	1,077	1,080	1,080	1,077	1,077
第 1 · 4 分 位 数		1,130	1,250	1,080	1,080	1,351	1,670	1,247	1,110	1,100	1,080	1,080	1,110	1,100	1,090	1,080
中 位 数		1,366	1,664	1,090	1,100	1,701	2,054	1,776	1,256	1,205	1,100	1,100	1,250	1,270	1,200	1,150
四 分 位 偏 差 係 数		0.2526	0.2674	0.0216	0.0318	0.2343	0.2188	0.2669	0.2623	0.1714	0.0182	0.0318	0.1832	0.2122	0.1708	0.0957

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

影響率・未満率等の推移(平成27年度～令和6年度)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県最賃額 (時間額：円)	820	845	871	898	926	927	955	986	1,027	1,077
第1・20分位数	800	820	845	873	900	930	930	955	986	1,027
第1・10分位数	815	845	859	886	908	935	940	960	990	1,030
第1・4分位数	909	930	950	955	1,000	1,000	1,000	1,000	1,010	1,080
未満率(%)	1.18	2.13	1.92	1.09	0.50	0.81	1.48	0.82	1.74	0.87
影響率(%)	10.15	10.27	12.12	11.74	14.60	4.15	15.83	17.91	27.54	24.63



[未満率]：最低賃金額を改訂する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合

[影響率]：最低賃金額を改訂した後に、改訂後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合

最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和6年度版

単位:時間額、引上額(円)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	
愛知県最低賃金	800 (H26.10.1)	20 (2.56)	820 (H27.10.1)	20 (2.50)	845 (H28.10.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)	1,077 (R6.10.1)	50 (4.87)	
目安額(円) [引上率(%)]	19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)		50 (4.87)		
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		2.1		2.3		
区分	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	
特定最低賃金	染色整理業	732 (H20.12.16)																					
	鉄鋼業	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1,018 (103.2)	22 (2.21)	1,059 (103.1)	41 (4.03)	1,111 (103.2)	52 (4.91)
	はん用機械器具製造業	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)	968 (R3.12.16)	968 (R3.12.16)	968 (R3.12.16)	968 (R3.12.16)	968 (R3.12.16)
	精密機械器具製造業	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)													
	電気機械器具製造業	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)											
	輸送用機械器具製造業	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)	1,081 (100.4)	53 (5.16)
	自動車(新車)小売業	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)	943 (R2.12.16)						
	各種商品小売業	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)															
	自動車(新車)・同部品小売業	800 (H19.12.16)																					
発効日	(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)		(R6.12.16)		

(注)網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

中央最低賃金審議会で配布された資料

開催月日	会議名称	資料 No.	資料名称	頁
1 7月 11日	第 70 回 中央最低賃金 審議会	資料 No.1 資料 No.2 資料 No.3 資料 No.4 資料 No.5 資料 No.6	議事次第・資料一覧 中央最低賃金審議会委員名簿 中央最低賃金審議会運営規程 令和7年度地場別最低賃金額改定の目安について（質問）（写） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（関係部分抜粋） 経済財政運営と改革の基本方針 2025（関係部分抜粋） 目安に関する小委員会委員名簿（案）	
2 7月 11日	第 1 回 目安に関する 小委員会	資料 No.1 資料 No.2 資料 No.3 資料 No.4 資料 No.5 参考資料No.1	議事次第・資料一覧 主要統計資料 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（関係部分抜粋） 経済財政運営と改革の基本方針 2025（関係部分抜粋） 足下の経済状況等に関する補足資料 今後の予定（案） 最低賃金に関する調査研究	
3 7月 22日	第 2 回 目安に関する 小委員会	資料 No.1 資料 No.2 資料 No.3 資料 No.4 資料 No.5 参考資料No.1 参考資料No.2 参考資料 No.3 参考資料No.4	議事次第・資料一覧 令和 7 年賃金改定状況調査結果 生活保護と最低賃金 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 賃金分布に関する資料 最新の経済指標の動向 委員からの追加要望資料 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋） 主要統計資料（更新部分のみ抜粋） 仁平委員提出資料	
4 7月 24日	第 3 回 目安に関する 小委員会		議事次第	
5 7月 29日	第 4 回 目安に関する 小委員会	参考資料No.1	議事次第・資料一覧 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-1- -2-

第1回 愛知県最低賃金専門部会にて配布済み

中央最低賃金審議会で配布された資料

6	7月 31日	第5回 目安に関する 小委員会	参考資料No.1	議事次第・資料一覧 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	-7- -8-
7	8月 1日	第6回 目安に関する 小委員会	参考資料No.1	議事次第・資料一覧 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-10- -11-
8	8月 4日	第7回 目安に関する 小委員会	参考資料No.1 参考資料No.2	議事次第・資料一覧 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋） 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-13- -14- -25-

令和 7 年 7 月 29 日（火）15:00～
於 ビジョンセンター東京日本橋 701 会議室（7 階）

第 4 回目安に関する小委員会

< 議事次第 >

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資料一覧 >

参考資料 No.1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

-2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
2015 年	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)
2016 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2017 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2018 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2019 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2020 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2021 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2022 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2023 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2024 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024 年 1~3月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	105.9	0.4	97.7	0.0	13.03
4~6月	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	108.6	2.5	99.3	1.6	12.97
7~9月	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	108.6	0.0	98.4	△ 0.9	12.87
10~12月	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	109.6	0.9	98.1	△ 0.3	12.94
2025 年 1~3月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	110.1	0.5	97.3	△ 0.8	13.19
			113.7	0.6	126.4	0.6										
2025 年 4~6月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	109.1	△ 1.9	96.5	△ 2.4	13.14
2月	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	110.1	0.9	97.5	1.0	13.20
3月	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	111.0	0.8	98.0	0.5	13.22
4月	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	110.7	△ 0.3	97.6	△ 0.4	13.06
5月	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	107.0	△ 0.4	93.9	△ 0.8	31.05	110.6	△ 0.1	97.1	△ 0.5	12.97
6月			113.8	△ 0.1	126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」	総務省「消費者物価指数」	日本銀行「企業物価指数」											厚生労働省「毎月勤労統計調査」		

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指標から算出した場合と一致しない。

3 求人倍率は、新規卒業者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指標の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指標から算出した値を掲載しており、掲載している指標から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
									1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	1.2
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.0
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	1.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	1.4
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.7
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.6 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.6)	2.3 (2.4)	2.0 (2.1)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.0 (1.7)	1.4 (1.3)	1.5 (1.7)	2.2 (2.2)	2.0 (2.1)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	2.3 (2.7)	1.4 (1.5)	1.3 (1.7)	2.1 (2.4)	1.7 (1.9)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.5 (2.5)	1.6 (1.5)	0.8 (0.9)	1.8 (1.8)	1.6 (1.7)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.7 (1.7)	1.2 (1.1)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	2.1 (2.1)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指標の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

□ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.16
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.79
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.63
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	30.87
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.23

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5~29人		30人以上				5~29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年 1月	123.9	0.2	111.3	△ 0.5	11.1	△ 0.9	13.9	3.0	6.8	△ 2.9	7.5	2.7
2月	124.2	△ 3.0	116.2	△ 2.3	11.4	△ 2.5	15.0	2.7	7.2	△ 3.9	9.1	5.7
3月	126.3	△ 2.6	116.7	△ 2.3	11.8	△ 3.3	15.1	1.3	7.6	△ 3.8	8.8	△ 2.2
4月	133.4	△ 1.4	122.8	△ 1.1	12.0	△ 1.7	15.1	3.4	7.6	△ 1.3	8.6	2.4
5月	129.2	△ 2.2	117.8	△ 0.9	11.3	△ 1.8	13.9	2.2	7.1	0.0	7.5	2.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
- 2 各年（月）の前年比の数値は、指標の対前年（同月）増減率である。
- 3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することにより
ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指標（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

令和7年7月31日（木）13:00～
於 ビジョンセンター東京日本橋701会議室（7階）

第5回目安に関する小委員会

< 議事次第 >

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資料一覧 >

参考資料 No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

以上



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～7月）

- 2025年7月の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、 <u>通商政策</u> などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3月月例	景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、 <u>通商政策</u> などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
7月月例	景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

令和7年8月1日（金）11:00～
於 東京労働局1－2会議室（11階）

第6回目安に関する小委員会

< 議事次第 >

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資料一覧 >

参考資料 No.1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	G D P (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
2015 年	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2015 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,396,460	△ 3.3	-	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,530,683	2.5	-	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,604,643	1.3	-	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5,913,791	5.5	-	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,094,588	3.1	-	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024 年 1～3月	5,952,082	0.1	0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	△ 6.2	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月	6,096,643	2.4	10.1	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	1.8	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	6,128,740	0.5	2.1	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	△ 1.5	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	6,198,058	1.1	4.6	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	1.0	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1～3月	6,253,212	0.9	3.6	5,615,418	0.0	101.5	△ 0.3	103.7	2.3	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月						101.8	0.3			2,533	△ 3.0			
2025 年 1月	-	-	-	-	-	99.9	△ 1.1	105.3	4.5	840	19.8	174	2	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.2	2.3	104.1	△ 1.1	764	7.3	168	△ 6	2.4
3月	-	-	-	-	-	102.4	0.2	101.6	△ 2.4	853	△ 5.8	173	5	2.5
4月	-	-	-	-	-	101.3	△ 1.1	102.9	1.3	828	5.7	176	3	2.5
5月	-	-	-	-	-	101.2	△ 0.1	105.0	2.0	857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
6月	-	-	-	-	-	102.9	1.7			848	3.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、

季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。鉱工業生産指数の2025年4～6月と6月は速報値。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

令和7年8月4日（月）10:00～
於 厚生労働省 省議室（9階）

第7回目安に関する小委員会

< 議事次第 >

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資料一覧 >

参考資料 No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

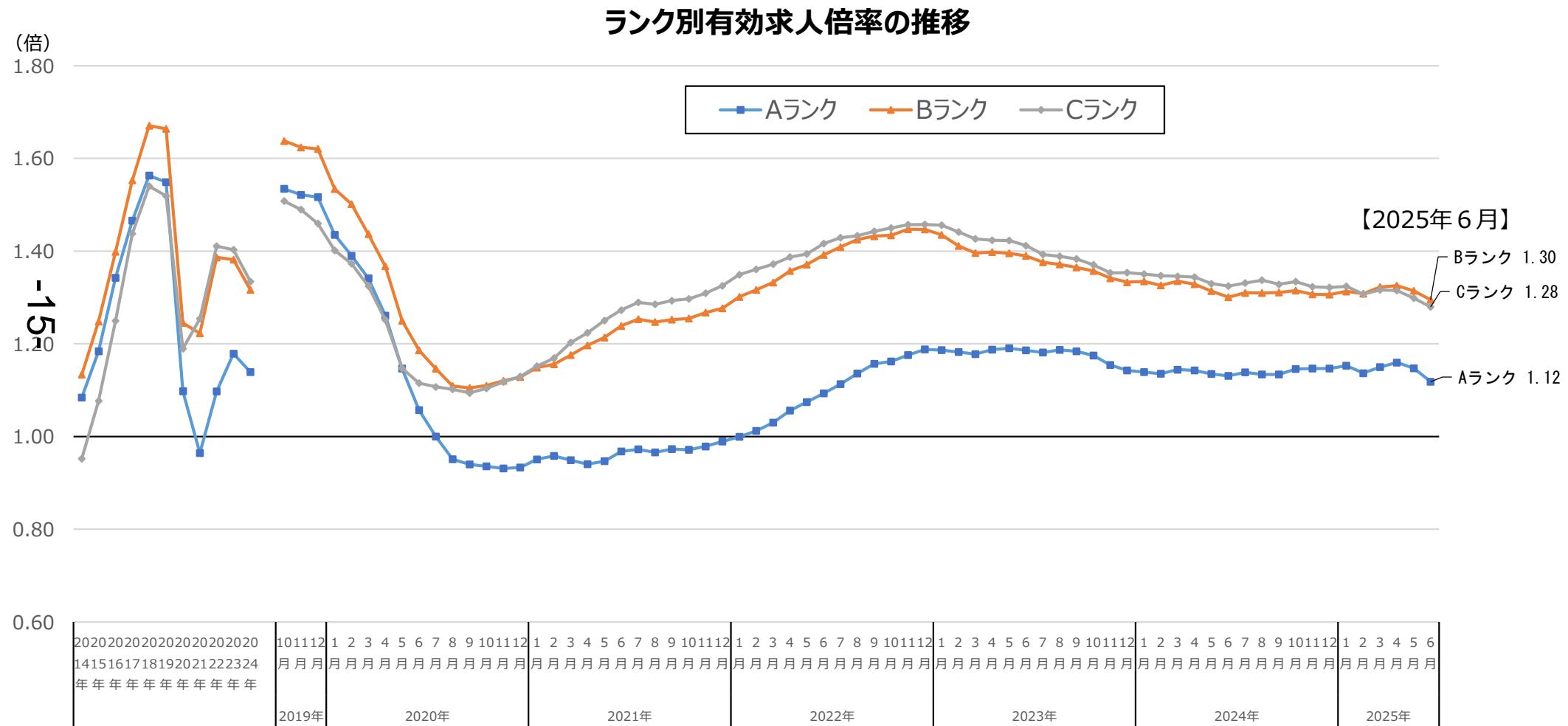
一定下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

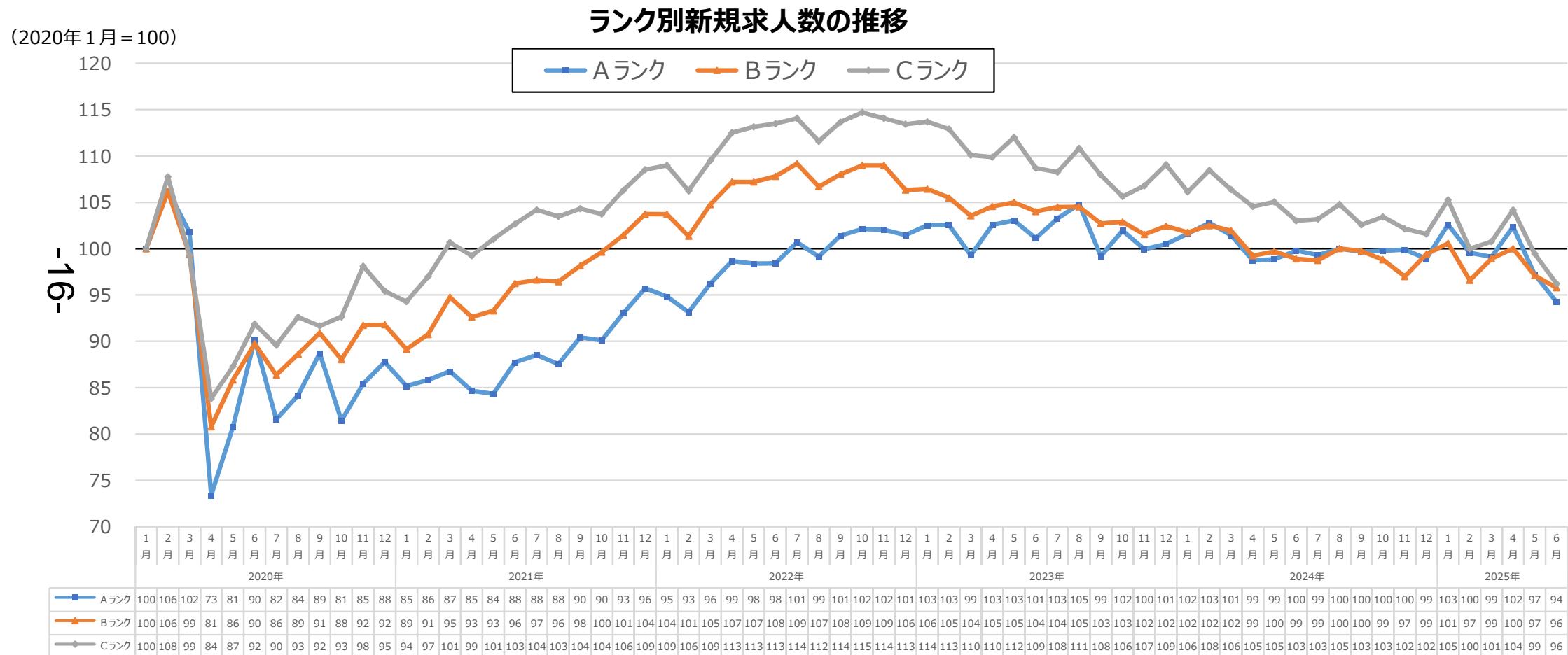


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人件数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

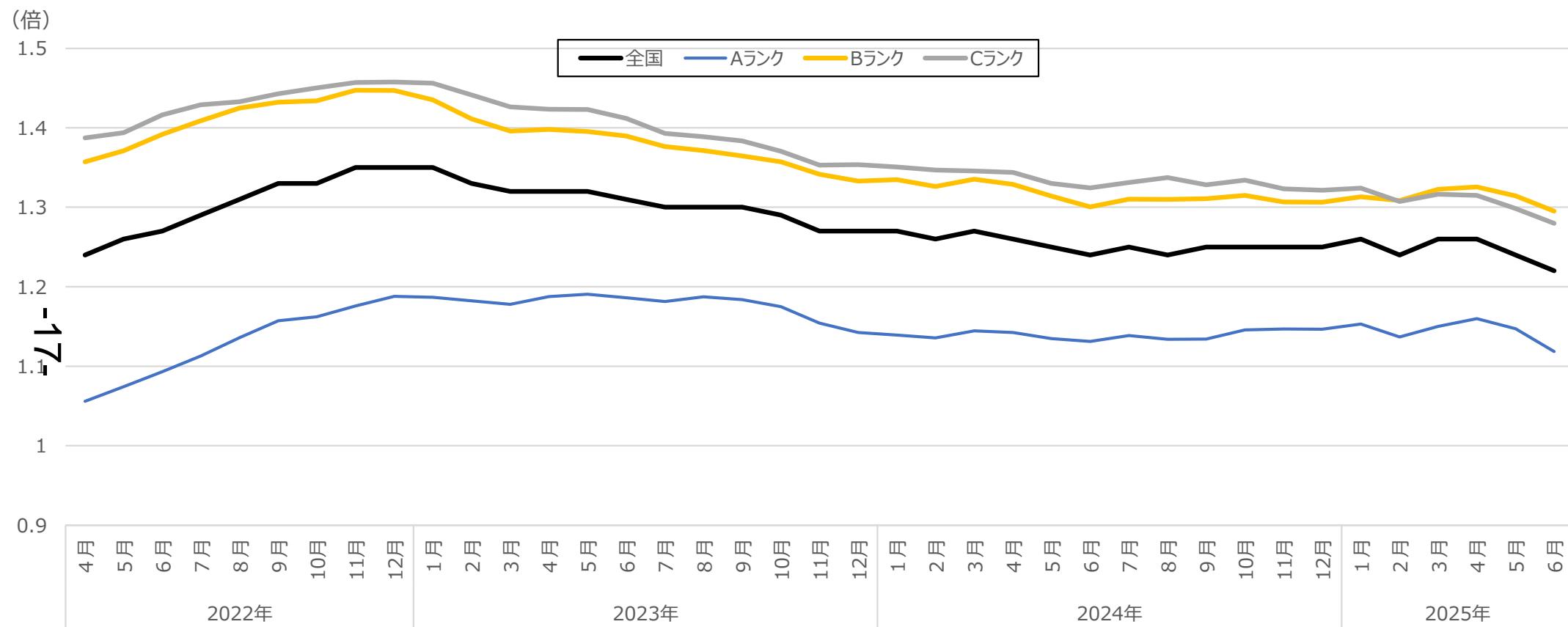


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人件数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人件数（季節調整値）の水準。
 2. 各ランクの新規求人件数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人件数（季節調整値）を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有效求人倍率（季節調整値）

- 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

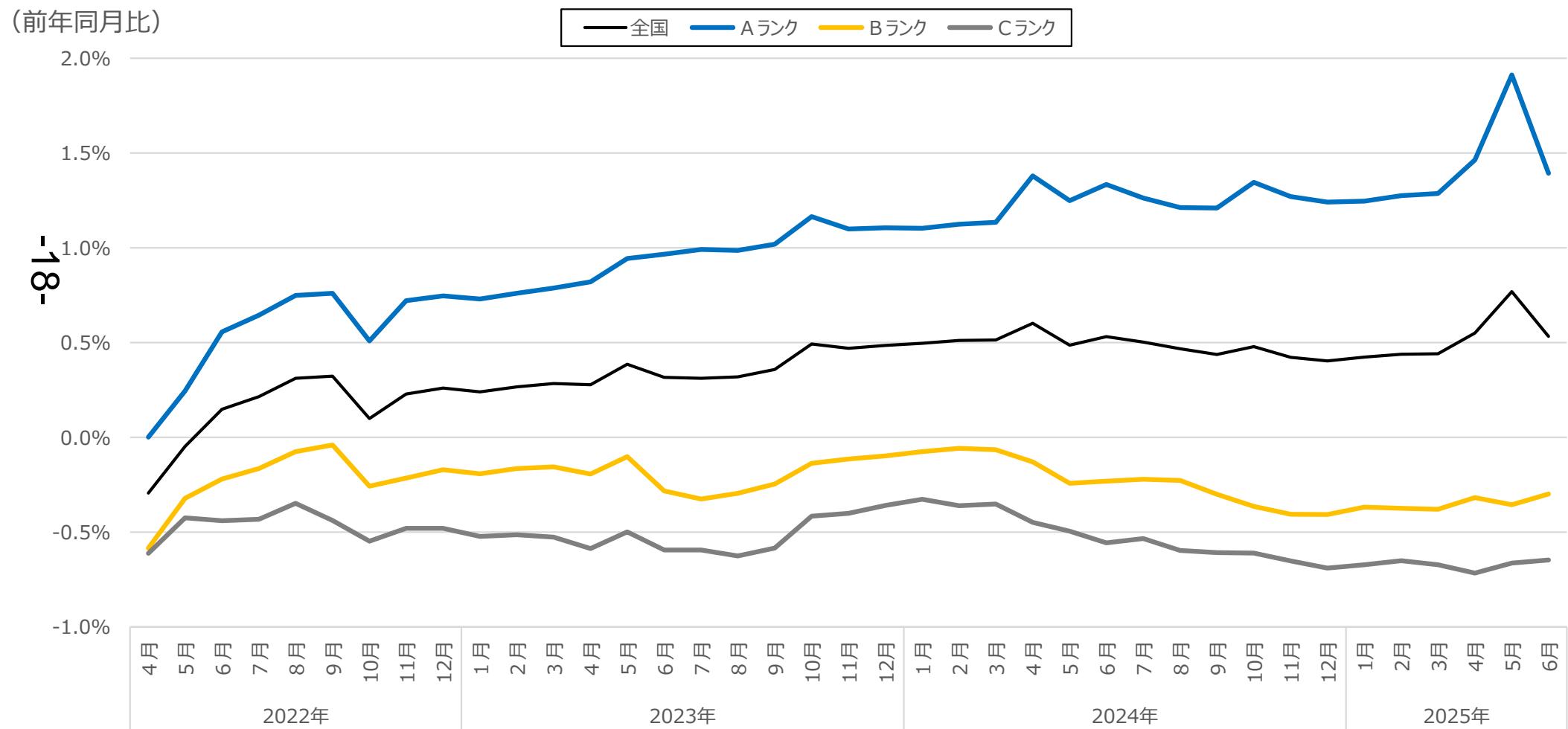
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人件数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人件数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

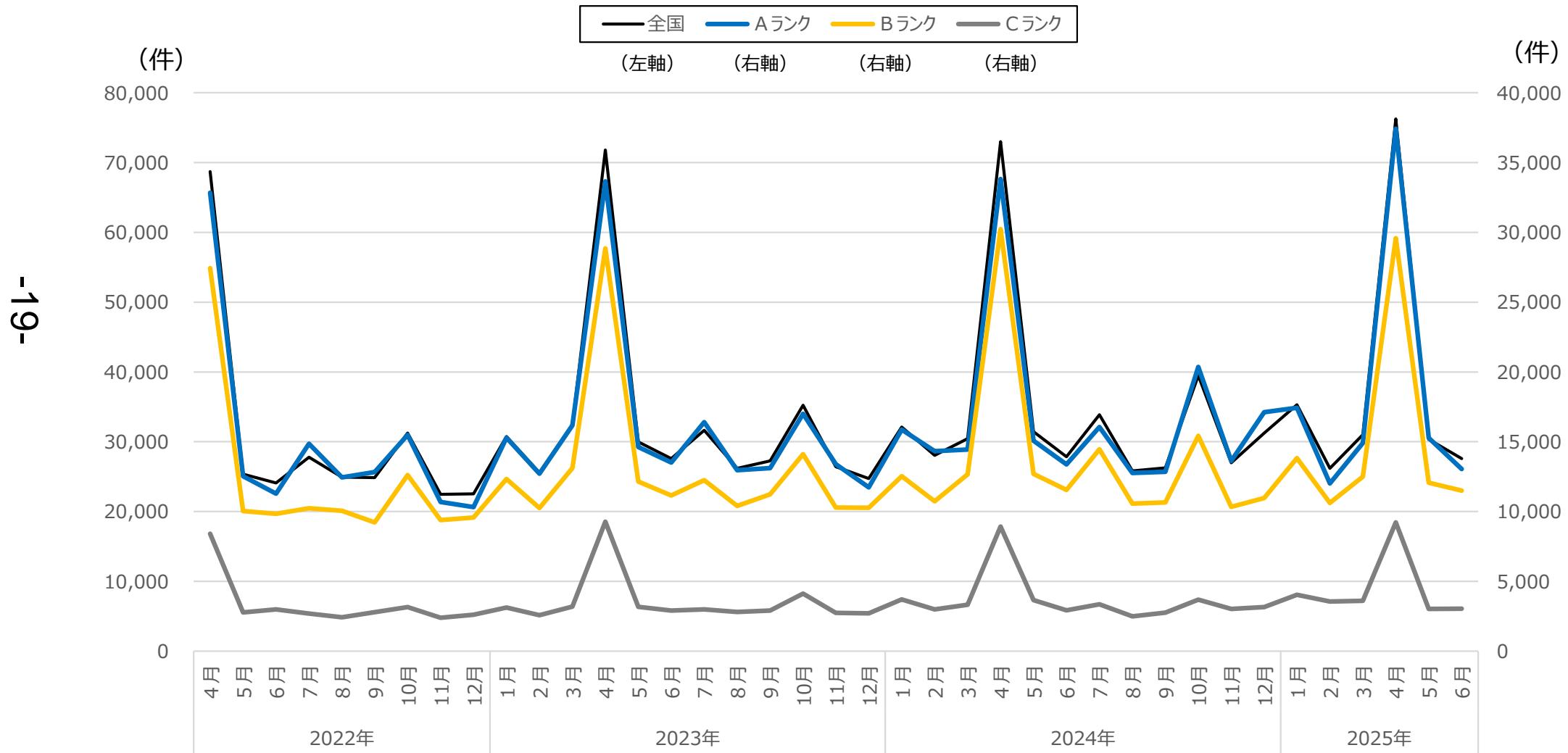
- 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

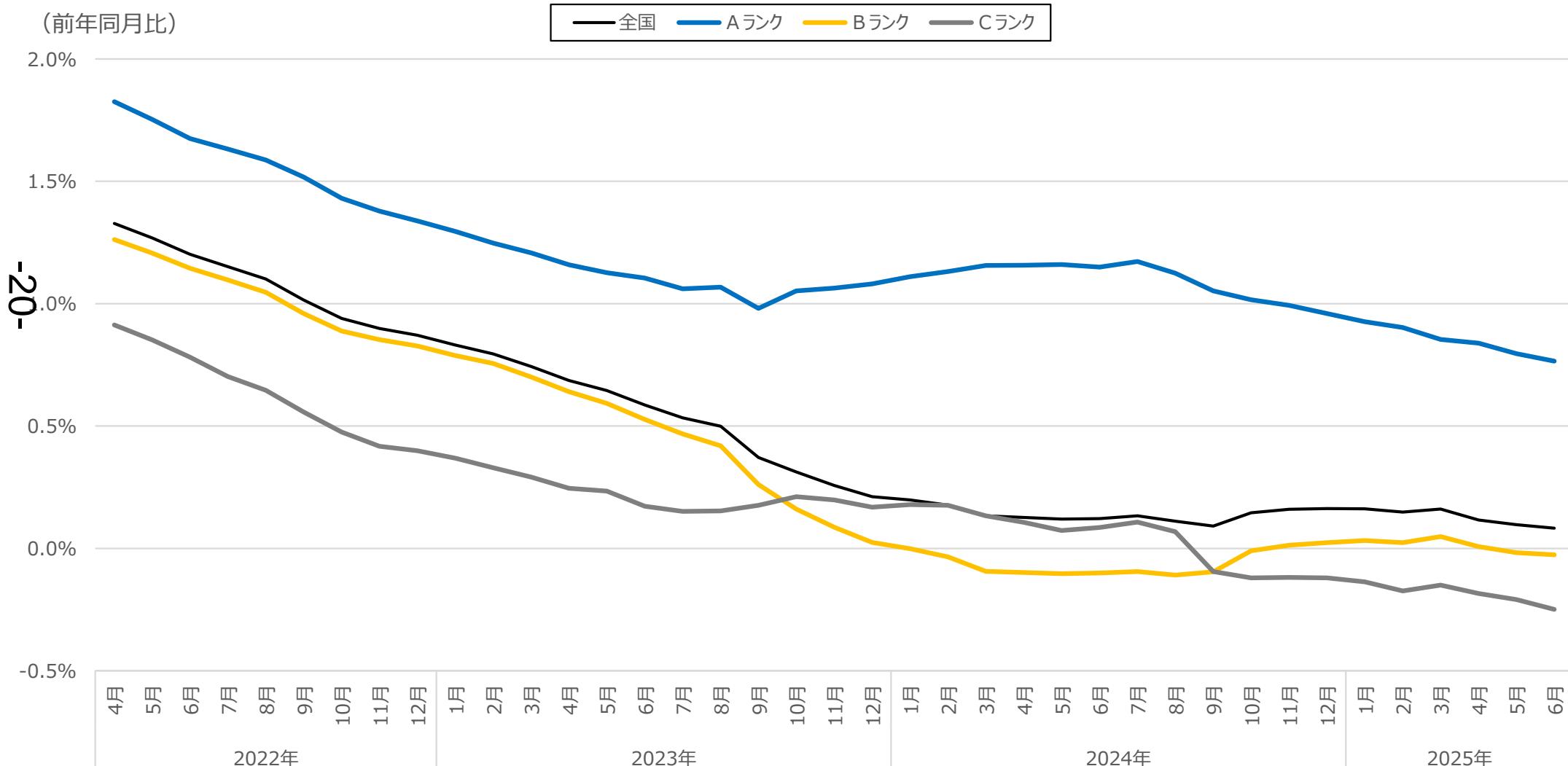
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

- 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

有效求人倍率（季節調整值）

(单位:倍)

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ額
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	51						
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	50						
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	55					
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	59						
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	50						
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	54					
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	55					
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.0%	-1.2%	55						
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	52					
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%	50					
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	50						
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	50						
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	50					
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	50						
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	50					
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	54						
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	50					
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	51						
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	53					
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	50						
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	50					
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	51					
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50					
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	50					
三重県	0.4%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	50					
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	50						
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	50					
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	50						
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	51						
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	50					
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	51						
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	57					
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	58						
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	50						
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	50						
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	51						
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	84						
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	52					
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	59						
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6																										

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

2023年																			2024年																			2025年																			2024年度 最寄引上げ額
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																												
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	51																										
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	50																										
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	55																										
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	59																										
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	50																										
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	54																										
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	55																										
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	55																										
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	52																										
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	50																										
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	50																										
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	50																										
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	50																										
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	50																										
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	50																											
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	54																										
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	50																										
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	51																										
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	27.1%	-40.8%	-2.2%	6.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	53																												
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	50																												
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	50																										
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	-14.2%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	51																											
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	50																										
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	50																											
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	50																										
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	50																											
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	50																										
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	51																										
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	51																										
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	50																											
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-14.4%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	-9.5%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	51																											
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	57																										
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	58																										
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	50																										
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	50																										
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	1.6%	18.5%</td																																							

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

2023年	2024年												2025年																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%		
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	
福井県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%		
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.5%	-2.7%	-2.7%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	
長崎県	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	
熊本県	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	
大分県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	
宮崎県	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
鹿児島県	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%												

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計

都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低 \leftarrow \rightarrow 高



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

-25-

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率	
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
2015 年	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,396,460	△ 3.3	-	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,530,683	2.5	-	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,604,643	1.3	-	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5,913,791	5.5	-	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,094,588	3.1	-	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024 年 1～3月	5,952,082	0.1	0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	△ 6.2	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月	6,096,643	2.4	10.1	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	1.8	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	6,128,740	0.5	2.1	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	△ 1.5	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	6,198,058	1.1	4.6	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	1.0	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1～3月	6,253,212	0.9	3.6	5,615,418	0.0	101.5	△ 0.3	103.7	2.3	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月						101.8	0.3			2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
2025 年 1月	-	-	-	-	-	99.9	△ 1.1	105.3	4.5	840	19.8	174	2	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.2	2.3	104.1	△ 1.1	764	7.3	168	△ 6	2.4
3月	-	-	-	-	-	102.4	0.2	101.6	△ 2.4	853	△ 5.8	173	5	2.5
4月	-	-	-	-	-	101.3	△ 1.1	102.9	1.3	828	5.7	176	3	2.5
5月	-	-	-	-	-	101.2	△ 0.1	105.0	2.0	857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
6月	-	-	-	-	-	102.9	1.7			848	3.4	172	0	2.5
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」			

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。鉱工業生産指数の2025年4～6月と6月は速報値。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指標

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指標、パート比率										
							調査産業計					製造業					
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	
2015 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29	
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14	
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31	
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74	
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37	
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35	
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45	
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57	
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47	
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95	
2024 年	1~3月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	105.9	0.4	97.7	0.0	13.03
	4~6月	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	108.6	2.5	99.3	1.6	12.97
	7~9月	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	108.6	0.0	98.4	△ 0.9	12.87
	10~12月	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	109.6	0.9	98.1	△ 0.3	12.94
	2025 年 1~3月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	110.1	0.5	97.3	△ 0.8	13.19
2025 年	4~6月	2.19	1.24	113.7	0.6	126.4	0.6										
	1月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	109.1	△ 1.9	96.5	△ 2.4	13.14
	2月	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	110.1	0.9	97.5	1.0	13.20
	3月	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	111.0	0.8	98.0	0.5	13.22
	4月	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	110.7	△ 0.3	97.6	△ 0.4	13.06
	5月	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	107.0	△ 0.4	93.9	△ 0.8	31.05	110.6	△ 0.1	97.1	△ 0.5	12.97
資料出所		厚生労働省「職業安定業務統計」	総務省「消費者物価指数」	日本銀行「企業物価指数」	厚生労働省「毎月勤労統計調査」												

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22
Aランク	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.15	1.14	1.15	1.16	1.15	1.12
Bランク	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1.33	1.31	1.30
Cランク	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1.31	1.30	1.28

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2015 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0
2025 年 1月	2.5	4.1	3.3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3.7	3.5	2.5	2.0	2.6	...	2.3	4.2	3.0	2.3	1.9	2.5	...
2月	2.4	4.2	3.2	2.4	2.0	2.2	1.4	2.5	4.5	3.4	2.4	1.9	2.3	...	2.3	3.8	3.0	2.3	2.0	2.0	...
3月	2.5	4.0	3.2	2.6	2.2	2.2	1.6	2.7	4.6	3.3	2.7	2.4	2.3	...	2.2	3.4	3.2	2.6	1.9	2.2	...
4月	2.5	4.0	3.3	2.4	2.2	2.4	1.9	2.7	4.6	3.2	2.4	2.3	2.5	...	2.3	3.2	3.6	2.3	2.2	2.3	...
5月	2.5	4.4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4.5	3.4	2.5	1.8	2.4	...	2.3	4.1	3.2	2.1	1.6	2.3	...
6月	2.5	3.9	3.0	2.3	1.9	2.4	2.0	2.5	4.3	2.9	2.4	1.9	2.2	...	2.4	3.8	3.0	2.1	1.8	2.4	...

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

口 パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位:円)

ランク	都道府県	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
A ランク	東京	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342	1,310
	神奈川	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,384	1,378	1,382
	大阪	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316	1,287
	愛知	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275	1,287
	埼玉	1,146	1,155	1,177	1,208	1,251	1,287	1,292	1,277	1,282
	千葉	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292	1,291
B ランク	兵庫	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268	1,271
	京都	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262	1,269
	茨城	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220	1,223
	静岡	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236	1,253
	富山	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167	1,177
	広島	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188	1,200
	滋賀	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243	1,223
	栃木	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210	1,206
	群馬	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176	1,181
	宮城	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179	1,178
	山梨	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195	1,201
	三重	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228	1,236
	石川	1,028	1,023	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166	1,175
	福岡	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228	1,195
	香川	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157	1,183
	岡山	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156	1,154
	福井	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169	1,162
	奈良	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219	1,230
	山口	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155	1,179
	長野	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160	1,168
	北海道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175	1,177
	岐阜	1,047	1,054	1,075	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197	1,197
	徳島	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196	1,190
	福島	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122	1,118
	新潟	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140	1,149
	和歌山	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176	1,187
	愛媛	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146	1,147
	島根	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122	1,130
C ランク	大分	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127	1,152
	熊本	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167	1,165
	山形	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120	1,101
	佐賀	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120	1,124
	長崎	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122	1,136
	岩手	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083	1,082
	高知	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141	1,135
	鳥取	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129	1,118
	秋田	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105	1,113
	鹿児島	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126	1,136
	宮崎	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119	1,117
	青森	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089	1,086
	沖縄	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205	1,207
	全国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235	1,231

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
A ランク	東京	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282	1,259
	神奈川	1,163	1,184	1,199	1,231	1,273	1,307	1,315	1,310	1,320
	大阪	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259	1,238
	愛知	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200	1,213
	埼玉	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222	1,223
	千葉	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237	1,232
B ランク	兵庫	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214	1,212
	京都	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202	1,206
	茨城	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163	1,159
	静岡	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176	1,191
	富山	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112	1,121
	広島	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140	1,148
	滋賀	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178	1,165
	栃木	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151	1,148
	群馬	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116	1,116
	宮城	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126	1,127
	山梨	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128	1,135
	三重	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171	1,170
	石川	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108	1,115
	福岡	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147	1,133
	香川	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095	1,119
	岡山	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,103	1,102
	福井	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108	1,106
	奈良	1,015	1,030	1,044	1,078	1,123	1,151	1,165	1,154	1,164
	山口	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103	1,123
	長野	971	976	998	1,030	1,074	1,113	1,115	1,116	1,120
	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130	1,133
	岐阜	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137	1,136
	徳島	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126	1,124
	福島	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072	1,074
	新潟	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088	1,099
	和歌山	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124	1,123
	愛媛	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091	1,096
	島根	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077	1,080
C ランク	大分	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079	1,098
	熊本	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106	1,106
	山形	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077	1,057
	佐賀	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075	1,078
	長崎	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077	1,090
	岩手	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042	1,041
	高知	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091	1,091
	鳥取	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087	1,074
	秋田	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062	1,072
	鹿児島	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075	1,080
	宮崎	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070	1,066
	青森	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051	1,046
	沖縄	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136	1,145
	全国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177	1,176

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。



2025年春季労使交渉状況 最終報告

本調査に関するお問合せ先
愛知県経営者協会（内線550）

会員サービス部 武田

名古屋市中区栄2-10-19 会議所ビル7階

TEL（携帯）080-6015-1389（代表）052-221-1931

FAX052-221-1935

愛知県経営者協会では、1964年から毎年、会員企業を対象に春季労使交渉における賃上げ状況を調査している。調査結果は下記のとおりである。

【調査要領】

○調査時期 2025年3月1日～6月12日

○調査・集計対象 本会会員企業897社のうち、210社を対象に、6月12日までに回答のあった173社を集計した。（集計は単純集計）

賃上げ妥結平均額 14,259円※1（アップ率4.72%）

前年比 +607円※2（▲0.10ポイント）※3

妥結平均額は過去最高※4

※1 金額不明の26社を除いた147社の平均 ※2 比較可能な129社の平均

※3 前年と比べ基準内賃金が上がったため前年対比で金額はプラスだがアップ率はマイナスとなっている

※4 記録が確認できる1985年以降の比較

【調査結果のポイント】

- 妥結平均額14,259円、アップ率は4.72%となり、妥結平均額については、記録が確認できる1985年以降で最高額となった。
- 規模別では、1,000人以上で16,749円(5.21%)と5%を上回った一方、300人未満では10,631円(3.82%)と4%を下回り、規模間の格差は拡大した。
- 定昇とベアの区別があると回答した131社のうち、ベースアップ（以下、ベア）を回答した企業は、124社(71.7%)で、ベアの平均額は10,145円（前年8,788円）となった。ベアの金額については、15,000円以上で妥結した企業が5社から18社と大幅に増加した。ベアの配分については、一律定額（77社）が最も多く、初任給の引き上げ（50社）、職務・資格別に配分（31社）が続いた。
- 企業が考慮した要素（複数回答可）は、「人材確保・定着」（121社）が最も多い、「物価の動向」（104社）、「世間相場」（102社）が続いている。前年同様、防衛的な賃上げをした企業が多くあったものと考えられる。

過去の妥決推移（最終報）		
	妥結額(円)	アップ率(%)
1990年	13,017	5.89
1991年	13,024	5.61
1992年	11,867	4.91
1993年	9,523	3.81
2021年	5,117	1.81
2022年	5,533	1.96
2023年	9,363	3.33
2024年	13,370	4.71
2025年	14,259	4.72

以上

(別紙)

県内企業の妥結状況 (本会調査 (6/12 現在)・執行部了承を含む)

	妥結会社	基準内賃金	年齢 勤続	妥結金額 (率)	前年妥結比 上段:金額、下段:率	前年妥結額 (率)
愛知県内企業 (全規模)	173社	302, 142 円	39. 8歳 15. 6年	14, 259円 (4. 72%)	+607円 (▲0. 10% イント)	13, 370 円 (4. 71%)
愛知県内企業 (300人未満)	51社	278, 557 円	41. 1歳 15. 4年	10, 631円 (3. 82%)	+82円 (▲0. 10% イント)	10, 436 円 (3. 92%)

前年妥結比は同一企業での比較、前年妥結額は前年同時期の集計であり、集計企業の違いから、前年妥結額と妥結比は一致しない。

※参考 (全国大手企業: 4/18時点日本経済新聞社調べ、中小企業: 6/2時点連合調べ)

全国大手企業 (日経新聞)	364社	349, 096円	39. 4歳	19, 207円 (5. 49%)	—	18, 601円 (5. 57%)
全国中小企業 (連合)	3412組合	—	—	12, 453円 (4. 70%)	—	11, 361円 (4. 45%)

(注) 1. 集計方法は、県内企業が単純平均、全国大手企業、中小企業が加重平均。

2. 愛知県内企業の173社中の26社は金額不明等のため集計から除いた。

3. 全国中小企業は2025年6月2日集計結果。同一企業による比較にはならない。

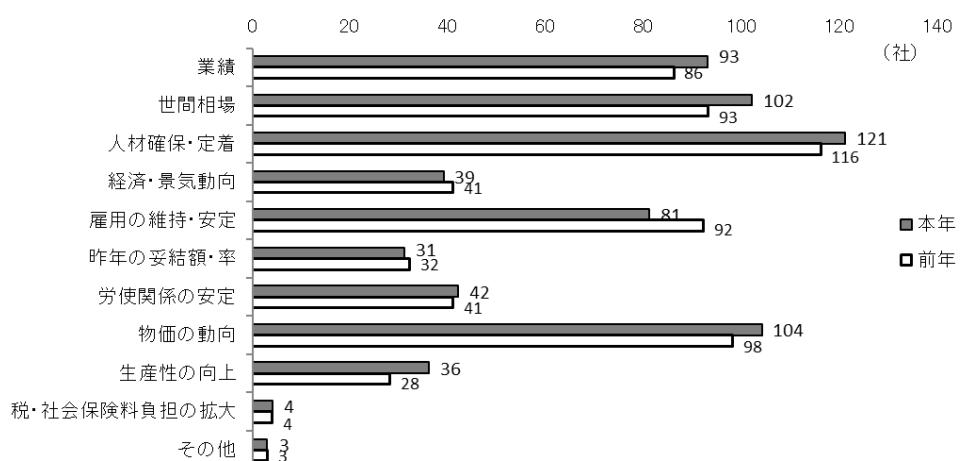
賃金改定状況 (2025年)

定昇とベアの区別	賃金改定の状況	社数	割合	前年割合
定昇とベアの区別 がある	定昇+ベア実施	124 社	(71. 7%)	(75. 0%)
	定昇のみ実施	7 社	(4. 0%)	(3. 4%)
	定昇一部実施	0 社	(0. 0%)	(0. 0%)
	賃金の改定を実施しない (賃金凍結)	0 社	(0. 0%)	(0. 0%)
定昇とベアの区別 がない	賃金を上げる改定を実施	21 社	(12. 1%)	(14. 8%)
	賃金の改定を実施しない (賃金凍結)	0 社	(0. 0%)	(0. 0%)
不明		21 社	(12. 1%)	(6. 8%)
妥結企業		173 社	(100. 0%)	(100. 0%)

定昇とベアを実施した企業における賃金引上げの状況 (2025年)

基準内賃金	305, 674 円
定昇+ベア	14, 544 円 (4. 76%)
[うちベア]	[10, 145 円] (3. 32%)

今季賃金交渉で考慮した要素 (複数選択可能)



価格交渉促進月間（2025年3月） フォローアップ調査結果

令和7年6月20日
中小企業庁

2025年3月 價格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年4月21日～5月30日

○回答企業数 65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

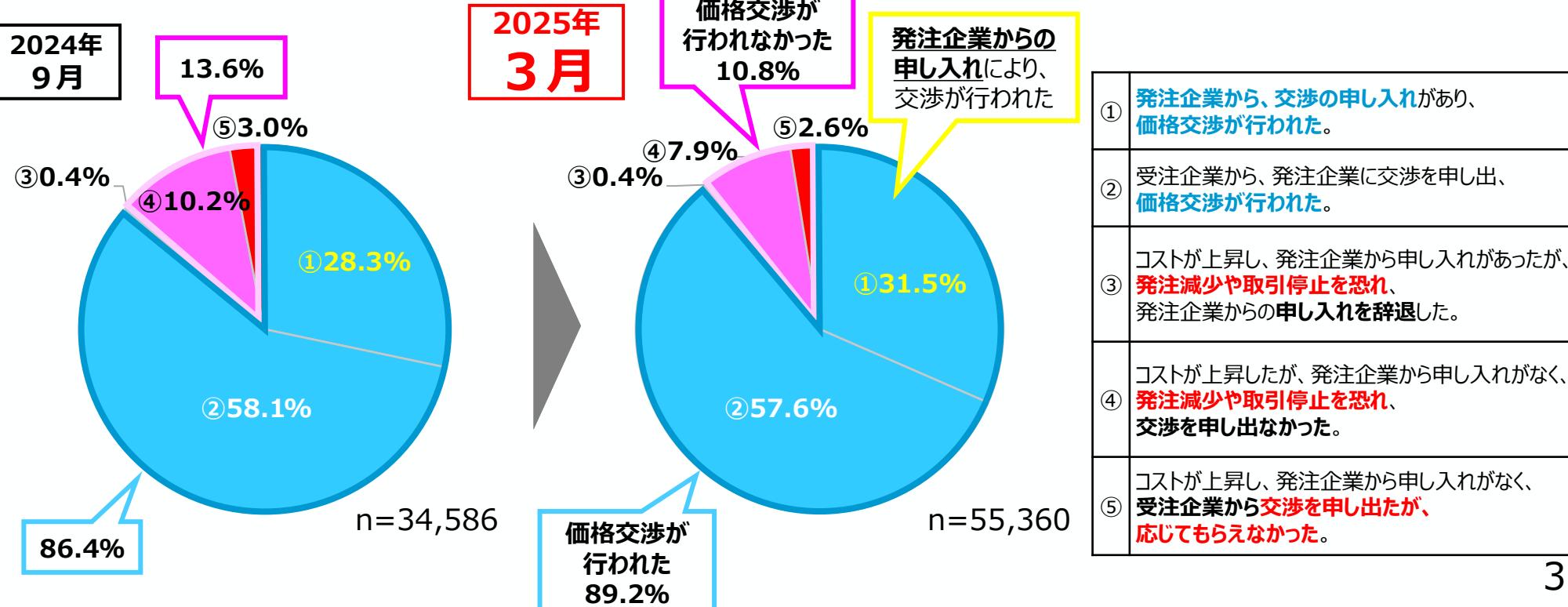
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→**10.8%**）。
 - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



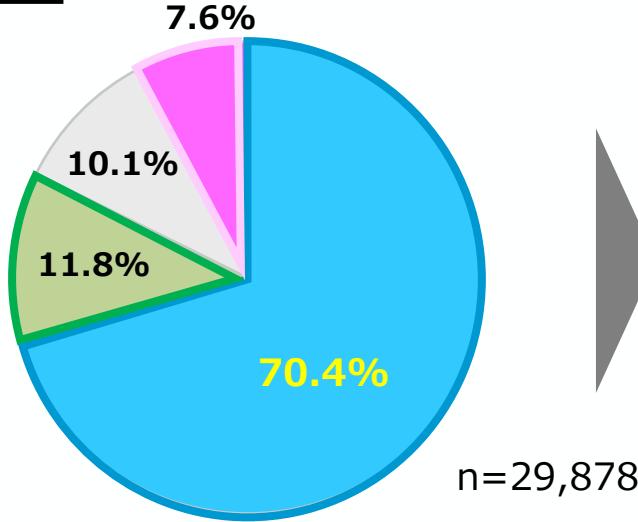
労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

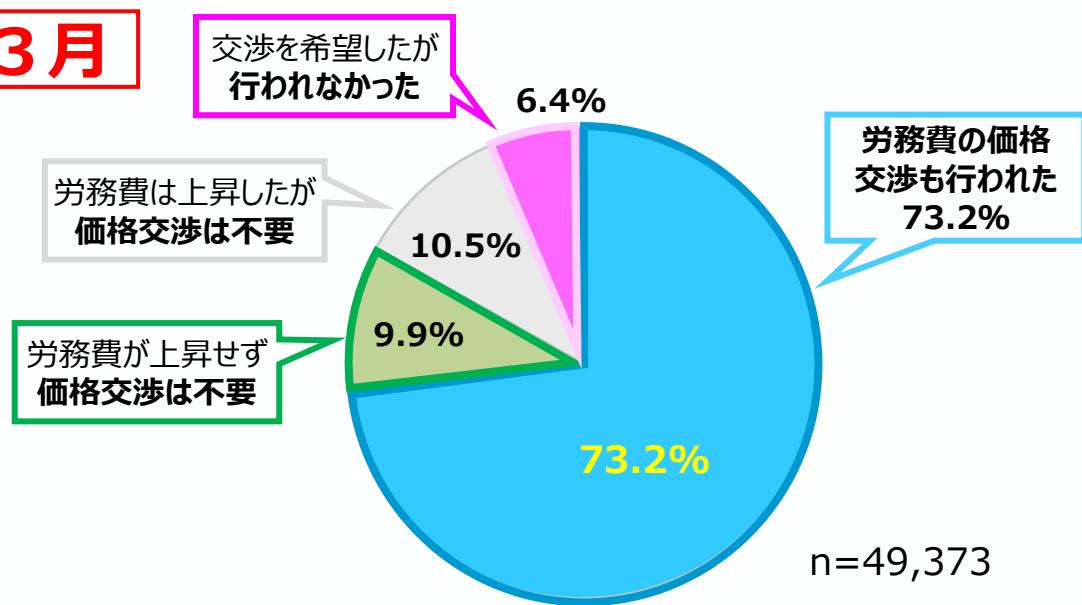
- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「**労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
 - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況

9月



3月



アンケート回答企業からの具体的な声

▲労務費については自助努力で解決すべき部分であるとして、交渉の協議を拒否された。

▲労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

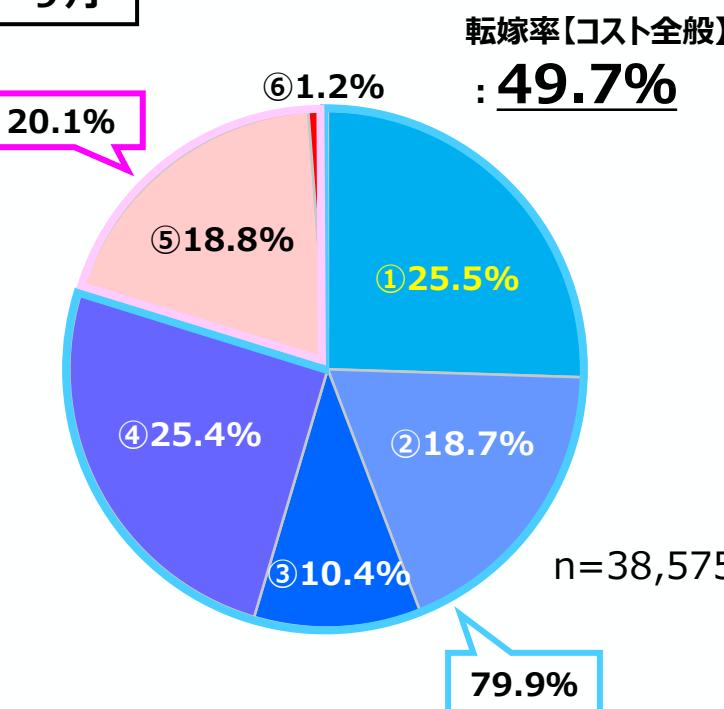
価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

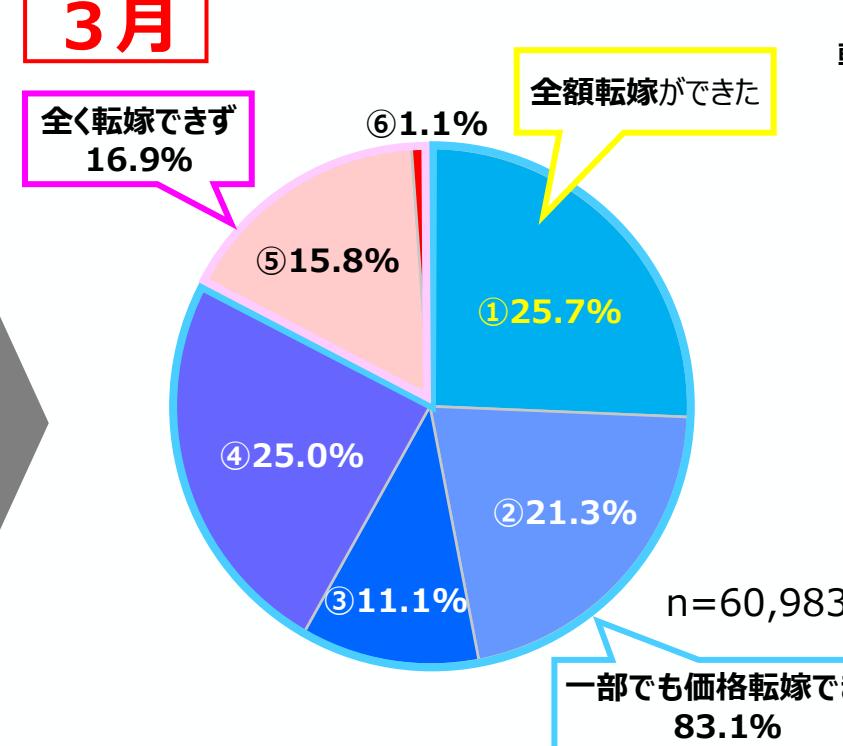
- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→**52.4%**）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかつた」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→**16.9%**）。
➢ 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月



3月



転嫁率【コスト全般】 : **52.4%**

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割
- ⑥マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
➢ 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

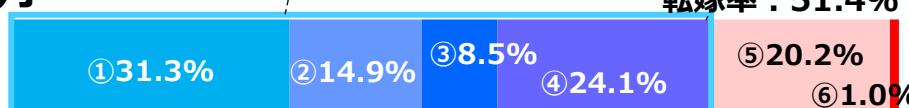
3月

転嫁率 : 54.5%



9月

転嫁率 : 51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

転嫁率 : 47.8%



9月

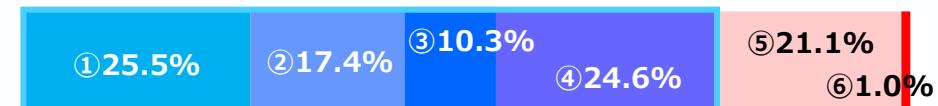
転嫁率 : 44.4%



労務費

3月

転嫁率 : 48.6%



9月

転嫁率 : 44.7%

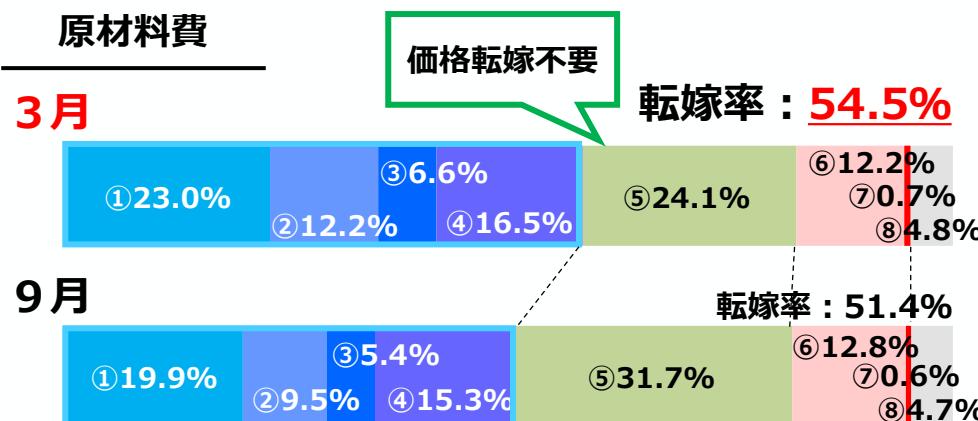


- | | | |
|------------|------------|------------|
| ① 10割 | ② 9割、8割、7割 | ③ 6割、5割、4割 |
| ④ 3割、2割、1割 | ⑤ 0割 | ⑥マイナス |

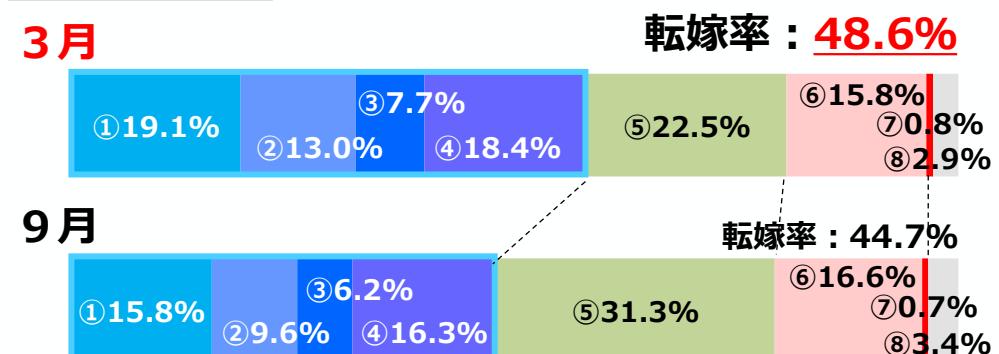
価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8～10ポイント増加。

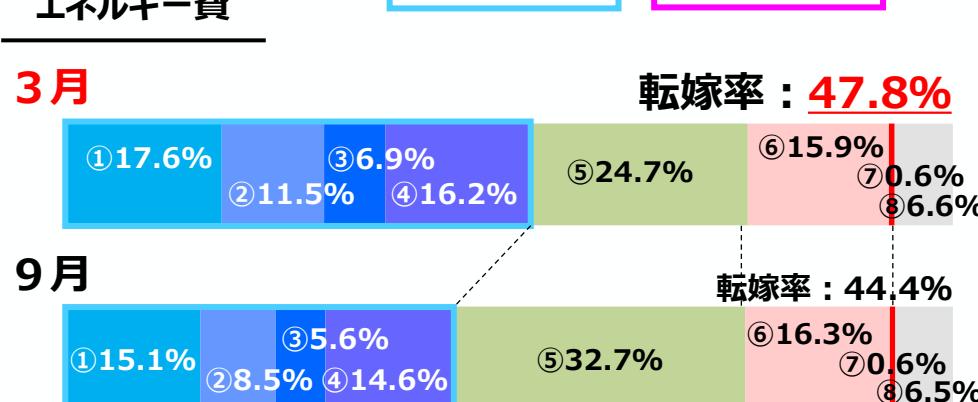
原材料費



労務費



エネルギー費



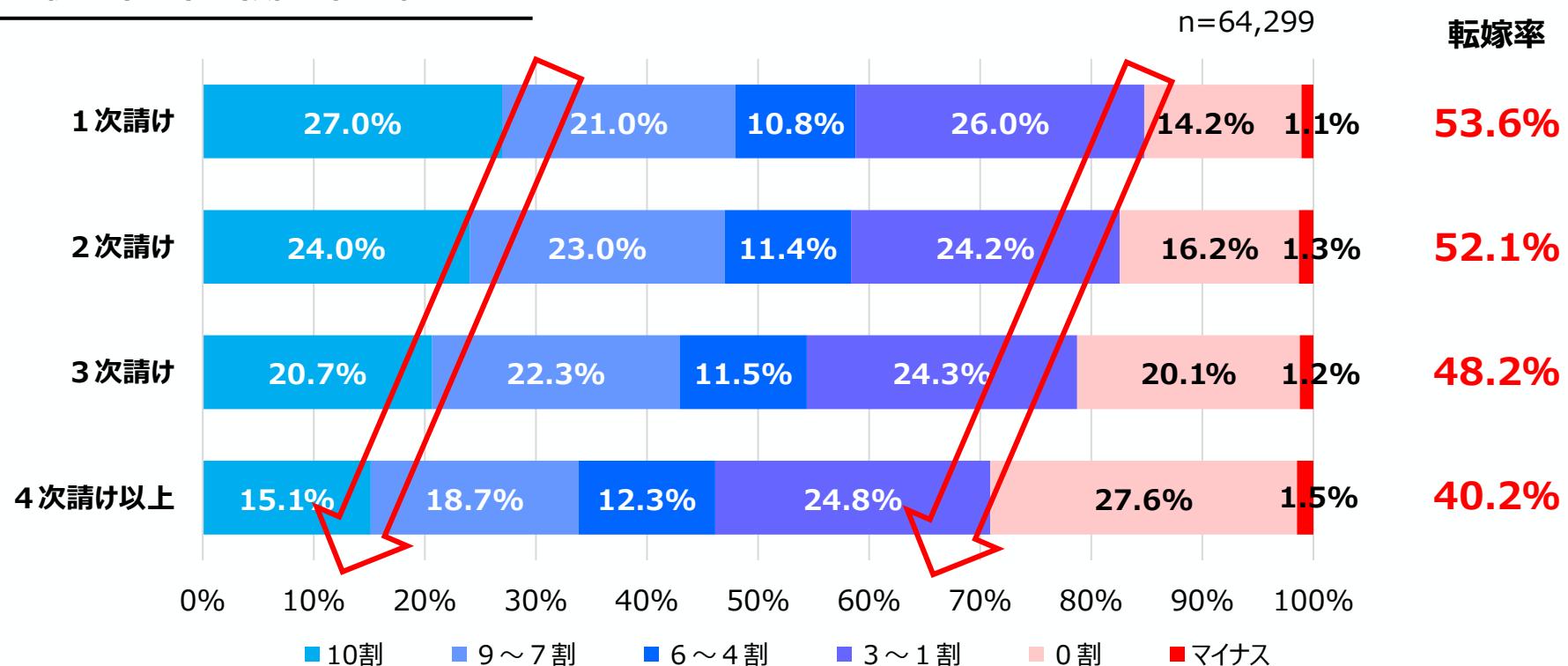
■ ①10割
 ■ ②9割8割7割
 ■ ③6割5割4割
 ■ ④3割2割1割
 ■ ⑤価格転嫁不要
 ■ ⑥0割
 ■ ⑦マイナス
 ■ ⑧当該費用は支払代金に含まれない

サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (53.6%)に対し、4次請け以上の企業は4割程度 (40.2%)。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかつた」又は「減額された」企業は、3割近く (29.1%)に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。
➢ より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

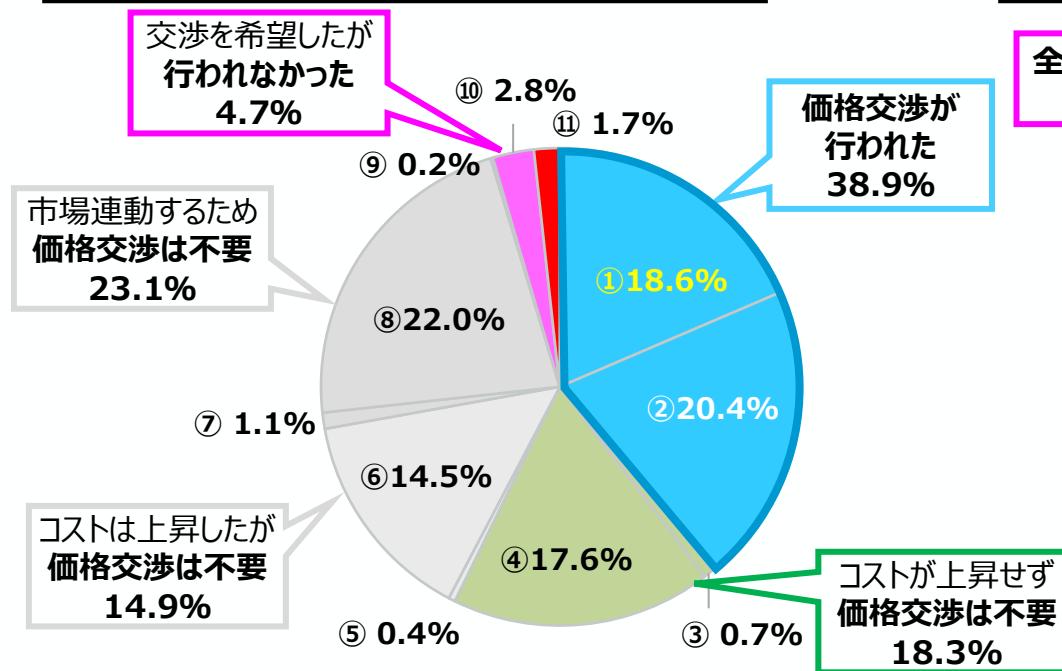


官公需(※)における価格交渉・価格転嫁の状況

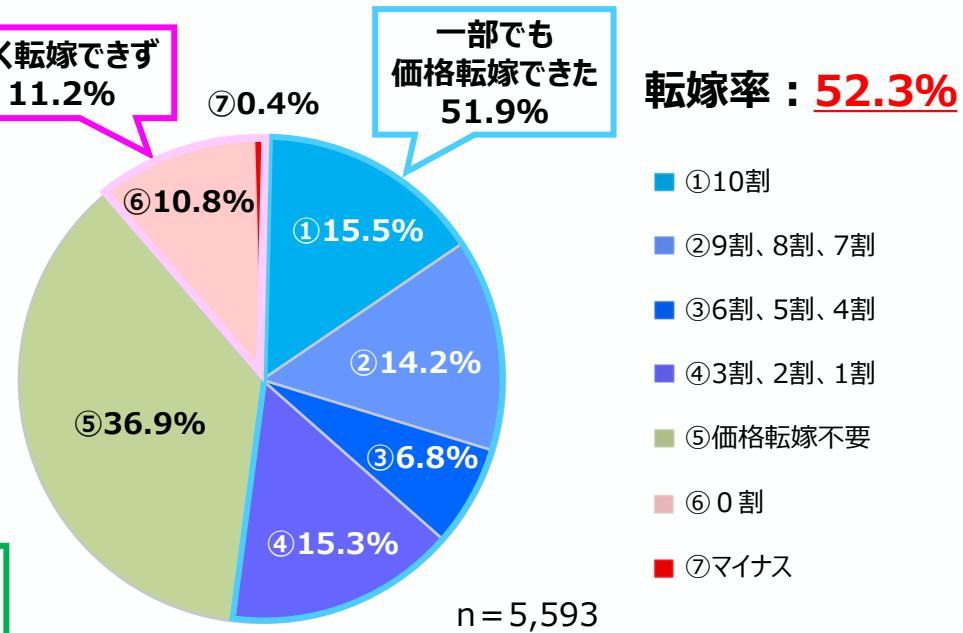
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約4割**（前回30.2%→**38.9%**。官公需以外では、6割超）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

- 入札公告時にインフレスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。
- ▲価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由に応じていただけないことがある。
- ▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

取引代金の支払条件の状況

- 発注側企業からの取引代金の支払いについて、「全額現金により支払われる」割合は、約8割 (81.8%)（残りの約2割は、支払いの一部又は全部で、手形・電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答）。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用がある場合に、交付から入金までの期間（サイト）が「60日以内」である割合は、約6割 (63.6%)。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、4割弱 (35.6%)。
- 支払手数料の負担について、「発注側企業が全額負担している」割合は、7割弱 (66.6%)。



アンケート回答企業からの具体的な声

○以前は、支払いがサイト120日の手形決済であったが、現在は翌月全額振込になり、資金繰りが改善した。

▲支払サイトの短縮を依頼したが、その分の金利を要求された。

手形等の支払サイト期間・割引料負担の状況

- 取引代金の支払いに手形等が利用されている場合、交付から入金までの期間（サイト）が「**60日以内**」である割合は、約6割（63.6%）。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、4割弱。
- 一方で、同期間が「**60日を超える**」割合は約3割超（36.4%）。
- また、交付から入金までの期間が「**60日超**」かつ「割引料を受注側企業に負担させている」割合は、手形等を利用している企業のうち、約3割（27.5%）に上る。
➤ 「取引代金の支払いは可能な限り現金によるものとする」旨や、「割引料等のコストについて、受注側企業の負担としない」よう定めた振興基準の更なる周知・徹底が重要。

